官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○保険業法の一部を改正する法律（五四）　八
○航空法等の一部を改正する法律（五五）　九
○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（五六）　一五
○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（五七）　三七
〔政　令〕
○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令（二〇四）　五〇
○都市計画法施行令等の一部を改正する政令（二〇五）　五一
○災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇六）　五二
○災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二〇七）　五三
〔条　約〕
○千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書（三）　五三
○東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正（四）　六二
〔府　令〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五二）　六三
〔省　令〕
○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六四）　六四
〔規　則〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（国家公安委一一）　六五
〔法規的告示〕
○原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示（経済産業八八）　七一
〔その他告示〕
○東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の日本国による受諾に関する件（外務二〇一）　五三
〔官庁報告〕
国家試験
令和七年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　六二
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責関係　六五
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇五
会社その他
会社決算公告　一一三
一一七

本号で公布された法令のあらまし

◇保険業法の一部を改正する法律（法律第五四号）
（金融庁）

1　特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設

特定大規模乗合損害保険代理店は、法令等遵守責任者を設置する措置、苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置等の体制整備を講ずるとともに、兼業特定保険募集人である場合にあっては、保険募集の業務以外の業務が保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視すること等の体制整備を講じなければならないこととした。（第二九四条の四関係）

2　保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲の拡大

保険会社、外国保険会社等及び保険持株会社に対して、兼業特定保険募集人が行う取引により保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、当該保険関連業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を講じなければならないこととした。（第一〇〇条の二の二、第一九三条の二及び第二七一条の二一の三関係）

3　保険契約の締結等に関する禁止行為の範囲の拡大

保険契約の締結等に関する禁止行為に関して、その対象となる行為につき、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加し、その対象となる者につき、保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を追加することとした。（第三〇〇条、第三〇一条及び第三〇一条の二関係）

4　保険仲立人に関する変更等の届出義務の対象の追加

保険仲立人に関する変更等の届出義務の対象につき、内閣府令で定めるときを追加することとした。（第二九〇条関係）

5　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**航空法等の一部を改正する法律**（法律第五五号）

（国土交通省）

一　航空法の一部改正関係

1　空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に定める事項に、地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項を追加することとした。（第四七条第二項第三号関係）

2　技能発揮訓練

㈠　操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練であって3の㈠の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録訓練機関」という。）等が行うもの等を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について一定の行為を行ってはならないこととした。（第七一条の五第一項関係）

㈡　㈠の「管理技能」とは、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であって、滑走路への誤進入その他の危険な事態の発生を防止するため航空機の操縦において必要となる複数の作業を適切に管理するためのものをいうこととした。（第七一条の五第二項関係）

㈢　操縦技能証明を有する者は、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について㈠の一定の行為を行う場合には、修了証明書等を携帯しなければならないこととした。（第七一条の六関係）

3　登録訓練機関

㈠　2の㈠の航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練（以下「訓練」という。）を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができることとした。（第九九条の二関係）

㈡　国土交通大臣は、㈠の規定により登録の申請をした者が一定の要件に適合しているときは、その登録をしなければならないこととした。（第九九条の三第一項関係）

㈢　登録訓練機関は、公正に、かつ、一定の時間数以上の訓練を行うこと等の基準に適合する方法により訓練の実施に関する事務（以下「訓練事務」という。）を実施しなければならないこととした。（第九九条の六第一項関係）

㈣　国土交通大臣は、登録訓練機関が㈢の規定等に違反していると認めるときは、当該登録訓練機関に対し、㈢の規定により訓練事務を行うべきこと等を命ずることができることとした。（第九九条の一一関係）

㈤　国土交通大臣は、登録訓練機関が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消すこと等ができることとした。（第九九条の一三関係）

4　罰則

罰則について、所要の規定を設けることとした。（第一五〇条、第一五〇条の二、第一五四条の二、第一五四条の三、第一五九条及び第一六二条関係）

二　空港法の一部改正関係

1　地方管理空港等における国土交通大臣による工事等の代行

㈠　国土交通大臣は、地方公共団体から要請があり、かつ、滑走路等の改良等の工事の実施体制等を勘案して、特定工事（地方管理空港の一定の要件に該当する滑走路等の改良等の工事をいう。以下同じ。）を当該地方公共団体に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができることとした。（第五条の二第一項関係）

㈡　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、成田国際空港株式会社等又は地方公共団体（以下「特定空港管理者」という。）から要請があり、かつ、災害復旧工事の実施体制等を勘案して、特定災害復旧工事（成田国際空港等又は地方管理空港の一定の要件に該当する災害復旧工事をいう。以下同じ。）を当該特定空港管理者に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができることとした。（第五条の二第二項関係）

2　地方管理空港における災害復旧工事に係る国土交通大臣の認定の特例

地方管理空港における災害復旧工事が緊急輸送の確保等のために行う応急のものである場合であって、地方公共団体がその旨を国土交通大臣に通知したときは、当該災害復旧工事に係る国土交通大臣の認定を要しないこととした。（第一〇条第二項関係）

3　国土交通大臣が地方公共団体等に代わって施行する工事の費用の負担

㈠　国土交通大臣が1の㈠又は㈡の規定により地方公共団体に代わって特定工事又は特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定工事又は特定災害復旧工事に要する費用は、国が負担金相当額（地方公共団体が自ら当該特定工事又は特定災害復旧工事を施行することとした場合に国が負担する金額等に相当する額をいう。㈡において同じ。）を、当該地方公共団体が当該特定工事又は特定災害復旧工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担等することとした。（第一〇条の二第一項及び第三項～第五項関係）

㈡　国土交通大臣が1の㈡の規定により成田国際空港株式会社等に代わって特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、成田国際空港株式会社等がそれぞれ負担することとした。（第一〇条の二第二項関係）

三　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律**（法律第五六号）（法務省）

1　総則

㈠　この法律において、譲渡担保契約とは、金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権（民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。以下この1及び2㈠(5)ロにおいて同じ。）その他の財産（次に掲げるものを除く。）を債権者に譲渡することを内容とする契約（㈡(2)に掲げるものを除く。）をいうこととした。（第二条第一号関係）

(1)　抵当権の目的とすることができる財産（次に掲げるものを除く。）

イ　農業動産信用法第二条第一項に規定する農業用動産

ロ　道路運送車両法による登録を受けた自動車

(2)　特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの実施権、商標権及びその使用権、育成者権及びその利用権、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利並びに防護標章登録に基づく権利

㈡　この法律において、所有権留保契約とは、次に掲げる契約をいうこととした。（第二条第一六号関係）

(1)　動産（抵当権の目的とすることができるもの（㈠(1)イ及びロに掲げるものを除く。）を除く。以下同じ。）の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者に留保する旨の定めのあるもの

(2)　売買契約等の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けるべき者が、第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者に対する当該動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者が、その支払を受けたときに、当該金銭の償還債務その他の金銭債務の担保として、当該第三者に当該動産の所有権を取得させることを約する契約であって、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの

2

譲渡担保契約

㈠　譲渡担保契約の効力

(1)　譲渡担保権の内容

譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することとした。（第三条関係）

(2)　同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約

譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができることとした。（第七条関係）

(3)　物上代位

譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができることとした。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないこととした。（第九条第一項関係）

(4)　根譲渡担保権の被担保債権の範囲

根譲渡担保権者は、確定した元本、利息、違約金、根譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、その根譲渡担保権を行使することができることとした。ただし、根譲渡担保契約において極度額の定めがあるときは、当該極度額を限度とすることとした。（第一四条関係）

(5)　根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡の対抗要件

イ　根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（㈡(5)において「特例法」という。）の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができないこととした。（第二三条第一項関係）

ロ　債権を目的とする根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、当該譲渡又は一部譲渡及びその譲渡又は一部譲渡につき登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができないこととした。（第二三条第二項関係）

(6)　根譲渡担保権の元本の確定事由

イ　根譲渡担保権者が譲渡担保財産について強制執行、担保権の実行又は物上代位による差押えを申し立てた場合（差押えがあった場合に限る。）、根譲渡担保権者が譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売による差押えがあったことを知った時から二週間を経過した場合等には、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定することとした。（第二六条第一項関係）

ロ　譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売による差押え等の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなすこととした。ただし、元本が確定したものとしてその根譲渡担保権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでないこととした。（第二六条第二項関係）

㈡　動産譲渡担保契約の効力

(1)　動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益

動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができることとした。（第二九条第一項関係）

(2)　妨害の停止の請求等

イ　動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害しているときにおけるその者に対する妨害の停止の請求等をすることができることとした。（第三〇条第一項関係）

ロ　動産譲渡担保権者は、㈠(1)に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害しているときにおけるその者に対する妨害の停止の請求等をすることができることとした。（第三〇条第二項関係）

(3)　牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の譲渡の対抗力

次に掲げる債務（その利息、違約金、動産譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。(6)において「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担保するために締結された動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡は、譲渡担保動産の引渡しがなくても、第三者に対抗することができることとした。（第三一条第一項関係）

イ　譲渡担保動産の代金の支払債務

ロ　譲渡担保動産の代金の支払債務の債務者から委託を受けた者が当該代金の支払債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務

(4)　動産譲渡担保権の順位

同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は、その動産の引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、登記又は登録）の前後によることとした。（第三二条関係）

(5)　占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例

占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し（特例法第三条第一項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を含む。）を受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権に劣後することとした。（第三六条第一項関係）

(6)　牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例

牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権に優先することとした。ただし、動産譲渡担保権者が次に掲げる時のうち最も早いものより後に譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、この限りでないこととした。（第三七条関係）

イ　他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時

ロ　他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権に限る。）の動産譲渡担保権者が(8)の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時又は譲渡担保動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時

(7)　特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約

動産譲渡担保契約は、次に掲げる事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲によって特定された動産を、一体として、その目的とすることができることとした。（第四〇条関係）

イ　譲渡担保動産の種類

ロ　譲渡担保動産の所在場所その他の事項の特例

(8)　集合動産譲渡担保権についての対抗要件

特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権を有する者は、動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたときは、当該動産特定範囲に将来において属する動産についても、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することを第三者に対抗することができることとした。（第四一条第一項関係）

(9)　集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分

イ　集合動産譲渡担保契約における動産譲渡担保権設定者は、動産特定範囲に属する動産の処分をすることができることとした。ただし、集合動産譲渡担保権者を害することを知っていたときは、この限りでないこととした。（第四二条第一項関係）

ロ　イ本文の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによることとした。（第四二条第二項関係）

ハ　集合動産譲渡担保権設定者が、集合動産譲渡担保権者を害することを知って動産特定範囲に属する動産の処分をし、又は口に規定する別段の定めによる処分権限の範囲を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をした場合には、その処分によって、平穏に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であるときは、即時にその動産について行使する権利を取得することとした。（第四二条第三項関係）

(10)　動産の補充等による価値の維持義務

集合動産譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によって、特定範囲所属動産の一体としての価値を、集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならないこととした。（第四三条関係）

(三)　債権譲渡担保契約の効力

(1)　債権譲渡担保権の順位

同一の債権について数個の債権譲渡担保権が互いに競合する場合には、その債権譲渡担保権の順位は、民法第四六七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後によることとした。（第四九条関係）

(2)　集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て

譲渡担保債権の発生年月日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより将来において属する債権を含むものとして定められた範囲によって特定された債権を一括して目的とする債権譲渡担保契約における債権譲渡担保権設定者は、集合債権譲渡担保契約に債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる旨の定めがあるときは、当該債権特定範囲に属する債権を取り立てることができることとした。（第五三条第一項関係）

(四)　譲渡担保権の実行等

(1)　動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行

イ　動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知をしたときは、当該被担保債権は、帰属清算の通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下このイ及び(2)イにおいて同じ。）を受けた時のいずれか早い時（帰属清算の通知の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、帰属清算の通知の時）に、帰属清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅することとした。（第六〇条第一項関係）

(イ)　譲渡担保動産をもって被担保債権の弁済に充てること。

(ロ)　帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

(ハ)　帰属清算時における被担保債権の額

ロ　イ(ロ)の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないこととした。（第六〇条第二項関係）

ハ　動産譲渡担保権者は、帰属清算時における譲渡担保動産の価額が帰属清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないこととした。（第六〇条第四項関係）

ニ　民法第五三三条の規定は、帰属清算金の支払の債務（イ(ロ)の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が帰属清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用することとした。（第六〇条第五項関係）

(2)　動産譲渡担保権の処分清算方式による実行

イ　動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が第三者に対して譲渡担保動産の譲渡をしたときは、当該被担保債権は、ロの規定による通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時（処分清算譲渡の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が処分清算譲渡をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、処分清算譲渡の時）に、処分清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅することとした。（第六一条第一項関係）

ロ　動産譲渡担保権者は、処分清算譲渡をしたときは、遅滞なく、動産譲渡担保権設定者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないこととした。（第六一条第二項関係）

(イ)　処分清算譲渡をしたこと。

(ロ)　処分清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

(ハ)　処分清算時における被担保債権の額

ハ　ロ(ロ)の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないこととした。（第六一条第三項関係）

ニ　動産譲渡担保権者は、処分清算時における譲渡担保動産の価額が処分清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないこととした。（第六一条第五項関係）

ホ　民法第五三三条の規定は、処分清算金の支払の債務（ロ(ロ)の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が処分清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用することとした。（第六一条第六項関係）

(3)　集合動産譲渡担保権の実行

イ　集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならないこととした。（第六六条第一項関係）

ロ　イの規定による通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合する集合動産譲渡担保権は、当該通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した後に、当該通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属するに至った動産には及ばないこととした。（第六六条第二項関係）

ハ　イの規定による通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、実行対象動産特定範囲に属する動産（ロの規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないこととした。（第六六条第三項関係）

ニ　ロの規定に反する特約は、無効とすることとした。（第六六条第六項関係）

(4)　集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等

イ　(一)(3)又は(1)イ若しくは(2)イの規定等により集合動産譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅し、かつ、その消滅した額が次に掲げる額のうちいずれか大きい方の額を超える場合において、集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定等があったときは、集合動産譲渡担保権者は、その超える額に相当する金銭を破産財団、再生債務者財産等に組み入れなければならないこととした。ただし、当該集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した日から一年を経過した日以後に破産手

続開始、再生手続開始等の申立てがあったときは、この限りでないこととした。（第七一条第一項関係）

(イ)　集合動産譲渡担保権の目的である動産の価額に一〇分の九を乗じた額

(ロ)　当該集合動産譲渡担保権の実行の費用及び集合動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権が複数ある場合にあっては、その最も優先するもの）の被担保債権の元本の合計額

ロ　集合動産譲渡担保権設定者又はその債権者は、イの義務の履行を確保するため必要があるときは、集合動産譲渡担保権者に対して相当の担保を請求することができることとした。（第七一条第五項関係）

(5)　動産譲渡担保権者による配当要求及び動産競売の申立て

イ　動産譲渡担保権者による配当要求及び動産譲渡担保権者に対する配当又は弁済金の交付については、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第一三三条及び第一四一条第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに同法第一四二条第二項において準用する同法第九一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定を適用することとした。（第七二条第一項関係）

(6)　動産譲渡担保権者による担保権の実行としての競売の申立てについては、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第一九〇条の規定を適用することとした。（第七二条第二項関係）

(6)　動産譲渡担保権の実行のための保全処分

裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、債務者、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者が、価格減少行為等（譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この(6)において同じ。）をし、又はそのおそれがあるときは、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者の申立てにより、当該動産譲渡担保権者等が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、価格減少行為等を禁止することを命ずる保全処分又は公示保全処分等を命ずることができることとした。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでないこととした。（第七五条第一項関係）

(7)　動産譲渡担保権の実行のための引渡命令

裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間、当該動産譲渡担保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を当該動産譲渡担保権者に引き渡すべき旨を命ずることができることとした。ただし、当該動産譲渡担保権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでないこととした。（第七六条第一項関係）

(8)　動産譲渡担保権の実行後の引渡命令

裁判所は、帰属清算時又は処分清算時の後、帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者の申立てにより、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨（(1)イ(ロ)の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合又は(2)ロ(ロ)の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合にあっては、それぞれその差額に相当する金銭の支払と引換えに譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨）を命ずることができることとした。ただし、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでないこととした。（第七八条第一項関係）

(9)　債権譲渡担保権者による債権の取立て

債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができることとした。（第九二条第一項関係）

(10)　集合債権譲渡担保権の実行

集合債権譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合債権譲渡担保権者が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属債権について(9)の規定による取立て、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができないこととした。ただし、第三債務者にもその旨を通知しなければ、これをもって第三債務者に対抗することができないこととした。（第九四条関係）

(11)　集合債権譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等

(4)の規定は、(9)等の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅した場合について準用することとした。（第九五条関係）

(五)　破産手続等における譲渡担保権の取扱い

(1)　破産手続等における譲渡担保権の取扱い

譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者については、破産法中破産財団に属する財産につき質権を有する者に関する規定（譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあっては、同法第一八四条第二項から第四項までの規定を除く。）を適用し、民事再生法、会社更生法その他の法律の規定の適用についても同様とすることとした。（第九七条関係）

(2)　再生手続における担保権の実行手続の取消命令

裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより、担保を立てさせて、(四)(3)イの規定による通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は(四)(10)本文の規定による通知の取消しを命ずることができることとした。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が再生手続における共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないこととした。（第九九条第一項関係）

(3)　破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力

集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定等があった場合には、(四)(3)イの規定による通知があったものとみなして、(四)(3)ロからニまでの規定を適用することとした。（第一〇六条関係）

(4)　破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力

イ　集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定等があったときは、集合債権譲渡担保権は、その後に発生した債権には及ばないこととした。（第一〇七条第一項関係）

ロ　集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定等があったときも、イと同様とすることとした。ただし、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りでないこととした。（第一〇七条第二項関係）

(5)　動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等

イ　集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合において、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第一六二条第一項等の規定を適用することとした。（第一〇八条第一項関係）

ロ　集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合において、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その債

権を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第一六二条第一項等の規定を適用することとした。（第一〇八条第二項関係）

3　所有権留保契約

㈠　動産の所有権の留保の対抗要件

(1)　所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産の留保買主等から留保売主等への引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、留保売主等を所有者とする登記又は登録）がなければ、第三者に対抗することができないこととした。（第一〇九条第一項関係）

(2)　(1)の規定にかかわらず、次に掲げる債務（その利息、違約金、留保所有権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。）のみを担保するために締結された所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を除く。以下この(2)において同じ。）の引渡しがなくても、第三者に対抗することができることとした。（第一〇九条第二項関係）

イ　1㈡(1)に規定する所有権留保契約における所有権留保動産の代金の支払債務

ロ　1㈡(2)に規定する所有権留保契約における償還債務（所有権留保動産の代金の支払債務を履行したことによって生ずるものに限る。）

㈡　譲渡担保契約の規定の準用等

2㈡(3)、㈢及び㈣(9)～(11)を除く。）の規定（動産譲渡担保契約に係る部分に限る。）は、留保所有権について準用することとした。（第一一一条第一項関係）

4　その他

その他所要の規定を整備することとした。

5　附則

㈠　経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第三八条関係）

㈡　施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第五七号）（法務省）

1　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律ほか二五の関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この法律は、一部の規定を除き、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（警察庁）

一　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正関係

インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に関する規定を改めることとした。（第一条関係）

二　特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正関係

カジノ事業の免許等の欠格事由に係る罪に関する規定を改めることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四五号）の施行の日から施行することとした。

◇都市計画法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇五号）（内閣府本府・国土交通省）

一　都市計画法施行令の一部改正関係

開発許可が不要となる国、都道府県又は市町村等が直接その事務又は事業の用に供する建築物から、乳児等通園支援事業の用に供する施設を除くこととした。（第二一条第二六号ロ関係）

二　活動火山対策特別措置法施行令の一部改正関係

火山災害警戒地域内にある場合に市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めなければならない施設に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第一条第二項第一号関係）

三　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正関係

航空機騒音障害防止地区内において建築しようとする場合に防音上有効な構造としなければならない建築物等に、乳児等通園支援事業を行う施設を追加することとした。（第六条第一号関係）

四　特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正関係

浸水被害防止区域内において特定開発行為又は特定建築行為をする場合に都道府県知事等の許可を受けなければならない制限用途に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第一九条第一号関係）

五　津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正関係

1　市町村地域防災計画等にその名称及び所在地が定められた場合に避難確保計画の作成等をしなければならない施設に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第一九条第一号関係）

2　津波災害特別警戒区域内において特定開発行為又は特定建築行為をする場合に都道府県知事等の許可を受けなければならない制限用途に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第二一条第一号関係）

六　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正関係

公営住宅建替事業に関する事項として地域住宅計画に記載することができる公共公益施設に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第二条第一号関係）

七　施行期日

この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇六号）（内閣府本府）

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五一号）の施行期日は、令和七年七月一日とすることとした。

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二〇七号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法施行令の一部改正関係

1　中央防災会議の委員の定数を、二八人以内とすることとした。（第三条第一項関係）

2　指定行政機関の長等は、災害対策基本法第七八条の二第一項第二号に掲げる場合に該当するときにおいて市町村長が実施すべき応急措置を代行した場合であって、同号に規定する応急措置を実施する緊急の必要がなくなった場合に該当すると認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならないこととした。（第三三条の六第二項関係）

二　災害救助法施行令の一部改正関係

災害救助法第七条第一項及び第二項に規定する医療関係者等の範囲に、栄養士等を追加することとした。（第四条関係）

三　職員の退職管理に関する政令の一部改正関係

1　防災監を、国家公務員法第一〇六条の四第三項の長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職に追加することとした。（第一五条第一項関係）

2　防災監を、国家公務員法第一〇六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者等に追加することとした。（別表第二関係）

四　施行期日

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行することとした。

◇千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書（条約第三号）（外務省）

この確認書は、本文、この確認書に附属する日本国の特定の約束に係る表（以下「約束表」という。）の改善、日本国の約束表に掲げる全ての分野（金融サービスを除く。）について適用するサービスに係る国内規制に関する規律（以下「規律」という。）及び日本国の約束表に掲げる金融サービスの分野について適用する金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律（以下「代替的な規律」という。）から成り、その概要は、次のとおりである。

1　本文

(一)　この確認書に附属する日本国の約束表の改善は、平成一二年（二〇〇〇年）四月一八日にサービスの貿易に関する理事会が採択した約束表の訂正又は改善に関する確認のための手続により確定されたものであることを確認する。

(二)　この確認書に附属する日本国の約束表の改善は、我が国政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関（以下「WTO」という。）事務局長に宛てる通告書に従って効力を生ずる。

2　日本国の約束表

(一)　約束表とは、WTO加盟国が、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定（以下「GATS」という。）第二〇条の規定に従い、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対するGATS第一六条（市場アクセス）及び第一七条（内国民待遇）の義務を受け入れるサービス分野、当該義務に関する条件及び制限、当該分野におけるサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する追加的な約束（GATS第一八条）等を記載する表であり、約束表は、GATSの不可分の一部を成す。

(二)　この確認書に附属する日本国の約束表の改善は、規律及び代替的な規律に関して日本国の約束表に追加的な約束を記載したものである。

3　サービスに係る国内規制に関する規律

(一)　規律の適用範囲（規律一～三関係）

(1)　規律は、加盟国による措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連するものについて適用することを定める。（規律一関係）

(2)　規律は、GATS第一六条又は第一七条の規定に従って加盟国の約束表に定める制限又は条件については、適用しないことを定める。（規律二関係）

(3)　規律の適用上、「許可」の定義を定める。（規律三関係）

(二)　申請の提出（規律四関係）

加盟国は、実行可能な範囲内で、申請者に対し、許可のための各申請について二以上の自国の権限のある当局に連絡することを要求しないようにすること等を定める。

(三)　申請の日程（規律五関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が実行可能な範囲内で年間を通じていつでも申請の提出を認めることを確保すること等を定める。

(四)　電子的申請及び写しの受理（規律六関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が、競合する優先事項及び資源の制約を考慮しつつ、電子的様式による申請を受理するよう努めること等を確保することを定める。

(五)　申請の審査（規律七及び八関係）

(1)　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が、実行可能な範囲内で申請の審査のための指標となる日程を提供すること、申請者の要請に応じ申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること、実行可能な範囲内で申請に不備がないことを不当に遅滞することなく確認すること等を定める。（規律七関係）

(2)　加盟国の権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく、適用される条件に従い当該許可の効力が生ずることを確保すること等を定める。（規律八関係）

(六)　手数料（規律九関係）

加盟国は、自国の権限のある当局が徴収する許可に係る手数料が、合理的な、かつ、透明性を有するものであること、措置に定められた権限に基づくこと及び当該手数料自体が関連するサービスの提供に対する制限とならないことを確保すること等を定める。

(七)　資格の評価（規律一〇関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可につき試験を要求する場合には、自国の権限のある当局が、合理的な頻度の期間ごとに当該試験を行い、及び申請者が当該試験の受験を申請することができるようにするための合理的な期間を与えることを確保すること並びに費用、行政上の負担及び関係する手続の信頼性を考慮して、当該試験の受験の電子的様式による申請を受理し、及び実行可能な範囲内で当該試験の手続に係るその他の事項について電子的手段の利用を検討するよう奨励されることを定める。

(八)　承認（規律一一関係）

加盟国の職業団体が職業上の資格、免許又は登録の承認に関連する問題について他の加盟国の職業団体との対話の機会を設けることに相互に関心を有する場合において、要請があり、かつ、適当であるときは、関係する加盟国は、これらの団体の対話を支援することを検討すべきであることを定める。

(九)　独立性（規律一二関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、自国の権限のある当局が、許可が必要なサービスを提供する者から独立した態様で、決定を行い、かつ、当該決定を実施することを確保すること等を定める。

(一〇)　公表及び利用可能な情報（規律一三関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、GATS第三条の規定を適用するほか、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者が当該許可を取得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を速やかに公表し、又は書面により公に利用可能なものとすること等を定める。

(二)　意見の提出の機会及び効力発生前の情報（規律一四～一九関係）

(1)　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、次のいずれかのものを事前に公表すること等を定める。（規律一四関係）

イ　一般に適用される自国の法令であって、規律の適用範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするもの（規律一四(a)関係）

ロ　規律一四(a)に規定する法令についての十分な詳細を提供する文書であって、利害関係を有する者及び他の加盟国が自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように重大な影響を受けるかについて評価することを可能とするもの（規律一四(b)関係）

(2)　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、一般に適用される手続及び行政上の決定であって、規律の適用範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするものについて規律一四の規定を適用するよう奨励されることを定める。（規律一五関係）

(3)　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、利害関係を有する者及び他の加盟国に対し、規律一四又は一五の規定に従って公表される措置の案又は文書に関する意見を提出するための合理的な機会を与えることを定める。（規律一六関係）

(4)　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、規律一六の規定に従って受領した意見を検討すること等を定める。（規律一七関係）

(5)　加盟国は、規律一四(a)に規定する法令を公表するに際し、又はその公表の前に、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、当該法令の目的及び理由を説明するよう奨励されることを定める。（規律一八関係）

(6)　加盟国は、実行可能な範囲内で、規律一四(a)に規定する法令の条文の公表とサービス提供者が当該法令を遵守しなければならない日との間に合理的な期間を置くよう努めることを定める。（規律一九関係）

(三)　照会所（規律二〇関係）

加盟国は、規律が適用される措置について、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設けること等を定める。

(三)　技術上の基準（規律二一関係）

加盟国は、自国の権限のある当局に対し、技術上の基準を採用する場合には、開かれた、かつ、透明性を有する手続を通じて策定された技術上の基準を採用するよう奨励し、及び技術上の基準を策定するために指定された団体（関係国際機関を含む。）に対し、開かれた、かつ、透明性を有する手続を利用するよう奨励すること等を定める。

(四)　措置の策定（規律二二関係）

加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準に基づくこと、手続が公平であること等を確保することを定める。

4　金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律

代替的な規律の内容は規律と概ね同一であるが、主な違いとして、代替的な規律は技術上の基準についての規定を設けていないこと等が挙げられる。また、代替的な規律においては、手数料につき、加盟国は、自国の権限のある当局が、申請者に対し、手数料の表又は手数料の額がどのように決定されるかについての情報を提供することを確保すること等を定める。（代替的な規律八関係）

◇東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正（条約第四号）（外務省）

この改正は、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター（以下「センター」という。）の義務的拠出金の分担率の改定等のための改正について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　センターの義務的拠出金の日本国とＡＳＥＡＮ構成国との分担の比率を五年間で段階的に、現行の七対一から四対一に改定する。

2　この改正の後の義務的拠出金の分担率の改定は、この改正によってセンターを設立する協定に加えられた附属書の改正により行われ、当該附属書の改正は、理事会が採択した時に効力を生ずる。

法　律

保険業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十四号

保険業法の一部を改正する法律

保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百条の二の二第一項中「又はその親金融機関等」を「、当該保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人又は当該保険会社の親金融機関等」に、「又はその子金融機関等が行う業務（保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客」を「、当該兼業特定保険募集人又は当該子金融機関等が行う保険関連業務（第九十七条、第九十八条及び第九十九条（これらの規定を第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定並びに他の法律により保険会社又は外国保険会社等が行うことができる業務をいう。以下同じ。）に係る顧客（当該兼業特定保険募集人にあっては、当該保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）」に、「当該業務」を「当該保険関連業務」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の「兼業特定保険募集人」とは、第二百七十六条に規定する特定保険募集人のうち、第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務以外の業務（当該業務の対価にその所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものに限る。）を行う者をいう。

第百九十三条の二第一項中「又はその親金融機関等」を「、当該外国保険会社等を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人（第百条の二の二第二項に規定する兼業特定保険募集人をいう。以下この項において同じ。）又は当該外国保険会社等の親金融機関等」に、「又はその子金融機関等が行う業務（保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客」を「、当該兼業特定保険募集人又は当該子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客（当該兼業特定保険募集人にあっては、当該外国保険会社等から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）」に、「当該業務」を「当該保険関連業務」に改める。

第二百七十一条の二十一の三第一項中「その子会社である保険会社」を「その子会社である保険会社、当該保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人（第百条の二の二第二項に規定する兼業特定保険募集人をいう。以下この項において同じ。）」に、「保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の」を「保険会社、当該兼業特定保険募集人又は当該」に、「業務（保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客」を「保険関連業務に係る顧客（当該兼業特定保険募集人にあっては、当該保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）」に、「当該業務」を「当該保険関連業務」に改める。

第二百九十条第一項に次の一号を加える。

八　その他内閣府令で定めるとき　内閣府令で定める者

第二百九十四条の三第一項中「この条」の下に「、次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する措置）

第二百九十四条の四　特定大規模乗合損害保険代理店（損害保険代理店のうち、二以上の所属保険会社等を有する法人であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当するものをいう。第二号及び第四号において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。次号において同じ。）を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（同号において「法令等遵守責任者」という。）を設置すること。

二　本店又は主たる事務所に、法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者を設置すること。

三　保険募集の業務に係る苦情を受け付けるための体制の整備、当該苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の保険募集の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として内閣府令で定める措置

四　第百条の二の二第二項に規定する兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店にあっては、次に掲げる措置

イ　その行う保険募集の業務以外の業務（第百条の二の二第二項に規定する保険募集の業務以外の業務をいい、保険金の支払の請求に関するものに限る。以下この号において同じ。）が保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視することその他の当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務により当該特定大規模乗合損害保険代理店又はその所属保険会社等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するために必要な措置として内閣府令で定める措置

ロ　その行う保険募集の業務以外の業務に係る苦情を受け付けるための体制の整備、当該苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として内閣府令で定める措置

五　その他内閣府令で定める措置

第三百条第一項第五号中「又は被保険者」を「若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」に、「、割戻し」を「又は割戻し、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」に改め、同項第八号中「当該保険契約者又は被保険者に」を削り、「）が」の下に「当該保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者に」を加える。

第三百一条第一号中「又は被保険者」を「若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」に改め、同条第二号中「若しくはこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」を加える。

第三百一条の二第一号中「保険会社等又は」を「保険会社等若しくは」に、「又は被保険者」を「若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」に改め、同条第二号中「保険会社等又は」を「保険会社等若しくは」に改め、「被保険者」の下に「又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（消費生活協同組合法及び中小企業等協同組合法の一部改正）

第二条　次に掲げる法律の規定中「第三百条第一項第七号及び第九号」を「第三百条第一項第五号及び第七号から第九号まで」に改める。

一　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の二第三項

二　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第一項

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二の表第三百条第一項第七号の項中「第三百条第一項第七号」を「第三百条第一項第五号及び第七号」に改め、同表第三百条第一項第八号の項を次のように改める。

第三百条第一項第八号	特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は当該保険持株会社等（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）の子会社等（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者	子会社等（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する保険業法第百三十二条第一項に規定する子会社等	内閣府令
		主務省令	

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の保険業法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

航空法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十五号

航空法等の一部を改正する法律

（航空法の一部改正）

第一条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　航空機の運航（第五十七条―第九十九条）」を「第六章　航空機の運航等　第一節　航空機の運航（第五十七条―第九十九条）　第二節　登録訓練機関（第九十九条の二―第九十九条の十五）」に改める。

第四十七条第二項第二号中「事項」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第六号中「ほか」の下に「航空機によるエプロンの利用の調整その他の」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項

第四十七条第三項中「第一項の空港等又は航空保安施設」を「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」に改める。

第四十七条の二第二項中「離陸又は着陸」を「離陸（そのための地上走行を含む。）又は着陸（これに引き続く地上走行を含む。）」に改める。

第五十五条の二に次の二項を加える。

4　国土交通大臣が空港法第五条の二第一項（同法附則第八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第五条の二第一項に規定する特定工事を施行する場合における第四十七条第一項の規定の適用については、同項中「空港等の設置者又は」とあるのは「国土交通大臣又は空港等の設置者若しくは」と、「当該施設」とあるのは「それぞれ空港法第五条の二第一項（同法附則第八条において準用する場合を含む。）に規定する特定工事に係る施設又は当該施設以外の施設」とする。

5　前項の規定は、国土交通大臣が空港法第五条の二第三項（同法附則第八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第五条の二第三項に規定する特定業務を行う場合について準用する。この場合において、前項中「それぞれ空港法第五条の二第一項」とあるのは「それぞれ空港法第五条の二第三項」と、「特定工事に」とあるのは「特定業務に」と読み替えるものとする。

第六章の章名中「運航」を「運航等」に改め、同章中第五十七条の前に次の節名を付する。

第一節　航空機の運航

第七十一条の四の次に次の二条を加える。

（技能発揮訓練）

第七十一条の五　操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練であつて第九十九条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録訓練機関」という。）（第九十九条の十四第一項の規定により国土交通大臣が当該訓練を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うもの又はこれと同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する訓練（以下この項及び次条において「技能発揮訓練」という。）を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該技能発揮訓練は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に修了したものでなければならない。

一　航空交通管制圏に係る空港等から航空機を離陸させ、又はその離陸のために航空機を地上走行させる操縦（第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習又は前条第一項の操縦の練習のために行うものを除く。）

二　前号に規定する空港等へ航空機を着陸させ、又はその着陸のために降下飛行させる操縦（第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習又は前条第一項の操縦の練習のために行うものを除く。）

三　第一号に規定する空港等を使用して行う第三十五条第一項各号又は前条第一項の操縦の練習の監督

四　第一号に規定する空港等を使用して行う第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2　前項の「管理技能」とは、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつて、滑走路への誤進入その他の国土交通省令で定める危険な事態の発生を防止するため航空機の操縦において必要となる複数の作業を適切に管理するためのものをいう。

3　第一項の規定は、国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。

（修了証明書等の携帯義務）

第七十一条の六　操縦技能証明を有する者は、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について前条第一項各号に掲げる行為を行う場合（同条第三項に規定する場合を除く。）には、第九十九条の六第二項に規定する修了証明書その他の技能発揮訓練を修了したことを証する書面（第百五十条の二において「修了証明書等」という。）を携帯しなければならない。ただし、その者が技能発揮訓練のうち前条第一項の国土交通省令で定める要件に該当するものを修了したことが明らかである場合として国土交通省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

第九十六条第一項中「又は航空交通管制圏」を「若しくは航空交通管制圏又は航空交通管制圏に係る空港等の着陸帯若しくは誘導路の区域（次項及び第三項第三号において「着陸帯等」という。）に、「又は飛行の方法」を「、飛行の方法又は地上走行の方法」に改め、同条第二項中「第二条第十三項の国土交通大臣が指定する」を「航空交通管制圏に係る」に改め、「、」は「の下に「、着陸帯等において業務を行う場合は」を加え、同条第三項第一号中「及び」を「（そのための地上走行を含む。）及び」に、「これ」を「その離陸」に改め、同項第二号中「及び」を「（これに引き続く地上走行を含む。）及び」に改め、同項第三号中「における」を「又は着陸帯等における」に改める。

第九十六条の二第一項中「又は民間訓練試験空域」を「若しくは民間訓練試験空域又は航空交通情報圏に係る空港等の着陸帯若しくは誘導路の区域」に、「当該空域」を「当該空域又は区域」に改める。

第六章に次の一節を加える。

第二節　登録訓練機関

（登録訓練機関の登録）

第九十九条の二　第七十一条の五第一項の航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練（以下この節において「訓練」という。）を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第九十九条の三　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　訓練の用に供する施設、設備又は教材が次に掲げる要件に適合すること。

イ　対面により訓練を行うために必要な講義室又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することにより訓練を行うために必要な設備を備えていること。

ロ　次に掲げる事項を内容とする視聴覚教材及びこれを使用するために必要な設備を備えていること。

(1)　滑走路への誤進入その他の第七十一条の五第二項の国土交通省令で定める危険な事態及びその兆候（ハにおいて「滑走路誤進入等」という。）に関すること。

(2)　航空機の操縦において必要となる複数の作業の管理に関すること。

ハ　訓練の用に供する教材として、過去に発生した滑走路誤進入等の事例を模した脚本であつて、訓練を受ける者がその操縦者の役を演ずることにより第七十一条の五第二項に規定する管理技能を体得するためのものを備えていること。

二　訓練を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ　十八歳以上であること。

ロ　過去二年間に訓練の実施に関する事務（以下この節及び第百五十四条の三第二号において「訓練事務」という。）に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ　操縦技能証明を有する者であつて、国土交通省令で定める期間内に国土交通省令で定める航空機の機長として国土交通省令で定める回数以上航空交通管制圏に係る空港等から当該航空機を離陸させ、若しくは当該空港等へ当該航空機を着陸させる操縦を行つた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有するものであること。

2　国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第九十九条の十三の規定により前条の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　前条の登録は、登録訓練機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　訓練を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　訓練事務を実施する事務所の名称及び所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録事項の変更の届出）

第九十九条の四　登録訓練機関は、前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の更新）

第九十九条の五　第九十九条の二の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第九十九条の二及び第九十九条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（訓練事務の実施に係る義務）

第九十九条の六　登録訓練機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める時間数以上の訓練を行うことその他国土交通省令で定める基準に適合する方法により訓練事務を実施しなければならない。

2　登録訓練機関は、その訓練を修了した者に対し、訓練を修了した旨の証明書（次項及び次条第二項において「修了証明書」という。）を交付しなければならない。

3　登録訓練機関は、前項の規定により修了証明書を交付したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該修了証明書の交付を受けた者の氏名その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

（訓練事務規程）

第九十九条の七　登録訓練機関は、訓練事務の開始前に、訓練事務の実施に関する規程（次項において「訓練事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　訓練事務規程には、訓練の実施方法、訓練に関する料金、修了証明書の交付の手続その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（帳簿の備付け等）

第九十九条の八　登録訓練機関は、訓練事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第九十九条の九　登録訓練機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　訓練を受けようとする者その他の利害関係人は、登録訓練機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録訓練機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第九十九条の十　国土交通大臣は、登録訓練機関が第九十九条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録訓練機関に対し、これらの要件に適合するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第九十九条の十一　国土交通大臣は、登録訓練機関が第九十九条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録訓練機関に対し、同条第一項の規定により訓練事務を行うべきこと又は訓練の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（訓練事務の休廃止）

第九十九条の十二　登録訓練機関は、訓練事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第九十九条の十三　国土交通大臣は、登録訓練機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて訓練事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九十九条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第九十九条の四、第九十九条の七、第九十九条の八、第九十九条の九第一項又は前条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第九十九条の九第二項の規定による請求を拒んだとき。

四　第九十九条の十又は第九十九条の十一の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第九十九条の二の登録又はその更新を受けたとき。

（国土交通大臣による訓練事務の実施等）

第九十九条の十四　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一　登録訓練機関がいないとき。

二　第九十九条の十二の規定による訓練事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三　前条の規定により第九十九条の二の登録を取り消し、又は登録訓練機関に対し当該登録に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　登録訓練機関が天災その他の事由により訓練事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2　国土交通大臣が前項の規定により訓練事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における訓練事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（公示）

第九十九条の十五　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第九十九条の二の登録をしたとき。

二　第九十九条の四又は第九十九条の十二の規定による届出があつたとき。

三　第九十九条の十三の規定により第九十九条の二の登録を取り消し、又は訓練事務に関する業務の停止を命じたとき。

四　前条第一項の規定により国土交通大臣が訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第百十一条の六中「かかわる」を「関わる」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第百三十二条の三十二第一項中「毎事業年度」の下に「、当該事業年度の」を加え、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「」及び「」という。）」を削る。

第百三十四条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　登録訓練機関

第百三十五条第一項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　第七十一条の五第一項に規定する技能発揮訓練のうち国土交通大臣が行うものを受けようとする者

第百五十条第五号の二中「の規定」を「又は第七十一条の五第一項の規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（修了証明書等を携帯しない罪）

第百五十一条の二　第七十一条の六の規定に違反して、修了証明書等を携帯しないで、第七十一条の五第一項各号に掲げる行為を行つたときは、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第百五十四条の次に次の見出し及び二条を加える。

（登録訓練機関の訓練事務に関する罪）

第百五十四条の二　第九十九条の十三の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百五十四条の三　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第九十九条の八の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第九十九条の十二の規定による届出をしないで訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第百五十九条第二号中「、第百五十条、第百五十五条」を「から第百五十条の二まで、第百五十四条の二から第百五十五条まで」に改める。

第百六十二条第一号中「第百三十二条の三十二第一項」を「第九十九条の九第一項、第百三十二条の三十二第一項」に改め、同条第二号中「ないのに」の下に「第九十九条の九第二項、」を加える。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

（空港法の一部改正）

第二条　空港法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第五条の二」に改める。

第四条第三項中「が、」を「（以下「成田会社」という。）が、」に、「がそれぞれ」を「（以下「新関空会社」という。）がそれぞれ」に改め、同条第四項中「当該指定を受けた者」を「同条第二項に規定する指定会社（以下「指定会社」という。）」に改める。

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

（地方管理空港等における国土交通大臣による工事等の代行）

第五条の二　国土交通大臣は、前条第一項に規定する地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体における滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の改良又は政令で定める空港用地（以下「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、特定工事（地方管理空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）を当該地方公共団体に代わつて自ら施行することが適当であると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができる。

一　滑走路等又は空港用地が航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであること。

二　高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

2　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、成田会社、新関空会社、指定会社又は前条第一項に規定する地方公共団体（以下この条において「特定空港管理者」という。）から要請があり、かつ、当該特定空港管理者における災害復旧工事（地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）の実施体制その他の地域の実情を勘案して、特定災害復旧工事（成田国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、中部国際空港又は地方管理空港（以下この条において「特定空港」という。）の災害復旧工事であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を当該特定空港管理者に代わつて自ら施行することが適当であると認められる場合においては、第四条第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができる。

一　緊急輸送の確保その他の災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。次項及び第十条第二項ただし書において同じ。）に必要な航空機を特定空港に着陸させ、又は特定空港から離陸させるために行う応急のものであること。

二　次のイ及びロのいずれにも該当するものであること。

イ　特定空港が航空法第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであること。

ロ　高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

3　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、特定空港管理者から要請があり、かつ、当該特定空港管理者における特定空港の供用に関する業務の実施体制その他の地域の実情を勘案して、特定業務（緊急輸送の確保その他の災害応急対策に従事する航空機が当該特定空港を使用する期間に係る滑走路等の点検及び航空機によるエプロンの利用の調整に関する業務をいう。以下この条において同じ。）を当該特定空港管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第四条第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

4　国土交通大臣は、第一項の規定により特定工事を施行しようとするとき、第二項の規定により特定災害復旧工事を施行しようとするとき、又は前項の規定により特定業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5　国土交通大臣は、第一項の規定による特定工事、第二項の規定による特定災害復旧工事又は第三項の規定による特定業務の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第六条第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「」、「」という。）」及び「政令で定める空港用地（以下単に「」を削る。

第八条第四項中「第十条第三項において」を「以下」に改める。

第九条第一項中「（地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該災害復旧工事が緊急輸送の確保その他の災害応急対策に必要な航空機を当該地方管理空港に着陸させ、又は当該地方管理空港から離陸させるために行う応急のものである場合であつて、当該地方公共団体がその旨を国土交通大臣に通知したときは、この限りでない。

第十条の次に次の一条を加える。

（国土交通大臣が地方公共団体等に代わつて施行する工事の費用の負担）

第十条の二　国土交通大臣が第五条の二第一項の規定により地方公共団体に代わつて特定工事を施行する場合には、当該特定工事に要する費用は、国が負担金相当額（地方公共団体が自ら当該特定工事を施行することとした場合に第八条第一項の規定により国が負担する金額（当該特定工事が北海道の区域内の地方管理空港に係るものである場合にあつては、地方公共団体が自ら当該特定工事を施行することとしたときに第三十八条の規定により国が負担することができる金額）に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該地方公共団体が当該特定工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担する。

2　国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により成田会社、新関空会社又は指定会社に代わつて特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、成田会社、新関空会社又は指定会社がそれぞれ負担する。

3　国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて滑走路等又は空港用地の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、国が負担金相当額（地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に前条第一項の規定により国が負担する金額（当該特定災害復旧工事が北海道の区域内の地方管理空港に係るものである場合にあつては、地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとしたときに第三十八条の規定により国が負担することができる金額）に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担する。

4　国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて排水施設等の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、国が補助金相当額（地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に前条第三項又は第三十八条の規定により国が当該地方公共団体に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

5　国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて滑走路等、空港用地又は排水施設等の特定災害復旧工事以外の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、当該地方公共団体が負担する。

第十一条中「成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者」を「成田会社、新関空会社、指定会社」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国土交通大臣が第五条の二第一項の規定により特定工事を施行する場合又は同条第二項の規定により特定災害復旧工事を施行する場合における前項の規定の適用については、同項中「又は地方公共団体」とあるのは、「若しくは地方公共団体又は第五条の二第一項の規定により特定工事を施行する国土交通大臣若しくは同条第二項の規定により特定災害復旧工事を施行する国土交通大臣」とする。

第十四条第二項第二号中「（昭和二十七年法律第二百三十一号）」を削る。

第三十二条中「若しくは第八条第一項」を「、第八条第一項若しくは第十条の二第一項」に、「同条第四項」を「第八条第四項」に改める。

附則第九条を附則第十条とする。

附則第八条第三項中「前条第二項」を「附則第七条第二項」に改め、同条第七項中「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条第九項中「前条第二項」を「附則第七条第二項」に改め、同条第十四項中「前条第三項」を「附則第七条第三項」に改め、同条を附則第九条とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

（特定地方管理空港における国土交通大臣による工事等の代行等）

第八条　第五条の二及び第十条の二（第二項を除く。）の規定は、当分の間、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港及び同項の規定によりなお従前の例によりこれを管理する地方公共団体について準用する。この場合において、第五条の二第一項中「同項」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項」と、同条第二項及び第三項中「第四条第三項若しくは第四項又は前条第一項」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項」と、第十条の二第一項中「第八条第一項の規定により」とあり、同条第三項中「前条第一項の規定により」とあり、及び同条第四項中「前条第三項又は第三十八条の規定により」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により」と、同条第一項及び第三項中「第三十八条の規定により」とあるのは「同項の規定によりなお従前の例により」と読み替えるものとする。

（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「ついては」の下に「、第三項、第七項及び第八項の規定を適用する場合を除き」を加え、同条第六項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　国土交通大臣が空港法附則第八条において準用する同法第五条の二第一項の規定により同項に規定する特定工事を施行する場合又は同条第二項の規定により同項に規定する特定災害復旧工事を施行する場合における特定地方管理空港の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、第一項の規定によりなお従前の例により当該特定地方管理空港を管理する地方公共団体又は国土交通大臣と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

8　空港法附則第八条において準用する同法第十条の二第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

附則第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　空港法第十条第二項ただし書の規定は、第一項の規定によりなお従前の例により特定地方管理空港の管理を行う地方公共団体が当該特定地方管理空港において同項の規定によりなお従前の例により災害復旧工事を施行しようとする場合について準用する。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第四条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「又は航空保安施設」とあるのは「」を「の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の」に改める。

第三十二条第一項中「第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「」を「第五条の二第二項中「における」とあるのは「及び」に、「」と、同条第三項」を「における」と、同項、同条第三項及び同法第十条の二第二項中「に代わつて」とあるのは「及び空港運営権者に代わつて」と、同法第

五条の二第二項中「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八条第二項の規定」と、同条第三項中「における」とあるのは「及び空港運営権者における」と、「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八条第二項の規定」と、同法第十二条第一項及び第四項並びに第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十二条第三項」に改め、「、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり」を削る。

第五条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第十二条第一項中「又は航空保安施設」とあるのは「」を「の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の」に改める。

第十三条中「第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「」を「第五条の二第一項中「における」とあるのは「及び」に、「」と、同条第三項」を「における」と、同項から同条第三項まで及び同法第十条の二（第二項を除く。）中「に代わつて」とあるのは「及び地方管理空港運営権者に代わつて」と、同法第五条の二第一項中「同項」とあるのは「前条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八条第二項」と、同条第二項及び第三項中「における」とあるのは「及び地方管理空港運営権者における」と、「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八条第二項の規定」と、同法第十二条第一項及び第四項並びに第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十二条第三項」に改め、「、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり」を削る。

附則第六条第二項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第五号」に、「又は航空保安施設」とあるのは「施設」を「の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の施設」に改め、同条第四項及び第五項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改める。

附則第十七条第一項中「又は航空保安施設」とあるのは「」を「の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の」に改める。

附則第十八条中「とする」を「と、同法附則第八条において読み替えて準用する同法第五条の二第一項中「における」とあるのは「及び特定地方管理空港運営者（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十八条の規定により読み替えて適用する第十二条第一項に規定する特定地方管理空港運営者をいう。以下この条及び第十条の二において同じ。）における」と、同項から同条第三項まで及び同法附則第八条において読み替えて準用する同法第十条の二（第二項を除く。）中「に代わつて」とあるのは「及び特定地方管理空港運営者（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十八条の規定により読み替えて適用する第十二条第一項に規定する特定地方管理空港運営者をいう。以下この条及び第十条の二において同じ。）における」と、同法附則第八条において読み替えて準用する同法第五条の二第一項中「の規定」とあるのは「及び特定地方管理空港運営者における」と、「における」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八条第二項の規定」と、同条第二項及び第三項中「における」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八条第二項の規定」とする」に、「附則第三条第三項」を「附則第三条第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定並びに附則第七条中東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十六条の改正規定（「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める部分に限る。）及び同法第百三十七条第一項の改正規定（「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める部分に限る。）　公布の日

二　第一条中航空法第四十七条第二項第六号の改正規定、同法第五十五条の二に二項を加える改正規定及び同法附則第五条の改正規定、第二条及び第三条の規定、第四条中関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第一項の改正規定並びに第五条中民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第十三条及び附則第十八条の改正規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第八条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（航空法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の航空法第七十一条の五及び第七十一条の六の規定は、この法律の公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十八号中「空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可」を「航空法の規定による許可、認定又は登録（第三十二号及び次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号に次のように加える。

㈥　航空法第九十九条の二（登録訓練機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二百五十九条の三第五項第一号ロ中「、第九条第一項」を「若しくは第九条第一項」に、「若しくは附則第三条第一項」を「の規定、同法第十条の二第一項若しくは第三項から第五項までの規定（これらの規定を同法附則第八条において準用する場合（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号。以下このロにおいて「民活空港法」という。）附則第十八条において読み替えて適用する場合を含む。）及び民活空港法第十三条において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは空港法第十条の二第二項（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第三十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは附則第三条第一項の規定」に改め、同号ト中「（平成二十三年法律第五十四号）」を削る。

附則第二百五十九条の五第三項から第五項までの規定中「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第七条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第百三十六条中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に、「第六条第一項」を「第五条の二第一項」に、「同法第九条第一項」を「同条第二項」に、「同項の」を「同法第九条第一項の」に改める。

第百三十七条第一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に、「第九条第一項」を「第五条の二第二項」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第八条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「第九条第一項」を「第五条の二第二項」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十六号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　譲渡担保契約
　第一節　譲渡担保契約の効力
　　第一款　総則
　　第一目　通則（第三条―第十二条）
　　第二目　根譲渡担保契約の効力（第十三条―第二十六条）
　　第二款　動産譲渡担保契約の効力
　　第一目　総則（第二十七条―第三十九条）
　　第二目　集合動産譲渡担保契約の効力（第四十条―第四十五条）
　　第三目　登記又は登録を要する動産についての適用除外（第四十六条）
　　第三款　債権譲渡担保契約の効力
　　第一目　総則（第四十七条―第五十二条）
　　第二目　集合債権譲渡担保契約の効力（第五十三条・第五十四条）
　　第四款　その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力（第五十五条―第五十八条）
　　第五款　適用除外（第五十九条）
　第二節　譲渡担保権の実行等
　　第一款　動産譲渡担保権の実行等
　　第一目　総則（第六十条―第六十五条）
　　第二目　集合動産譲渡担保権の実行（第六十六条―第七十一条）
　　第三目　強制執行等の特例（第七十二条―第七十四条）
　　第四目　動産譲渡担保権の実行のための裁判手続（第七十五条―第九十一条）
　　第二款　債権譲渡担保権の実行
　　第一目　総則（第九十二条・第九十三条）
　　第二目　集合債権譲渡担保権の実行（第九十四条・第九十五条）
　　第三款　その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行（第九十六条）
　第三節　破産手続等における譲渡担保権の取扱い（第九十七条―第百八条）
第三章　所有権留保契約（第百九条―第百十一条）
第四章　罰則（第百十二条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力、譲渡担保権及び留保所有権の実行、破産手続におけるこれらの権利の取扱い等については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　譲渡担保契約　金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。以下この条、第二十三条第二項、第二十六条第一項第九号及び第五十五条において同じ。）その他の財産（次に掲げるものを除く。）を債権者に譲渡することを内容とする契約（第十六号ロに掲げるものを除く。）をいう。

イ　抵当権の目的とすることができる財産（次に掲げるものを除く。）

(1)　農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）第二条第一項に規定する農業用動産（第三十九条第一項から第三項までにおいて「農業用動産」という。）

(2)　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による登録を受けた自動車（大型特殊自動車で建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条に規定する建設機械であるものを除く。第三十九条第四項において「登録自動車」という。）

ロ　特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの実施権、商標権及びその使用権、育成者権及びその利用権、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利並びに防護標章登録に基づく権利

二　譲渡担保財産　譲渡担保契約の目的である財産をいう。

三　譲渡担保権　譲渡担保財産の譲渡を受ける者が譲渡担保契約に基づいて譲渡担保財産について取得する権利をいう。

四　譲渡担保権者　譲渡担保権を有する者をいう。

五　譲渡担保権設定者　譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保財産を譲渡する者（その者が譲渡担保財産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

六　動産譲渡担保契約　譲渡担保契約のうち、動産を目的とするものをいう。

七　譲渡担保動産　動産譲渡担保契約の目的である動産をいう。

八　動産譲渡担保権　譲渡担保動産の譲渡を受ける者が動産譲渡担保契約に基づいて譲渡担保動産について取得する権利をいう。

九　動産譲渡担保権者　動産譲渡担保権を有する者をいう。

十　動産譲渡担保権設定者　動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者（その者が譲渡担保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

十一　債権譲渡担保契約　譲渡担保契約のうち、債権を目的とするものをいう。

十二　譲渡担保債権　債権譲渡担保契約の目的である債権をいう。

十三　債権譲渡担保権者　譲渡担保債権の譲渡を受ける者が債権譲渡担保契約に基づいて譲渡担保債権について取得する権利をいう。

十四　債権譲渡担保権者　債権譲渡担保権を有する者をいう。

十五　債権譲渡担保権設定者　債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡する者（その者が譲渡担保債権について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

十六　所有権留保契約　次に掲げる契約をいう。

イ　動産（抵当権の目的とすることができるもの（第一号イ(1)及び(2)に掲げるものを除く。）を除く。以下同じ。）の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約（ロにおいて「売買契約等」という。）であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者に留保する旨の定めのあるもの

ロ　売買契約等の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けるべき者が、第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者に対する当該動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者が、その支払を受けたときに、当該金銭の償還債務その他の金銭債務の担保として、当該第三者に当該動産の所有権を取得させることを約する契約であって、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの

十七　所有権留保動産　所有権留保契約の目的である動産をいう。

十八　留保所有権　所有権留保動産の所有権を留保する者が所有権留保契約に基づいて所有権留保動産について有する権利をいう。

十九　留保売主等　留保所有権を有する者をいう。

二十　留保買主等　所有権留保契約の当事者のうち、被担保債権に係る債務の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者（その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

第二章　譲渡担保契約

第一節　譲渡担保契約の効力

第一款　総則

第一目　通則

（譲渡担保権の内容）

第三条　譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

（譲渡担保権の被担保債権の範囲）

第四条　譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保する。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡）

第五条　譲渡担保権者は、次節の規定による実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができない。

（譲渡担保権設定者の処分権限）

第六条　譲渡担保権設定者は、その有する譲渡担保財産についての権利を第三者に譲渡することができる。

（同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約）

第七条　譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができる。

（譲渡担保権の不可分性）

第八条　譲渡担保権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、譲渡担保財産の全部について、譲渡担保権を行使することができる。

（物上代位）

第九条　譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

2　前項前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、同項後段の規定による差押えの後に対抗要件を備えたものに優先する。

3　譲渡担保権の目的である財産についてその譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は他の譲渡担保権を有する者（以下この項において「劣後担保権者」という。）は、その順位により、譲渡担保権設定者が支払を受けるべき第四十八条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する残額、第六十条第四項（第九十三条（第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十六条第一項第五号において同じ。）において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算金、第六十一条第五項（第九十三条において準用する場合を含む。）に規定する処分清算金又は第九十二条第一項後段（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する差額に相当する金銭に対しても、その権利を行使することができる。この場合においては、劣後担保権者は、その払渡しの前に差押えをしなければならない。

（物上保証人の求償権）

第十条　他人の債務を担保するため譲渡担保契約を締結した譲渡担保権設定者は、その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によって譲渡担保財産を失ったときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

（民法の規定の適用除外等）

第十一条　民法第四百九十六条第一項の規定は、供託によって譲渡担保権が消滅した場合には、適用しない。

2　譲渡担保権は、質権とみなして、民法第五百十八条の規定を適用する。

（仮登記担保契約に関する法律の規定の適用）

第十二条　譲渡担保権は、質権とみなして、仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）の規定を適用する。

第二目　根譲渡担保契約の効力

（不特定の債権を担保するための譲渡担保契約）

第十三条　譲渡担保契約は、債務者との間に生ずる一定の範囲に属する不特定の債権を担保するためにも締結することができる。

（根譲渡担保権の被担保債権の範囲）

第十四条　前条の債権を担保するために締結された譲渡担保契約（以下「根譲渡担保契約」という。）に基づく譲渡担保権（以下「根譲渡担保権」という。）を有する者（以下「根譲渡担保権者」という。）は、確定した元本、利息、違約金、根譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、その根譲渡担保権を行使することができる。ただし、根譲渡担保契約において極度額（根譲渡担保権を行使することができる被担保債権の上限の額をいう。以下同じ。）の定めがあるときは、当該極度額を限度とする。

（根譲渡担保権の被担保債権の範囲及び債務者の変更）

第十五条　元本の確定前においては、根譲渡担保権の被担保債権の範囲の変更をすることができる。債務者の変更についても、同様とする。

2　根譲渡担保権の極度額の定めがない場合における前項の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。

（根譲渡担保権の極度額の変更等）

第十六条　根譲渡担保契約の締結後に根譲渡担保権の極度額を定め、又は根譲渡担保権の極度額の定めを変更し、若しくは廃止するには、利害関係を有する者の承諾を得なければならない。

（根譲渡担保権の元本確定期日の定め）

第十七条　根譲渡担保権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め、又は変更することができる。

2　前項の期日を定め、又は変更するには、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

3　第一項の期日は、これを定め、又は変更した日から五年以内でなければならない。

（根譲渡担保権の被担保債権の譲渡等）

第十八条　元本の確定前に根譲渡担保権者から債権を取得した者は、その債権について根譲渡担保権を行使することができない。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同様とする。

2　元本の確定前に債務の引受けがあったときは、根譲渡担保権者は、引受人の債務について、その根譲渡担保権を行使することができない。

3　元本の確定前に免責的債務引受があった場合における債権者は、民法第四百七十二条の四第一項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を引受人が負担する債務に移すことができない。

4　元本の確定前に債権者の交替による更改があった場合における更改前の債権者は、第十一条第二項の規定により適用する民法第五百十八条第一項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を更改後の債務に移すことができない。元本の確定前に債務者の交替による更改があった場合における債権者も、同様とする。

（根譲渡担保権者又は債務者の合併）

第十九条　元本の確定前に根譲渡担保権者について合併があったときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。

2　元本の確定前にその債務者について合併があったときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。

3　前二項の場合には、根譲渡担保契約における譲渡担保権設定者（以下「根譲渡担保権設定者」という。）は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、前項の場合において、その債務者が根譲渡担保権設定者であるときは、この限りでない。

4　前項の規定による請求があったときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとみなす。

5　第三項の規定による請求は、根譲渡担保権設定者が合併のあったことを知った日から二週間を経過したときは、することができない。合併の日から一月を経過したときも、同様とする。

（根譲渡担保権者又は債務者の会社分割）

第二十条　元本の確定前に根譲渡担保権者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

2　元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

3　前条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。

（根譲渡担保権の譲渡）

第二十一条　元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権（極度額の定めがあるものに限る。次項及び次条において同じ。）を譲り渡すことができる。

2　根譲渡担保権者は、その根譲渡担保権を二個の権利に分割して、その一方を前項の規定により譲り渡すことができる。この場合において、その根譲渡担保権を目的とする権利は、譲り渡した根譲渡担保権について消滅する。

3　前項の規定による譲渡をするには、その根譲渡担保権を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならない。

（根譲渡担保権の一部譲渡）

第二十二条　元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権の一部譲渡（譲渡人が譲受人と根譲渡担保権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをいう。次条において同じ。）をすることができる。

（根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡の対抗要件）

第二十三条　根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号。以下「特例法」という。）の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2　債権を目的とする根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、当該譲渡又は一部譲渡及びその譲渡又は一部譲渡につき登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に登記事項証明書（特例法第十一条第二項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができない。

（根譲渡担保権の共有）

第二十四条　根譲渡担保権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先立って弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従う。

2　根譲渡担保権の共有者は、他の共有者の同意を得て、第二十一条第一項の規定によりその権利を譲り渡すことができる。

（根譲渡担保権の元本の確定請求）

第二十五条　根譲渡担保権設定者は、根譲渡担保契約に基づく財産の譲渡の時から三年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から二週間を経過することによって確定する。

2　根譲渡担保権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。

3　前二項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しない。

（根譲渡担保権の元本の確定事由）

第二十六条　次に掲げる場合には、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定する。

一　根譲渡担保権者が譲渡担保財産について強制執行、担保権の実行（担保権の実行としての競売の例による競売を含む。）又は第九条第一項後段若しくは第三項後段の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、差押えがあったときに限る。

二　根譲渡担保権者が譲渡担保財産に対して滞納処分による差押えをしたとき。

三　根譲渡担保権者が次に掲げるいずれかの事由があったことを知った時から二週間を経過したとき。

イ　譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。次号において同じ。）による差押え（当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権（第四十一条第一項に規定する集合動産譲渡担保権をいう。以下この項及び第三十七条において同じ。）である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲（第四十条に規定する動産特定範囲をいう。以下この号及び第三十七条第二号において同じ。）に属する動産に対する強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売による差押えを除く。）

ロ　当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権に基づく配当要求

ハ　譲渡担保財産に対する滞納処分による差押え（当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する滞納処分による差押えを除く。）

四　動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売において配当要求をしたとき。

五　根譲渡担保権者が帰属清算の通知（第六十条第一項（第九十三条において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算の通知をいう。次号において同じ。）又は処分清算譲渡（第六十一条第一項（第九十三条において準用する場合を含む。）に規定する処分清算譲渡をいう。次号において同じ。）をしたとき。

六　動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が第六十二条第一項の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき。

七　集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権の根譲渡担保権者が根譲渡担保権設定者に対して第六十六条第一項の規定による通知をしたとき。

八　集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する者が第六十七条の同意を得て第六十六条第一項の規定による通知をしたとき。

九　債権を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第九十二条第一項前段の規定により譲渡担保債権に係る債務の履行を請求したとき。

十　その他の財産（第五十五条に規定するその他の財産をいう。）を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第九十六条第一項において準用する第九十二条第一項前段の規定により当該根譲渡担保権の及ぶ債権に係る債務の履行を請求したとき。

十一　動産を目的とする根譲渡担保権者が譲渡担保動産について第七十六条第一項の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。

十二　動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権者が第七十七条の同意を得て譲渡担保動産について第七十六条第一項の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。

十三　根譲渡担保権者又は債務者について相続が開始したとき。

十四　債務者又は根譲渡担保権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。

2　前項第三号イの強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同号ロの強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売若しくは担保権の実行としての競売の例による競売による差押え若しくは同号ハの滞納処分による差押え、同項第四号の強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同項第七号若しくは第八号の通知、同項第十一号若しくは第十二号の引渡命令又は同項第十四号の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなす。ただし、元本が確定したものとしてその根譲渡担保権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでない。

第二款　動産譲渡担保契約の効力

第一目　総則

（動産譲渡担保権の及ぶ範囲）

第二十七条　動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者が動産譲渡担保契約の締結後にその動産の常用に供するために附属させた他の動産であって動産譲渡担保権設定者の所有に属するものについても、動産譲渡担保権を行使することができる。ただし、動産譲渡担保契約に別段の定めがある場合及び動産譲渡担保権設定者の行為について民法第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでない。

第二十八条　動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があったときは、後に収穫すべき譲渡担保動産の天然果実についても、動産譲渡担保権を行使することができる。

（動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益）

第二十九条　動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。

2　動産譲渡担保権設定者は、善良な管理者の注意をもって、譲渡担保動産の使用及び収益をしなければならない。

（妨害の停止の請求等）

第三十条　動産譲渡担保権設定者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

一　譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害しているとき　その者に対する妨害の停止の請求

二　譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害するおそれがあるとき　その者に対する妨害の予防の請求

三　譲渡担保動産を動産譲渡担保権設定者以外の者が占有しているとき　その者に対する返還の請求

2　動産譲渡担保権者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

一　第三条に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害しているとき　その者に対する妨害の停止の請求

二　第三条に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害するおそれがあるとき　その者に対する妨害の予防の請求

（牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の譲渡の対抗力）

第三十一条　次に掲げる債務（その利息、違約金、動産譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。第三十七条において「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担保するために締結された動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡は、譲渡担保動産の引渡しがなくても、第三者に対抗することができる。

一　譲渡担保動産の代金の支払債務

二　譲渡担保動産の代金の支払債務の債務者から委託を受けた者が当該代金の支払債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務

2　前項の場合において、次条及び第三十五条から第三十七条までの規定の適用については、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡の時に民法第百八十三条に規定する方法（以下「占有改定」という。）以外の方法で当該動産の引渡しがあったものとみなす。

（動産譲渡担保権の順位）

第三十二条　同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は、その動産の引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、登記又は登録）の前後による。

（動産譲渡担保権の順位の変更）

第三十三条　動産譲渡担保権の順位は、各動産譲渡担保権者の合意によって変更することができる。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。

2　前項の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じない。

（動産譲渡担保権と先取特権との競合）

第三十四条　同一の動産について動産譲渡担保権と先取特権とが競合する場合には、動産譲渡担保権者は、民法第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有する。

2　前項の場合において、動産譲渡担保権者が数人あるときは、各動産譲渡担保権者は、同項及び民法第三百三十二条の規定に従ってこれらの者が弁済を受けるべき金額の合計額について、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定による順位に従って弁済を受ける。

（動産譲渡担保権と動産質権との競合）

第三十五条　同一の動産について動産譲渡担保権と動産質権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡についての引渡しと動産質権の設定の前後による。

（占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例）

第三十六条　第三十二条及び前条並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第十八条第一項の規定にかかわらず、占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し（特例法第三条第一項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を含む。）を受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権若しくは動産質権又は企業価値担保権に劣後する。

2　動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し（特例法第三条第一項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を除く。）を受けることにより対抗要件を備えたものであっても、その後に動産譲渡担保権設定者が当該譲渡担保動産を現に所持して占有したときは、前項の規定の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなす。

（牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例）

第三十七条　第三十二条及び前二条並びに事業性融資の推進等に関する法律第十八条第一項の規定にかかわらず、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権、動産質権又は企業価値担保権に優先する。ただし、動産譲渡担保権者が次に掲げる時のうち最も早いものより後に譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、この限りでない。

一　他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時

二　他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権に限る。）の動産譲渡担保権者が第四十一条第一項の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時又は譲渡担保動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時

三　動産質権の設定時

四　譲渡担保動産が事業性融資の推進等に関する法律第六条第八項に規定する担保目的財産に属した時

（転動産譲渡担保）

第三十八条　動産譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。

2　譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下この条において「転動産譲渡担保権の設定」という。）は、特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第三条第一項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件。次項において同じ。）を備えなければ、第三者に対抗することができない。

3　動産譲渡担保権者が数人のために二以上の転動産譲渡担保権の設定をしたときは、これらの転動産譲渡担保権の設定を受けた者（以下この条及び次節において「転動産譲渡担保権者」という。）の権利の順位は、登記の前後による。

4　転動産譲渡担保権の設定は、民法第四百六十七条の規定に従い、動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者、保証人、動産譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができない。

5　動産譲渡担保権の被担保債権の債務者が前項の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、転動産譲渡担保権者の承諾を得ないでした弁済その他の債務を消滅させる事由は、これをもって当該転動産譲渡担保権者に対抗することができない。

6　前項の規定は、動産を目的とする根譲渡担保権について転動産譲渡担保権の設定をした場合において、根譲渡担保権の被担保債権の債務者が元本の確定前にした弁済その他の債務を消滅させる事由については、適用しない。

7　転動産譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転動産譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、第四項の規定による通知があったものとみなす。

（動産譲渡担保権と抵当権との競合）

第三十九条　同一の農業用動産について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく農業用動産の譲渡についての引渡しと抵当権の登記の前後による。

2　前項の規定にかかわらず、占有改定で農業用動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、抵当権に劣後する。

3　農業用動産を目的とする動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で当該農業用動産の引渡し（特例法第三条第一項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を除く。）を受けることにより対抗要件を備えたものであっても、その後に動産譲渡担保権設定者が当該農業用動産を現に所持して占有したときは、前項の規定の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなす。

4　同一の登録自動車について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、登録の前後による。

第二目　集合動産譲渡担保権

（特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約）

第四十条　動産譲渡担保契約は、次に掲げる事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲（以下「動産特定範囲」という。）によって特定された動産（以下「特定範囲所属動産」という。）を、一体として、その目的とすることができる。

一　譲渡担保動産の種類

二　譲渡担保動産の所在場所その他の事項

（集合動産譲渡担保権についての対抗要件の特例）

第四十一条　特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約（以下「集合動産譲渡担保契約」という。）に基づく動産譲渡担保権（以下「集合動産譲渡担保権」という。）は、動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたときは、当該動産特定範囲に将来において属する動産（次項において「特定範囲加入動産」という。）についても、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することを第三者に対抗することができる。

2　同一の動産について集合動産譲渡担保権と他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）又は動産質権とが競合する場合において、当該他の動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権者（動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡した者をいう。以下同じ。）又は当該動産質権を設定した者がその動産譲渡担保契約の締結又は質権の設定の時点における当該集合動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権設定者以外の者であるときは、特定範囲加入動産についての第三十二条及び第三十五条の規定の適用については、集合動産譲渡担保権者が前項の引渡しを受けた時又は当該特定範囲加入動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時に引渡しを受けたものとみなす。

（集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分）

第四十二条　集合動産譲渡担保契約における動産譲渡担保権設定者（以下「集合動産譲渡担保権設定者」という。）は、動産特定範囲に属する動産の処分をすることができる。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知っていたときは、この限りでない。

2　前項本文の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3　集合動産譲渡担保権設定者が、集合動産譲渡担保権者を害することを知って動産特定範囲に属する動産の処分をし、又は前項に規定する別段の定めによる処分権限の範囲（次項及び第四十四条において「権限範囲」という。）を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をした場合における民法第百九十二条の規定の適用については、同条中「善意であり、かつ、過失がない」とあるのは、「善意である」とする。

4　集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知って動産特定範囲に属する動産の処分をするおそれがあるとき、又は権限範囲を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をするおそれがあるときは、集合動産譲渡担保権者は、その予防を請求することができる。

（動産の補充等による価値の維持義務）

第四十三条　集合動産譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によって、特定範囲所属動産の一体としての価値を、集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならない。

（集合動産譲渡担保権に基づく物上代位）

第四十四条　第九条第一項の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保権設定者が前条の義務を履行することができると認められる間は、動産特定範囲に属する動産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって集合動産譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対し、集合動産譲渡担保権を行使することができない。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知ってした行為又は権限範囲を超えてした行為によって受けるべき金銭その他の物に対しては、この限りでない。

（動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求）

第四十五条　集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合には、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、民法第四百二十四条の三の規定を適用する。

第三目　登記又は登録を要する動産についての適用除外

第四十六条　第三十一条、第三十五条から第三十七条まで及び前目の規定は、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を目的とする動産譲渡担保契約については、適用しない。

第三款　債権譲渡担保契約の効力

第一目　総則

（混同の特例）

第四十七条　ある債権の債務者が債権譲渡担保契約に基づき当該債権の譲渡を受けた場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。

（譲渡担保債権の第三債務者の弁済等）

第四十八条　第三債務者は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第四百六十七条第一項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。この場合において、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

2　前項前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた利益の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払わなければならない。

3　前項の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者（債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡した者をいう。以下この項及び第九十二条第二項において同じ。）が有していた譲渡担保債権についての権利の譲渡を受けた者であるとき（債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する前項の残額の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。

4　譲渡担保債権が金銭債権である場合において、被担保債権についての不履行が生ずる前に当該譲渡担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、債権譲渡担保権は、その供託金について存在する。

5　譲渡担保債権が動産の引渡しを目的とするものである場合において、債権譲渡担保権者が弁済としてその動産の引渡しを受けたときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者との間で、その債権譲渡担保権の被担保債権を担保するため、その動産を目的とする動産譲渡担保契約を締結したものとみなす。この場合においては、第二項及び第九十二条第一項後段の規定は、適用しない。

（債権譲渡担保権の順位）

第四十九条　同一の債権について数個の債権譲渡担保権が互いに競合する場合には、その債権譲渡担保権の順位は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後による。

（債権譲渡担保権の順位の変更）

第五十条　債権譲渡担保権の順位は、各債権譲渡担保権者の合意によって変更することができる。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。

2　前項の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じない。

3　第一項の規定による順位の変更及び当該順位の変更につき登記がされたことについて、いずれかの債権譲渡担保権者が第三債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は第三債務者が承諾をしなければ、第三債務者に対抗することができない。

（債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合）

第五十一条　同一の債権について債権譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡についての民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾と質権の設定についての同法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後による。

（転債権譲渡担保）

第五十二条　債権譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。

2　第三十八条第二項から第七項までの規定は、譲渡担保契約に基づく債権譲渡担保権の譲渡（次項及び第四項において「転債権譲渡担保権の設定」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「第三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項、第五項及び第七項中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転債権譲渡担保権者」と読み替えるものとする。

3　転債権譲渡担保権の設定は、民法第四百六十七条の規定に従い、譲渡担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができない。

4　転債権譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転債権譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転債権譲渡担保権の設定を受けた者が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、前項の規定による通知があったものとみなす。

第二目　集合債権譲渡担保契約の効力

（集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て）

第五十三条　譲渡担保債権の発生年月日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより将来において属する債権を含むものとして定められた範囲（以下「債権特定範囲」という。）によって特定された債権（第九十四条において「特定範囲所属債権」という。）を一括して目的とする債権譲渡担保契約（以下「集合債権譲渡担保契約」という。）における債権譲渡担保権設定者（以下「集合債権譲渡担保権設定者」という。）は、集合債権譲渡担保契約に債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる旨の定めがあるときは、当該債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる。

2　前項の規定により集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる場合には、集合債権譲渡担保契約における債権譲渡担保権（以下「集合債権譲渡担保権」という。）を有する者（以下「集合債権譲渡担保権者」という。）が第四十八条第一項前段に規定する弁済その他の債務を消滅させる事由により受けた利益については、同項後段の規定は、適用しない。

（集合動産譲渡担保契約の効力の規定の準用）

第五十四条　第四十三条の規定は、前条第一項の規定により債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる集合債権譲渡担保権設定者について準用する。この場合において、第四十三条中「特定範囲所属動産の一体としての」とあるのは「第五十三条第一項に規定する特定範囲所属債権を一括した」と、「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「同条第二項に規定する集合債権譲渡担保権者」と読み替えるものとする。

2　第四十五条の規定は、集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合について準用する。

第四款　その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力

（その他の財産を目的とする譲渡担保権の順位）

第五十五条　同一のその他の財産（動産及び債権以外の財産をいう。以下同じ。）について数個の譲渡担保権が互いに競合する場合には、その譲渡担保権の順位は、当該その他の財産の譲渡についての対抗要件を備えた時の前後による。

（その他の財産を目的とする譲渡担保権と質権との競合）

第五十六条　同一のその他の財産について譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、当該その他の財産の譲渡についての対抗要件を備えた時と当該質権の設定についての対抗要件を備えた時の前後による。

（その他の財産を目的とする転譲渡担保）

第五十七条　その他の財産を目的とする譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。

2　第三十八条第二項から第六項までの規定は、譲渡担保契約に基づくその他の財産を目的とする譲渡担保権の譲渡について準用する。この場合において、同条第二項中「譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下この条において「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「譲渡担保契約に基づくその他の財産（第五十五条に規定するその他の財産をいう。以下この条において同じ。）を目的とする譲渡担保権の譲渡（以下この条において「転譲渡担保権の設定」と、「特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第三条第一項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件。次項において同じ。）とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての対抗要件」と、同条第三項中「動産譲渡担保権者が」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保契約における譲渡担保権者が」と、同項並びに同条第四項及び第六項中「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「転譲渡担保権の設定」と、同条第三項中「者（以下この条及び次節において「転動産譲渡担保権者」という。）の」とあるのは「者の」と、「登記」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての対抗要件を備えた時」と、同条第四項中「従い、動産譲渡担保権」とあるのは「従い、その他の財産を目的とする譲渡担保権」と、「動産譲渡担保権設定者」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保契約における譲渡担保権設定者」と、同条第五項中「動産譲渡担保権の」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保権の」と、「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転譲渡担保権の設定を受けた者」と、同条第六項中「動産を」とあるのは「その他の財産を」と読み替えるものとする。

3　前項に規定する譲渡担保権の譲渡については、前二項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第五十二条第三項の規定を準用する。

（債権譲渡担保契約の効力の規定の準用）

第五十八条　その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力については、この款に定めるもののほか、その性質に反しない限り、前款（第四十九条から第五十二条までを除く。）の規定を準用する。

第五款　適用除外

第五十九条　第二十一条から第二十三条まで、第三十三条及び第五十条の規定は、特例法第三条第一項又は第四条第一項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができない財産を目的とする譲渡担保契約については、適用しない。

第二節　譲渡担保権の実行等

第一款　動産譲渡担保権の実行等

第一目　総則

（動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行）

第六十条　動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知（以下この節において「帰属清算の通知」という。）をしたときは、当該被担保債権は、帰属清算の通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）を受けた時のいずれか早い時（帰属清算の通知の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、帰属清算の通知の時。以下この款において「帰属清算時」という。）に、帰属清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅する。

一　譲渡担保動産をもって被担保債権の弁済に充てること。

二　帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

三　帰属清算時における被担保債権の額

2　前項第二号の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならない。

3　動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなす。

4　動産譲渡担保権者は、帰属清算時における譲渡担保動産の価額が帰属清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下この目及び第七十六条第二項において「帰属清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならない。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する帰属清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。

5　民法第五百三十三条の規定は、帰属清算金の支払の債務（第一項第二号の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が帰属清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。次項において同じ。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用する。

6　動産譲渡担保権設定者は、帰属清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができる。

（動産譲渡担保権の処分清算方式による実行）

第六十一条　動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が第三者に対して譲渡担保動産の譲渡（以下この節において「処分清算譲渡」という。）をしたときは、当該被担保債権は、次項の規定による通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時（処分清算譲渡の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が処分清算譲渡をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、処分清算譲渡の時。以下この款において「処分清算時」という。）に、処分清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅する。

2　動産譲渡担保権者は、処分清算譲渡をしたときは、遅滞なく、動産譲渡担保権設定者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　処分清算譲渡をしたこと。

二　処分清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

三　処分清算時における被担保債権の額

3　前項第二号の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならない。

4　動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした第二項の規定による通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなす。

5　動産譲渡担保権者は、処分清算時における譲渡担保動産の価額が処分清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下この目及び第七十六条第二項において「処分清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならない。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する処分清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。

6　民法第五百三十三条の規定は、処分清算金の支払の債務（第二項第二号の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が処分清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。次項において同じ。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用する。

7　動産譲渡担保権設定者は、処分清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができる。

（後順位の動産譲渡担保権者による実行）

第六十二条　後順位の動産譲渡担保権者（他の動産譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者をいう。以下この条及び第七十七条において同じ。）がした帰属清算の通知又は処分清算譲渡は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、その効力を生じない。

2　後順位の動産譲渡担保権者が前項の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合における前二条の規定の適用については、第六十条第一項及び前条第一項中「当該被担保債権は」とあるのは「当該動産譲渡担保権及びこれに優先する動産譲渡担保権の各被担保債権は、その順位に従って」と、第六十条第一項第一号及び第三号中「被担保債権」とあるのは「各被担保債権」と、同条第四項並びに前条第五項及び第六項中「被担保債権の額」とあるのは「第一項の各被担保債権の合計額」と、第六十条第五項中「被担保債権の額」とあるのは「同項の各被担保債権の合計額」と、前条第二項第三号中「被担保債権」とあるのは「前項の各被担保債権」とする。

3　前項に規定する場合において、各動産譲渡担保権の被担保債権の消滅すべき順位又は額について当該各動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）間に合意が成立し、かつ、後順位の動産譲渡担保権者が帰属清算時又は処分清算時以前に債務者及び動産譲渡担保権設定者に対してその合意の内容を通知したときは、同項の規定により読み替えて適用する第六十条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その合意された順位又は額に従って消滅する。

4　動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした前項の規定による通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなす。

5　第一項の同意をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権の被担保債権で確定期限の到来していないものは、第二項の規定により読み替えて適用する第六十条第一項若しくは前条第一項の規定又は第三項の規定の適用については、弁済期が到来したものとみなす。

6　前項の被担保債権が無利息であるときは、帰属清算時又は処分清算時から同項の確定期限までの帰属清算時又は処分清算時における法定利率による利息との合算額がその被担保債権の額となるべき元本額をその被担保債権の額とみなす。

（帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務）

第六十三条　動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡に必要な行為をしようとするときは、動産譲渡担保権設定者は、これを拒むことができない。

（動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知）

第六十四条　動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき動産譲渡登記（特例法第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。以下この項において同じ。）がされた動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があり、かつ、譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下この項において同じ。）を受けたとき（譲渡担保動産の引渡しに先立って帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合にあっては、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき）は、遅滞なく、その時にその動産譲渡登記の競合担保登記目録（特例法第十条の五第三項に規定する競合担保登記目録をいう。）に特定事項（同条第四項に規定する特定事項をいう。）が記録されている他の動産譲渡登記又は所有権留保登記（特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記をいう。）において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（特例法第十条の二第一項第一号に規定する転譲渡担保権者又は特例法第十三条の二第一項において読み替えて準用する特例法第十条の二第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者が登記されている場合にあっては、当該転譲渡担保権者又は当該留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならない。

2　前項の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル（特例法第七条第一項に規定する動産譲渡登記ファイルをいう。）上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。

（清算金の支払に関する処分の禁止）

第六十五条　帰属清算金又は処分清算金の支払を目的とする債権については、帰属清算時又は処分清算時までは、譲渡その他の処分をすることができない。

2　帰属清算時又は処分清算時の前にされた帰属清算金又は処分清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由は、これをもって帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は動産譲渡担保権を有する者に対抗することができない。

第二目　集合動産譲渡担保権の実行

（集合動産譲渡担保権の実行）

第六十六条　集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならない。

2　前項の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合する集合動産譲渡担保権は、当該通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した後に、当該通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲（次項及び第四項において「実行対象動産特定範囲」という。）に属するに至った動産には及ばない。

3　第一項の規定による通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、第四十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、実行対象動産特定範囲に属する動産（前項の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができない。

4　第一項の規定による通知が到達した時に実行対象動産特定範囲に属していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該通知が到達した時に当該実行対象動産特定範囲に属していたものと推定する。

5　集合動産譲渡担保権者が、第一項の規定による通知において、その集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲を更に第四十条各号に掲げる事項を指定することにより限定し、その限定された範囲に属する動産についてのみ帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を示したときは、同項の規定による通知の効力は、その定められた範囲にのみ生ずる。

6　第二項の規定に反する特約は、無効とする。

（後順位の集合動産譲渡担保権者による実行）

第六十七条　複数の集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲が重複するときは、後順位の集合動産譲渡担保権者（その重複する部分につき他の集合動産譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者をいう。以下この条において同じ。）がした前条第一項の規定による通知は、その重複する部分につき当該後順位の集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、当該重複する部分については、その効力を生じない。

（通知の撤回）

第六十八条　第六十六条第一項の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲に属する動産の全部又は一部について帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間は、集合動産譲渡担保権設定者の承諾を得て、同項の規定による通知を撤回することができる。

2　前項の規定による通知の撤回は、当該通知が到達した時に遡ってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

（動産特定範囲に属する動産に対する差押え等）

第六十九条　集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて次の各号に掲げる行為をしたときは、当該集合動産譲渡担保権は、当該各号に定める動産には及ばない。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とする。

一　担保権の実行としての競売による差押え　当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該差押えの後に当該差押えの場所に存することとなった動産

二　強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売（以下この号及び次条第一項第二号において「強制執行等」という。）における配当要求　当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該強制執行等による差押えの場所に存することとなった動産

三　第七十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる保全処分を命ずる決定又は第七十六条第一項の規定による引渡命令の執行　当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該執行の後に当該執行の場所に存することとなった動産

2　集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて前項各号に掲げる行為をしたとき（同項第二号に掲げる行為をした場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があったことを知ったとき）は、集合動産譲渡担保権設定者は、第四十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち前項各号に規定する場所に存する動産（同項の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができない。

3　集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて第一項各号に掲げる行為をした時（同項第二号に掲げる行為をした場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があったことを知った時）に当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち同項各号に規定する場所に存していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該行為があった時（同項第二号に掲げる行為があった場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があったことを知った時）に同項各号に規定する場所に存していたものと推定する。

4　第一項第一号若しくは第二号に規定する差押え又は同項第三号に規定する執行が取り消されたときは、前三項の規定の適用については、当該差押え又は執行はなかったものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。

5　第一項の規定に反する特約は、無効とする。

第七十条　集合動産譲渡担保権は、次の各号に掲げる事由があったときは、当該各号に定める動産には及ばない。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とする。

一　当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する担保権の実行としての競売（集合動産譲渡担保権又は一般の先取特権に基づくものを除く。）による差押え　当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該差押えの後に当該差押えの場所に存することとなった動産

二　当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする強制執行等における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）に基づく配当要求　当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該強制執行等による差押えの場所に存することとなった動産

三　当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする第七十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる保全処分を命ずる決定（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）又は第七十六条第一項の規定による引渡命令（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）の執行当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該執行の後に当該執行の場所に存することとなった動産

2　前条第二項、第三項、第四項本文及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等）

第七十一条　第九条第一項若しくは第三項、第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により、又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百三十九条第一項若しくは第二項若しくは第百四十二条（これらの規定を同法第百九十二条（同法第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による配当若しくは弁済金の交付により集合動産譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅し、かつ、その消滅した額が次に掲げる額のうちいずれか大きい方の額を超える場合において、集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定（破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百十六条第一項の規定による破産手続廃止の決定がされた場合を除く。）、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合動産譲渡担保権者は、その超える額に相当する金銭（第三項及び第四項において「超過分の金銭」という。）を破産財団、再生債務者財産（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第九十七条第三項において同じ。）、更生会社財産（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。）第百六十九条第十四項に規定する更生会社財産をいう。第九十七条第四項において同じ。）、更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。第九十七条第四項において同じ。）又は清算株式会社の財産に組み入れなければならない。ただし、当該集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した日から一年を経過した日以後に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったときは、この限りでない。

一　集合動産譲渡担保権の目的である動産の価額に十分の九を乗じた額

二　当該集合動産譲渡担保権の実行の費用及び集合動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権が複数ある場合にあっては、その最も優先するもの）の被担保債権の元本の合計額

２　前項の場合において、集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者は、その集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した額を限度として、次の各号に定めるところにより、同項の義務を負担する。

一　順位を異にする集合動産譲渡担保権があるときは、劣後する集合動産譲渡担保権に係る集合動産譲渡担保権者が先に負担する。

二　順位を同じくする集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者が、その集合動産譲渡担保権の被担保債権の額の割合に応じて負担する。

３　集合動産譲渡担保権者は、超過分の金銭の支払について、相殺をもって債権者に対抗することができない。

４　第一項の場合には、超過分の金銭に相当する金額の被担保債権は、消滅しなかったものとみなす。

５　集合動産譲渡担保権設定者又はその債権者は、第一項の義務の履行を確保するため必要があるときは、集合動産譲渡担保権者に対して相当の担保を請求することができる。

第三目　強制執行等の特例

（動産譲渡担保権者による配当要求等及び動産競売の申立て）

第七十二条　動産譲渡担保権者による配当要求等及び動産譲渡担保権者に対する配当又は弁済金の交付については、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第百三十三条及び第百四十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第百九十二条（同法第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）並びに同法第百四十二条第二項（同法第百九十二条において準用する場合を含む。）において準用する同法第九十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

２　動産譲渡担保権者による担保権の実行としての競売の申立てについては、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第百九十条の規定を適用する。この場合において、同条第一項第三号中「債務者」とあるのは「債務者又は当該動産の所有者（以下この条において「債務者等」という。）」と、同条第二項ただし書中「第百二十三条第二項に規定する場所又は容器」とあるのは「債務者等の住居その他債務者等の占有する場所又は債務者等の占有する金庫その他の容器」と、同条第三項中「債務者」とあるのは「債務者等」とする。

（動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え）

第七十三条　動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者を債務者又は動産の所有者として、譲渡担保動産に対する強制執行又は当該動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権若しくは動産譲渡担保権に基づく担保権の実行としての競売による差押えがあったときは、民事執行法第三十八条第一項（同法第百九十四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する第三者異議の訴えを提起することができる。ただし、その売得金の額が執行費用のうち共益費用であるもの、被担保債権及びこれに優先する債権のうち配当要求があったものの額の合計額以上となる見込みがあるときは、同項に規定する第三者異議の訴えを提起することができない。

（売却に伴う動産譲渡担保権の消滅）

第七十四条　譲渡担保動産につき強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行手続が行われたときは、動産譲渡担保権は、当該譲渡担保動産の売却によって消滅する。

第四目　動産譲渡担保権の実行のための裁判手続

（動産譲渡担保権の実行のための保全処分）

第七十五条　裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、債務者、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者（債務者及び動産譲渡担保権設定者を除く。次項第二号及び第五項において同じ。）が、価格減少行為等（譲渡担保動産の価格を減少させ、又は譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この項において同じ。）をし、又はそのおそれがあるときは、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この項及び第八十八条において「動産譲渡担保権者等」という。）の申立てにより、当該動産譲渡担保権者等が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分（執行官に、当該保全処分の内容を、譲渡担保動産又はその容器に公示書を貼付する方法、譲渡担保動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法その他の方法により公示させることを内容とする保全処分をいう。以下この条及び第八十八条第一項において同じ。）を命ずることができる。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

一　当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、当該価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分（裁判所が必要があると認める場合にあっては、保全処分及び公示保全処分。次号において同じ。）

二　次に掲げる事項を内容とする保全処分

イ　当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、譲渡担保動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

ロ　執行官に譲渡担保動産の保管をさせること。

三　次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

イ　前号イ及びロに掲げる事項

ロ　前号イに規定する者に対し、譲渡担保動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該譲渡担保動産の使用を許すこと。

２　前項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができない。

一　債務者又は動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を占有する場合

二　譲渡担保動産の占有者の占有の権原が前項の規定による申立てをした者に対抗することができない場合

３　裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から一月以内に次の各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この目及び次節において同じ。）を提出しないときは、相手方又は動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。

一　帰属清算の通知をしたこと。

二　処分清算譲渡をしたこと。

三　次条第一項に規定する引渡命令の申立てをしたこと。

四　民事執行法第百九十条第一項に規定する動産を目的とする担保権の実行としての競売（次項及び次条において「動産競売」という。）の申立てをしたこと。

４　前項第三号又は第四号に掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなす。同項第三号の引渡命令又は同項第四号の動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とする。

５　裁判所は、譲渡担保動産の占有者に対し第一項の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならない。

６　裁判所が第一項の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができる。ただし、同項第二号に掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、同項の規定による決定をしてはならない。

７　事情の変更があったときは、裁判所は、申立てにより、第一項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

8　第一項、第三項又は前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
9　前項の即時抗告（第一項の申立てについての裁判に対するものに限る。）は、執行停止の効力を有しない。
10　第三項又は第七項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。
11　第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。
12　前項に規定する決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができる。
（動産譲渡担保権の実行のための引渡命令）
第七十六条　裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間、当該動産譲渡担保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者（動産譲渡担保権設定者を除く。次項及び第七十八条第一項において同じ。）に対し、譲渡担保動産を当該動産譲渡担保権者に引き渡すべき旨を命ずることができる。ただし、当該動産譲渡担保権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでない。
2　裁判所は、前項の規定による決定をする場合において、帰属清算金又は処分清算金が生ずることが見込まれるときは、その担保をも立てさせなければならない。ただし、同項の申立てが譲渡担保動産の占有者に対するものであるときは、この限りでない。
3　裁判所は、申立人が第一項の規定による決定の告知を受けた日から一月以内に次の各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、相手方又は動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。
一　帰属清算の通知をしたこと。
二　処分清算譲渡をしたこと。
三　動産競売の申立てをしたこと。
4　前項第三号に掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなす。同号の動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とする。
5　裁判所は、第一項の規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。
6　第一項又は第三項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
7　第一項又は第三項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。
（後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等）
第七十七条　後順位の動産譲渡担保権者は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、第七十五条第一項に規定する保全処分又は前条第一項に規定する引渡命令の申立てをすることができない。
（動産譲渡担保権の実行後の引渡命令）
第七十八条　裁判所は、帰属清算時又は処分清算時の後、帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この項及び次項において「動産譲渡担保権者等」という。）の申立てにより、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨（第六十条第一項第二号の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合又は第六十一条第二項第二号の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合にあっては、それぞれその差額に相当する金銭の支払と引換えに譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨）を命ずることができる。ただし、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでない。
2　動産譲渡担保権者等は、帰属清算時又は処分清算時から一月を経過したときは、前項の申立てをすることができない。
3　裁判所は、第一項の規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。
4　第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
5　第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。
（管轄）
第七十九条　この目に規定する手続に係る事件は、譲渡担保動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
（任意的口頭弁論）
第八十条　この目に規定する手続に係る裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。
（不服申立て）
第八十一条　この目に規定する手続に係る裁判につき利害関係を有する者は、この目に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。
（代理人）
第八十二条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第五十四条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、この目に規定する手続については、即時抗告に係る手続を除き、裁判所の許可を受けて代理人となることができる。
2　裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。
（担保の提供）
第八十三条　この目の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所（以下この項において「発令裁判所」という。）の所在地を管轄する地方裁判所又は第七十九条に規定する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。
2　民事訴訟法第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。
（非電磁的事件記録の閲覧等）
第八十四条　この目に規定する手続について利害関係を有する者（以下この目において「利害関係者」という。）は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項及び第三項において同じ。）の閲覧又は謄写を請求することができる。
2　利害関係者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録の正本、謄本又は抄本の交付を請求することができる。
3　前二項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、利害関係者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。
4　民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び前項の規定による請求について準用する。
（電磁的事件記録の閲覧等）
第八十五条　利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この目において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。次項及び第三項において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。
2　利害関係者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

３　利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

４　民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

（事件に関する事項の証明）

第八十六条　利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

（執行官保管の保全処分中の売却）

第八十七条　第七十五条第一項第二号に掲げる保全処分を命ずる決定の執行に係る譲渡担保動産について、著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

（占有移転禁止の保全処分等の効力）

第八十八条　第七十五条第一項第三号に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずる決定の執行がされ、かつ、当該決定の相手方に対して第七十六条第一項又は第七十八条第一項に規定する引渡命令が発せられたときは、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等は、当該引渡命令に基づき、次に掲げる者に対し、譲渡担保動産の引渡しの強制執行をすることができる。

一　当該決定の執行がされたことを知って当該譲渡担保動産を占有した者

二　当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の相手方の占有を承継した者

２　前項の決定の執行後に同項の譲渡担保動産を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものと推定する。

３　第一項の引渡命令について同項の決定の相手方以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により譲渡担保動産を占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

（手続の停止）

第八十九条　第七十六条に規定する手続は、次の各号に掲げるいずれかの文書の提出があったときは、停止しなければならない。

一　第七十六条に規定する手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。次号及び次項において同じ。）

二　動産譲渡担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書

２　前項の規定に基づき裁判所に同項各号に規定する裁判に係る記録事項証明書を提出すべき者は、その提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該各号に規定する裁判に係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出したものとみなす。

（民事訴訟法の準用）

第九十条　特別の定めがある場合を除き、この目に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第八十二条第一項」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

（最高裁判所規則）

第九十一条　この目に定めるもののほか、この目に規定する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二款　債権譲渡担保権の実行

第一目　総則

（債権譲渡担保権者による債権の取立て）

第九十二条　債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができる。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた利益の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならない。

２　前項後段の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保債権についての権利の譲渡を受けた者であるとき（債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する同項後段の差額に相当する金銭の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。

（債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行）

第九十三条　第六十条（第五項及び第六項を除く。）、第六十一条（第六項及び第七項を除く。）及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第六十条第一項中「経過した時又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）を受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、帰属清算の通知の時」とあるのは「いずれか遅い時」と、第六十一条第一項中「経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が処分清算譲渡をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、処分清算譲渡の時」とあるのは「いずれか遅い時」と読み替えるものとする。

第二目　集合債権譲渡担保権の実行

（集合債権譲渡担保権の実行）

第九十四条　集合債権譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合債権譲渡担保権者が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属債権について第九十二条第一項前段の規定による取立て、前条において準用する第六十条第一項に規定する帰属清算の通知又は前条において準用する第六十一条第一項に規定する処分清算譲渡をしようとする旨を通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない。ただし、第三債務者にもその旨を通知しなければ、これをもって第三債務者に対抗することができない。

（集合債権譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等）

第九十五条　第七十一条の規定は、第九条第一項若しくは第三項、第九十二条第一項前段又は第九十三条において準用する第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅した場合について準用する。この場合において、第七十一条第一項中「その消滅した額」とあるのは「その消滅した額（集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があった場合において、集合債権譲渡担保契約に第百七条第二項ただし書の別段の定めがあるときにあっては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに発生したものに限る。）の」と読み替えるものとする。

第三款　その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行

第九十六条　その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、前款の規定を準用する。

2　前項の譲渡担保権のうち取引所の相場その他の市場の相場がある商品を目的とするものについての同項において準用する第九十三条の規定の適用については、同条中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項中「経過した時	第六十条第一項中「帰属清算の通知の日から二週間を経過した時
）を受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時	）を受けた時のいずれか早い時（帰属清算の通知の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時
帰属清算の通知の時」とあるのは「いずれか遅い時	帰属清算の通知の時。」とあるのは「帰属清算の通知の時（
第六十一条第一項中「経過した時	第六十一条第一項中「次項の規定による通知の日から二週間を経過した時
引渡しを受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時	引渡しを受けた時のいずれか早い時（処分清算譲渡の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時
処分清算譲渡の時」とあるのは「いずれか遅い時	処分清算譲渡の時。」とあるのは「処分清算譲渡の時（

第三節　破産手続等における譲渡担保権の取扱い

（破産手続等における譲渡担保権）

第九十七条　譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者については、破産法中破産財団に属する財産につき質権を有する者に関する規定（譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあっては、同法第百八十四条第二項から第四項までの規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第百八十五条第一項中「とき」とあるのは「とき（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第六十条及び第六十一条（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する場合を含む。）の方法による実行をする権利を有するときを含む。）」と、同条第二項中「失う」とあるのは「失う。この場合において、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第三号に規定する譲渡担保権（同条第八号に規定する動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあっては、同法第九十三条において準用する同法第六十条第一項に規定する帰属清算の通知がされ、かつ、前項の期間の満了時に当該帰属清算の通知の日から二週間が経過したものとみなす」とする。

2　譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。）を有する者については、破産法中同法第百八条第二項に規定する質権を有する者に関する規定を準用する。

3　譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、民事再生法中再生債務者財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、同法第三十一条第一項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」という。）」と、同条第三項、第四項及び第九項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」とする。

4　譲渡担保権（開始前会社（会社更生法第二条第六項に規定する開始前会社又は更生特例法第百六十九条第六項に規定する開始前会社をいう。以下この項及び第百一条第一項において同じ。）若しくは更生会社（会社更生法第二条第七項に規定する更生会社又は更生特例法第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。）又は開始前協同組織金融機関（更生特例法第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。以下この項及び第百一条において同じ。）若しくは更生協同組織金融機関（更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、会社更生法及び更生特例法中開始前会社の財産若しくは更生会社財産又は開始前協同組織金融機関の財産若しくは更生協同組織金融機関財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、会社更生法第二十四条第一項（同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条（更生特例法第三十一条において準用する同項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第百八十四条（更生特例法第百九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）中「債権を目的とする質権の」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第三号に規定する譲渡担保権（第十項において単に「譲渡担保権」という。）の」と、会社更生法第二十四条第十項（同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条及び第百八十四条において準用する場合を含む。）中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」とする。

5　譲渡担保権（特別清算開始の命令を受けた清算株式会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二編第九章及び第七編第三章第三節中特別清算開始の命令を受けた清算株式会社の財産につき質権を有する者に関する規定（譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあっては、同法第五百三十八条第二項から第四項までの規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第五百十六条第一項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この節及び第八百九十一条において単に「譲渡担保権」という。）」と、同条第三項並びに同法第八百九十一条第一項及び第二項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」と、同法第五百三十九条第一項中「とき」とあるのは「とき（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第六十条及び第六十一条（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する場合を含む。）の方法による実行をする権利を有するときを含む。）」と、同条第二項中「失う」とあるのは「失う。この場合において、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあっては、同法第九十三条において準用する同法第六十条第一項に規定する帰属清算の通知がされ、かつ、前項の期間の満了時に当該帰属清算の通知の日から二週間が経過したものとみなす」とする。

6　譲渡担保権（承認援助手続に係る債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号。以下この節において「承認援助法」という。）中承認援助手続に係る債務者の財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、承認援助法第二十七条第一項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」という。）」と、同条第五項、第六項及び第十一項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」とする。

第九十八条　破産法第百九十六条第三項及び第百九十八条第四項（これらの規定を同法第二百五条において準用する場合を含む。）の規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するもので、極度額の定めがあるものに限る。）について準用する。

2　破産法第百九十六条第四項及び第百九十八条第四項（これらの規定を同法第二百五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないもので、極度額の定めがあるものに限る。）について準用する。この場合において、同法第百九十六条第四項中「第百八条第二項」とあるのは、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第九十七条第二項において準用する第百八条第二項」と読み替えるものとする。

3　民事再生法第百四十八条第六項及び第七項、第百六十条第二項、第百六十五条第二項並びに第百八十二条ただし書（極度額の定めがない根譲渡担保権にあっては、同法第百四十八条第六項及び第七項）の規定は、根譲渡担保権について準用する。この場合において、同法第百四十八条第七項中「民法第三百九十八条の二十第二項」とあるのは、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十六条第二項」と読み替えるものとする。

4　会社更生法第百四条第七項及び第八項（これらの規定を更生特例法第六十四条及び第二百三十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、根譲渡担保権について準用する。この場合において、会社更生法第百四条第八項中「民法第三百九十八条の二十第二項」とあるのは、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十六条第二項」と読み替えるものとする。

（再生手続における担保権の実行手続の取消命令）

第九十九条　裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、民事再生法第二条第二号に規定する再生債務者等（同法第七十九条第二項の規定により保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第六十六条第一項の規定による通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は第九十四条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が再生手続における共益債権又は一般優先債権（同法第百二十二条第一項に規定する一般優先債権をいう。第百七条第四項第二号において同じ。）であるときは、この限りでない。

2　前項の規定による取消しの命令は、その発令前にされた第六十条第一項（第九十三条において準用する場合を含む。第百一条第二項及び第百三条第二項において同じ。）に規定する帰属清算の通知、第六十一条第一項（第九十三条において準用する場合を含む。第百一条第二項及び第百三条第二項において同じ。）に規定する処分清算譲渡、第九十二条第一項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。

3　裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

4　裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　第一項の規定による取消しの命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができる。

6　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7　第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書（民事再生法第十八条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であって、民事再生法第十八条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）を当事者に送達しなければならない。

8　再生債務者が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における民事再生法第十六条の四及び第三十二条の規定の適用については、同法第十六条の四第一号中「第百九十七条第一項の規定による中止の命令」とあるのは「第百九十七条第一項の規定による中止の命令、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第九十九条第一項の規定による取消しの命令」と、同法第三十二条中「又は第百九十七条第一項の規定による中止の命令」とあるのは「、第百九十七条第一項の規定による中止の命令又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第九十九条第一項の規定による取消しの命令」とする。

第百条　裁判所が前条第一項の規定による取消しの命令を発した場合における民事再生法第九条の規定の適用については、同条中「この法律」とあるのは、「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）」とする。

2　前条第一項の申立てがあった場合における民事再生法第十六条及び第十六条の二の規定の適用については、同法第十六条第一項中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）」と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする。

（更生手続における担保権の実行手続の取消命令）

第百一条　裁判所（更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、開始前会社又は開始前協同組織金融機関の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社又は開始前協同組織金融機関（会社更生法第三十条第二項又は更生特例法第二十二条第二項若しくは第百八十七条第二項の規定により保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第六十六条第一項の規定による通知又は第九十四条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

2　前項の規定による取消しの命令及び第九十七条第四項の規定により適用する会社更生法第二十四条第六項（第九十七条第四項の規定により適用する同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条（第九十七条第四項の規定により適用する更生特例法第三十一条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第九十七条第四項の規定により適用する更生特例法第百九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令（動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続に係るものに限る。）は、その発令前にされた第六十条第一項に規定する帰属清算の通知、第六十一条第一項に規定する処分清算譲渡、第九十二条第一項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。

3　裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

4　第一項の規定による取消しの命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書（会社更生法第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であって、会社更生法第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたもの又は更生特例法第十二条（更生特例法第百七十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であって、更生特例法第十二条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）を当事者に送達しなければならない。

7　前各項の規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して会社更生法第四十四条第一項（更生特例法第三十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）の即時抗告があった場合について準用する。

8　開始前会社（会社更生法第二条第六項に規定する開始前会社をいう。）が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における同法第十一条の四及び第二十三条の規定の適用については、同法第十一条の四第一号中「第三十九条の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分」とあるのは「第三十九条の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百一条第一項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分」と、同法第二十三条中「又は第三十九条の二第一項の規定による保全処分」とあるのは「、第三十九条の二第一項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百一条第一項の規定による取消しの命令」とする。

9　開始前協同組織金融機関が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第十一条及び第十八条の規定の適用については、更生特例法第十一条中「第三十九条の二第一項」とあるのは「第三十九条の二第一項の規定による保全処分」と、「第二十九条の二第一項」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」と、更生特例法第十八条中「第三十九条の二第一項」とあるのは「又は第三十九条の二第一項の規定による保全処分」と、「更生特例法第二十九条の二第一項」とあるのは「、更生特例法第二十九条の二第一項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」とする。

10　開始前会社（更生特例法第百六十九条第六項に規定する開始前会社をいう。）が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第百七十七条及び第百八十三条の規定の適用については、更生特例法第百七十七条中「第三十九条の二第一項」とあるのは「第三十九条の二第一項の規定による保全処分」と、「第百九十四条の二第一項」とあるのは「第百九十四条の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」と、更生特例法第百八十三条中「第三十九条の二第一項」とあるのは「又は第三十九条の二第一項の規定による保全処分」と、「更生特例法第百九十四条の二第一項」とあるのは「、更生特例法第百九十四条の二第一項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」とする。

第百二条　裁判所が前条第一項の規定による取消しの命令を発した場合における会社更生法第九条（更生特例法第九条及び第百七十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、会社更生法第九条中「この法律」とあるのは、「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）」とする。

2　前条第一項の申立てがあった場合における会社更生法第十一条及び第十一条の二の規定の適用については、同法第十一条第一項中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）」と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする。

3　前条第一項の申立てがあった場合における更生特例法第十一条及び第百七十七条の規定の適用については、更生特例法第十一条中「及び第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法」とあるのは「中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）」と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」と、更生特例法第百七十七条中「及び第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする。

（承認援助手続における担保権の実行手続の取消命令）

第百三条　裁判所（承認援助事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人（承認援助法第二条第一項第七号に規定する外国管財人をいう。）がない場合に限る。）又は承認管財人（承認援助法第二条第一項第九号に規定する承認管財人をいう。）の申立てにより、担保を立てさせて、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、第六十六条第一項の規定による通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は第九十四条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。

2　前項の規定による取消しの命令は、その発令前にされた第六十六条第一項に規定する帰属清算の通知、第六十一条第一項に規定する処分清算譲渡、第九十二条第一項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。

3　裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

4　裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　第一項の規定による取消しの命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができる。

6　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7　第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書（承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であって、承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）を当事者に送達しなければならない。

8　外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、第一項の規定による取消しの命令は、その効力を失う。

9　集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者について外国倒産処理手続の承認の決定があった場合における承認援助法第三十一条の規定の適用については、同条第一項第一号中「又は第五十七条第二項」とあるのは「、第五十七条第二項」と、「第六十三条第一項の規定による中止の命令」とあるのは「第六十三条第一項の規定による取消しの命令」とする。

第百四条　裁判所が前条第一項の規定による取消しの命令を発した場合における承認援助法第七条の規定の適用については、同条中「この法律」とあるのは、「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）」とする。

２　前条第一項の申立てがあった場合における承認援助法第十三条の規定の適用については、同条第一項及び第四項中「又は第十五条」とあるのは「、第十五条」と、同条第一項中「民事訴訟法」とあるのは「民事訴訟法又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）」と、同条第四項中「民事訴訟法」とあるのは「民事訴訟法又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする。

（再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効）

第百五条　次に掲げる場合に集合動産譲渡担保権設定者が動産特定範囲に属する動産の処分をすることができない旨の特約又は次に掲げる場合に集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない旨の特約は、無効とする。

一　集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。

二　集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者に再生手続開始の原因となる事実（支払不能（その者が法人である場合（破産法第十六条第二項の場合を除く。）にあっては、支払不能又は債務超過（その者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）とする。以下この号において同じ。）が生ずるおそれがある場合又はその者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない場合のいずれかに該当する事実をいう。第百十条第二号において同じ。）又は更生手続開始の原因となる事実（支払不能が生ずるおそれがある場合又はその者が弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合のいずれかに該当する事実をいう。同号において同じ。）が生じたとき。

（破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力）

第百六条　集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合には、第六十六条第一項の規定による通知があったものとみなして、同条第二項から第四項まで及び第六項の規定を適用する。

（破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力）

第百七条　集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合債権譲渡担保権は、その後に発生した債権には及ばない。

２　集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定があったときも、前項と同様とする。ただし、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

３　第一項又は前項本文に規定する場合には、第九十四条本文の規定による通知があったものとみなして、同条の規定を適用する。

４　第二項ただし書に規定する場合において、集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定後に第九条第一項若しくは第三項、第九十二条第一項前段又は第九十三条において準用する第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅したときは、再生債務者である集合債権譲渡担保権設定者若しくは再生手続における管財人又は更生手続における管財人は、次に掲げる債権を弁済するために支出した金額（消滅した被担保債権の額を限度とする。）を集合債権譲渡担保権者から償還させることができる。この場合において、当該金額の被担保債権は、消滅しなかったものとみなす。

一　再生手続又は更生手続における共益債権

二　一般優先債権

三　民事再生法第八十五条第五項に基づき弁済をすることの許可を受けた再生債権又は会社更生法第四十七条第五項（更生特例法第三十四条及び第百九十九条において準用する場合を含む。）に基づき弁済をすることの許可を受けた更生債権

５　第七十一条第二項の規定は、前項前段の場合において、集合債権譲渡担保権が複数あるときについて準用する。この場合において、同条第二項中「同項の義務」とあるのは、「第百七条第四項前段の規定による償還の義務」と読み替えるものとする。

（動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等）

第百八条　集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合において、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第百六十二条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二百六十六条、民事再生法第百二十七条の三第一項、第百九十条第五項及び第二百五十六条、会社更生法第八十六条の三第一項及び第二百六十七条並びに更生特例法第五十七条の三第一項、第二百二十三条の三第一項及び第五百五十条の規定を適用する。

２　集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合において、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その債権を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第百六十二条第一項、第二百五十二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二百六十六条、民事再生法第百二十七条の三第一項、第百九十条第五項及び第二百五十六条、会社更生法第八十六条の三第一項及び第二百六十七条並びに更生特例法第五十七条の三第一項、第二百二十三条の三第一項及び第五百五十条の規定を適用する。

第三章　所有権留保契約

（動産の所有権の留保の対抗要件）

第百九条　所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産の留保買主等から留保売主等への引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、留保売主等を所有者とする登記又は登録）がなければ、第三者に対抗することができない。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる債務（その利息、違約金、留保所有権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。）のみを担保するために締結された所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を除く。以下この項において同じ。）の引渡しがなくても、第三者に対抗することができる。

一　第二条第十六号イに規定する所有権留保契約における所有権留保動産の代金の支払債務

二　第二条第十六号ロに規定する所有権留保契約における償還債務（所有権留保動産の代金の支払債務を履行したことによって生ずるものに限る。）

（再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効）

第百十条　次に掲げる場合に所有権留保契約（第二条第十六号イに規定するものに限る。以下この条において同じ。）が解除される旨の特約又は次に掲げる場合に該当することを理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、無効とする。

一　留保買主等について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。

二　留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたとき。

（譲渡担保契約の規定の準用等）

第百十一条　前章（第三十一条第一項、第三十八条、第一節第三款及び第四款並びに第二節第二款及び第三款を除く。）の規定（動産譲渡担保契約に係る部分に限る。）は、留保所有権について準用する。この場合において、これらの規定中「根譲渡担保契約」とあるのは「根所有権留保契約」と、「根譲渡担保権者」とあるのは「根留保売主等」と、「根譲渡担保権設定者」とあるのは「根留保買主等」と、「集合動産譲渡担保契約」とあるのは「集合動産所有権留保契約」と、「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「集合動産留保売主等」と、「集合動産譲渡担保権設定者」とあるのは「集合動産留保買主等」と、「動産譲渡担保権当初設定者」とあるのは「当初留保買主等」と、「転動産譲渡担保権者」とあるのは「第百十一条第二項において読み替えて準用する第三十八条第二項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条	根譲渡担保権」
	根譲渡担保権の
	根譲渡担保権を
第十五条、第十六条並びに第十七条第一項及び第二項	根譲渡担保権
第十八条	根譲渡担保権を
第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項	根譲渡担保権は
第二十一条第一項	その根譲渡担保権
第二十一条第二項	その根譲渡担保権
	根譲渡担保権に
第二十一条第三項	根譲渡担保権
第二十二条	その根譲渡担保権
	根譲渡担保権を
第二十三条第一項及び第二十四条	根譲渡担保権
第二十五条第一項	の譲渡
第二十六条第一項	、根譲渡担保権
第二十六条第一項第三号イ、ロ及びハ	根譲渡担保権が
	集合動産譲渡担保権
	根譲渡担保権に
第二十六条第一項第四号及び第六号	動産を目的とする根譲渡担保権
第二十六条第一項第七号	集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権
第二十六条第一項第八号	集合動産譲渡担保権
	根譲渡担保権
第二十六条第一項第十一号及び第十二号	動産を目的とする根譲渡担保権

根留保所有権」	
根留保所有権の	
根留保所有権を	
根留保所有権	
根留保所有権を	
根留保所有権は	
その根留保所有権	
その根留保所有権	
根留保所有権に	
根留保所有権	
その根留保所有権	
根留保所有権を	
根留保所有権	
の所有権の留保	
、根留保所有権	
根留保所有権が	
集合動産留保所有権	
根留保所有権に	
根留保所有権	
集合動産留保所有権	
根留保所有権	
集合動産留保所有権である根留保所有権	
根留保所有権	
根留保所有権	

第二十六条第二項ただし書	根譲渡担保権
第三十一条第二項	前項
	の譲渡
第三十五条	の譲渡
第三十六条	第三条第一項
第三十七条	牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務
第三十七条第一号及び第二号	集合動産譲渡担保権
第三十九条第一項	の譲渡
第三十九条第三項	第三条第一項
第四十一条第一項	集合動産譲渡担保権」
第四十一条第二項	集合動産譲渡担保権と
	集合動産譲渡担保権を
	譲渡担保動産を譲渡した者
	集合動産譲渡担保権に
第四十四条	集合動産譲渡担保権を
第六十四条第一項	の譲渡
	動産譲渡登記（特例法第三条第二項に規定する動産譲渡登記
	その動産譲渡登記
	第十条の五第三項
	同条第四項
	動産譲渡登記又は所有権留保登記（特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記をいう。）
第六十六条第一項	集合動産譲渡担保権の

根留保所有権	
第百九条第二項	
の所有権の留保	
の所有権の留保	
第十三条の二第一項において準用する特例法第三条第一項	
第百九条第二項に規定する債務を担保する留保所有権は、当該債務	
集合動産留保所有権	
の所有権の留保	
第十三条の二第一項において準用する特例法第三条第一項	
集合動産留保所有権」	
集合動産留保所有権と	
集合動産留保所有権を	
被担保債権に係る債務の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者	
集合動産留保所有権に	
集合動産留保所有権を	
の所有権の留保	
所有権留保登記（特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記	
その所有権留保登記	
第十三条の二第一項において準用する特例法第十条の五第三項	
特例法第十三条の二第一項において準用する特例法第十条の五第四項	
動産譲渡登記（特例法第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。）又は所有権留保登記	
集合動産留保所有権の	

第六十六条第二項	集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合する集合動産譲渡担保権	集合動産留保所有権及び当該集合動産留保所有権に競合する集合動産留保所有権
第六十六条第三項	集合動産譲渡担保権に係る	集合動産留保所有権に係る
第六十六条第五項	集合動産譲渡担保権が	集合動産留保所有権が
第六十七条	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
	集合動産譲渡担保権を	集合動産留保所有権を
第六十九条第一項	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
	集合動産譲渡担保権は	集合動産留保所有権は
第六十九条第二項	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
	集合動産譲渡担保権が	集合動産留保所有権が
第六十九条第三項	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
第七十条第一項	集合動産譲渡担保権	集合動産留保所有権
第七十一条第一項	集合動産譲渡担保権の	集合動産留保所有権の
第七十一条第一項第二号	集合動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権	集合動産留保所有権（集合動産留保所有権
第七十一条第二項	集合動産譲渡担保権が	集合動産留保所有権が
	集合動産譲渡担保権の	集合動産留保所有権の
第七十一条第二項第一号	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
第七十五条第一項	第三者（以下この項及び第八十八条において「動産譲渡担保権者等」という。）	第三者
	動産譲渡担保権者等が	留保売主等又は処分清算譲渡を受けた第三者が
第七十八条第一項	第三者（以下この項及び次項において「動産譲渡担保権者等」という。）	第三者
	動産譲渡担保権者等に	帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした留保売主等又は処分清算譲渡を受けた第三者に
第七十八条第二項	動産譲渡担保権者等	帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした留保売主等又は処分清算譲渡を受けた第三者
第八十八条第一項及び第三項	動産譲渡担保権者等	留保売主等又は第三者（処分清算譲渡を受けた者に限る。）

第九十条	第八十二条第一項	第百十一条第一項において準用する第八十二条第一項
第九十七条第一項	第六十条及び第六十一条（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）において準用する場合を含む。）	第百十一条第一項において準用する同法第六十条及び第六十一条
第九十七条第三項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」とする	第二条第十八号に規定する留保権（以下この条において単に「留保所有権」とする
第九十七条第四項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（第十項において単に「譲渡担保権」とする	第二条第十八号に規定する留保所有権（第十項において単に「留保所有権」とする
第九十七条第五項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この節及び第八百九十一条において単に「譲渡担保権	第二条第十八号に規定する留保所有権（以下この節及び第八百九十一条において単に「留保所有権
	譲渡担保権」と、第六十条及び第六十一条（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する場合を含む。）	留保所有権」と、第百十一条第一項において準用する同法第六十条及び第六十一条
第九十七条第六項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権	第二条第十八号に規定する留保所有権（以下この条において単に「留保所有権
	譲渡担保権」とする	留保所有権」とする
第九十八条第一項及び第二項	根譲渡担保権	根留保所有権
第九十八条第二項	第九十七条第二項	第百十一条第一項において準用する同法第九十七条第二項
第九十八条第三項及び第四項	根譲渡担保権	根留保所有権
	第二十六条第二項	第百十一条第一項において準用する同法第二十六条第二項
第九十九条第一項	第九十九条第一項	第百十一条第一項において準用する同法第九十九条第一項
第九十九条第八項	第百一条第一項	第百十一条第一項において準用する同法第百一条第一項
第百一条第八項	同条第七項	同法第百十一条第一項において準用する同法第百一条第七項

第百一条第九項及び第十項	第百一条第一項（同条第七項	第百十一条第一項において準用する同法第百一条第一項（同法第百十一条第一項において準用する同法第百一条第七項
第百三条第九項	第百三条第一項	第百十一条第一項において準用する同法第百三条第一項

2　第三十八条の規定は、留保所有権を譲渡担保契約の目的とする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の設定」とあるのは「譲渡担保契約に基づく留保所有権の譲渡（以下この条において「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定」と、同条第三項、第四項、第六項及び第七項中「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定」と、同条第三項中「者（以下この条及び次節において「転動産譲渡担保権者」という。）の」とあるのは「者の」と、同条第五項及び第七項中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」と、同条第六項中「根譲渡担保権」とあるのは「根留保所有権」と読み替えるものとする。

3　同一の動産について動産譲渡担保権と留保所有権とが競合する場合においては、これを同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合とみなして、第九条第三項、第十七条第二項、第二十六条第一項（第六号、第八号及び第十二号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十六条第一項、第三十七条、第四十一条第二項、第六十二条第一項から第三項まで、第六十五条第二項、第六十六条第二項及び第六項、第六十七条、第六十九条第一項及び第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条、第七十三条並びに第七十七条の規定を適用する。この場合において、第三十四条第二項中「前項の場合」とあるのは「前項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により動産譲渡担保権者及び留保売主等が民法第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有することとされる場合」と、第三十六条第一項中「第三条第一項」とあるのは「第三条第一項（特例法第十三条の二第一項において準用する場合を含む。）」と、第六十二条第一項及び第三項、第六十七条並びに第七十七条中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転動産譲渡担保権者及び第百十一条第二項において読み替えて準用する第三十八条第二項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」とする。

第四章　罰則

第百十二条　第七十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に基づき執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三十八条の規定　公布の日

二　附則第二十五条から第三十七条までの規定　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（以下「民事関係手続等整備法施行日」という。）

（経過措置の原則）

第二条　この法律の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された譲渡担保契約及び所有権留保契約についても適用する。ただし、施行日前に生じた効力を妨げない。

（根譲渡担保権等の元本確定期日の定めに関する経過措置）

第三条　第十七条第三項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前にされた根譲渡担保権又は第百十一条第一項において読み替えて準用する第十四条に規定する根留保所有権の担保すべき元本の確定すべき期日の定め及び変更については、適用しない。

（牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の譲渡の対抗力に関する経過措置）

第四条　第三十一条第一項の規定は、施行日前に締結された動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡については、適用しない。

（占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権等の順位の特例等に関する経過措置）

第五条　動産譲渡担保権が施行日前に占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものである場合において、施行日から起算して二年を経過する日までの間に当該動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき特例法第三条第二項に規定する動産譲渡登記（この項の適用を受ける譲渡担保である旨を登記原因として記録したものに限る。）がされたときは、当該動産譲渡担保権は、第三十六条第一項及び第三十七条（これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項」とあるのは、「第百十一条第一項において準用する第三十六条第一項及び第三十七条（これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項」とあるのは、「第百十一条第一項において準用する第三十六条第一項及び第三十七条（これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二

（第三者異議の訴えに関する経過措置）

第十条　第七十三条（第百十一条第一項において準用する場合及び同条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日前に提起された民事執行法第三十八条第一項（同法第百九十四条において準用する場合を含む。）に規定する第三者異議の訴えについては、適用しない。

（売却に伴う動産譲渡担保権等の消滅に関する経過措置）

第十一条　第七十四条（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に開始された強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行の事件については、適用しない。

（再生手続等における担保権の実行手続の中止命令等に関する経過措置）

第十二条　第九十七条第三項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する民事再生法第三十一条及び第三十一条の二の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

2　第九十七条第四項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する会社更生法第二十四条及び第二十四条の二（これらの規定を第九十七条第四項の規定により適用する同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条（第九十七条第四項の規定により適用する更生特例法第三十一条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第九十七条第四項の規定により適用する更生特例法第百九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

3　第九十七条第五項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する会社法第五百十六条、第五百十六条の二及び第八百九十一条の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

4　第九十七条第六項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第二十七条及び第二十七条の二の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

（再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約に関する経過措置）

第十三条　第百五条（第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日前にされた第百五条の特約については、適用しない。

（破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力等に関する経過措置）

第十四条　第百六条（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に締結された集合動産譲渡担保契約に係る集合動産譲渡担保権及び集合動産所有権留保契約に係る集合動産留保所有権（第百十一条第一項において読み替えて準用する第四十一条第一項に規定する集合動産留保所有権をいう。）については、適用しない。

2　第百七条の規定は、施行日前に締結された集合債権譲渡担保契約に係る集合債権譲渡担保権については、適用しない。

（否認等に関する経過措置）

第十五条　第百八条第一項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する破産法第百六十二条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百五十二条第一項（第三号に係る部分に限る。）、民事再生法第百二十七条の三第一項及び第百九十条第五項、会社更生法第八十六条の三第一項並びに更生特例法第五十七条の三第一項及び第二百二十三条の三第一項の規定は、施行日前にされた動産を動産特定範囲に属させる行為については、適用しない。

2　第百八条第二項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する破産法第百六十二条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百五十二条第一項（第三号に係る部分に限る。）、民事再生法第百二十七条の三第一項及び第百九十条第五項、会社更生法第八十六条の三第一項並びに更生特例法第五十七条の三第一項及び第二百二十三条の三第一項の規定は、施行日前にされた債権特定範囲に属する債権を発生させる行為については、適用しない。

（再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等に関する経過措置）

第十六条　第百十条の規定は、施行日前にされた同条の特約については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（裁判手続の電子化等に伴う経過措置）

第十八条　施行日から民事関係手続等整備法施行日の前日までの間は、第八十五条及び第九十条（これらの規定を第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十五条第三項	文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この目及び次節において同じ。）	文書
第七十五条第四項並びに第七十六条第三項及び第四項	文書又は電磁的記録	文書
第八十六条	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	交付する
第九十九条第七項	電子裁判書（民事再生法第十八条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第百二十五条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）	裁判書
第九十九条第八項	民事再生法第十六条の四	民事再生法第十六条
第百条第二項	第十六条の四第一号	第十六条第四項第一号
	第十六条及び第十六条の二	第十六条
	同法第十六条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ	同条第一項中「含む。」とあるのは「含む
	と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする	とする

第百一条第六項（同条第七項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）			
第百一条第八項	第十一条の四及び第十一条の四第一号	裁判書	第十一条及び第十一条第四項第一号
第百二条第二項	第十一条及び第十一条の二	同法第十一条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ	第十一条
第百二条第三項	及び第十一条の二第一項中「この同じ	と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする	中「この含む
第百三条第七項	電子裁判書（承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第百二十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であって、承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により記録されたものをいう。）	と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」と、更生特例法	裁判書

電子裁判書（会社更生法第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百十二条において準用する民事訴訟法第百二十三条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により記録された電磁的記録であって、会社更生法第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により作成されたファイルに記録されたもの又は更生特例法第百七十八条において準用する場合を含む。）にお	第十一条及び第十一条第四項第一号	裁判書	
電子裁判書（承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により作成されたファイルに記録されたものをいう。）	第十一条の四及び第十一条の四第一号	裁判書	
電子裁判書（会社更生法第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百十二条において準用する民事訴訟法第百二十三条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により記録されたもの又は更生特例法第百七十八条において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により作成されたファイルに記録されたものをいう。）	第十一条及び第十一条第四項第一号	裁判書	

第百四条第二項	同条第一項及び第四項	同条第一項	
	と、同条第一項中「民事訴訟法	と、「民事訴訟法	
	と、同条第四項中「民事訴訟法」とあるのは「民事訴訟法又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする	とする	

第十九条　施行日から民事関係手続等整備法施行日の前日までの間の第二章第二節第一款第四目（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する手続（以下「実行のための裁判手続」という。）における期日の呼出し、公示送達、申立てその他の申述、裁判書の作成及び送達並びに民事訴訟法の準用については、次条から附則第二十四条までの規定を適用する。

（期日の呼出し）

第二十条　実行のための裁判手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第二十一条　実行のための裁判手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第二十二条　実行のための裁判手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第二十三条　実行のための裁判手続に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

２　前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

（民事訴訟法の準用）

第二十四条　特別の定めがある場合を除き、実行のための裁判手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、同編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
第百六十条第四項ただし書	電子調書	調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）

第二十五条　第九十条（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（以下「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される実行のための裁判手続に係る事件（以下「民事関係手続等整備法施行後事件」という。）における実行のための裁判手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第二十六条　準用民事訴訟法第九十四条の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における期日の呼出しについて適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された実行のための裁判手続に係る事件（以下「民事関係手続等整備法施行前事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第二十七条　準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第二十八条　準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における公示送達について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第二十九条　準用民事訴訟法第一編第七章の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における附則第二十二条第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後も、なおその効力を有する。

（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

第三十条　準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における釈明処分による電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提出について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

（口頭弁論調書に関する経過措置）

第三十一条　準用民事訴訟法第百六十条の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における口頭弁論調書の作成及び記録並びに口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における口頭弁論調書の作成及び記載並びに口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2　準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における口頭弁論調書の更正について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第三十二条　準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項（準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における証人の尋問に代わる書面の提出並びに鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式及び鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第三十三条　準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（電子決定書の作成に関する経過措置）

第三十四条　準用民事訴訟法第百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における電子決定書（準用民事訴訟法第百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。）の作成について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

第三十五条　準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の準用民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書の記録について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第三十六条　第八十六条（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件に関する事項の証明について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第三十七条　第九十九条第七項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される再生事件における第九十九条第七項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された再生事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

2　第百一条第六項（同条第七項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）及び第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される更生事件における第百一条第六項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された更生事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

3　第百三条第七項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される承認援助事件における第百三条第七項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された承認援助事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十七号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（民法の一部改正）

第一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三百六十六条第一項中「質権の」の下に「担保する債権について不履行があったときは、その」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、質権者の受けた利益の価額がその担保する債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を質権設定者に支払わなければならない。

第三百六十六条第二項を次のように改める。

2　第三債務者は、質権の設定について第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる第四百六十七条第一項の規定による通知又は承諾がされた時より後に質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって質権設定者その他の第三者に対抗することができる。この場合において、質権者は、自己の債権の弁済期が到来するまでは、質権設定者に対し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

第三百六十六条第四項中「目的物が金銭でない」を「目的が物の引渡しである」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第三百六十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の債権の」を「債権の目的物が金銭である場合において、その」に、「の弁済期前」を「についての不履行が生ずる前」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項前段の場合において、質権者の債権の弁済期が到来したときは、質権者は、質権設定者に対し、その受けた利益の価額から自己の債権の額を控除した残額を支払わなければならない。

第三百七十一条中「その後に生じた」を削り、「果実」の下に「（収取されていないものに限る。）」を加える。

（民法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条の規定による改正後の民法第三百六十六条の規定は、この法律の施行の際現に存する債権を目的とする質権についても適用する。ただし、前条の規定による改正前の民法第三百六十六条の規定により生じた効力を妨げない。

（農業協同組合法の一部改正）

第三条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条の三第五項中「第三百九十八条の十」の下に「、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二十条（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（医療法及び国民年金法の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「及び第二項」の下に「、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第十九条第三項から第五項まで並びに第二十条第一項及び第二項（これらの規定を同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「、民法第三百九十八条の九第三項」の下に「及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十九条第三項」を加える。

一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条の二

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十七条の三の十四

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第一号中「仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知

ロ　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第六十条第一項又は第六十一条第二項（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）又は第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知

イ　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知

（企業担保法の一部改正）

第六条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「又は抵当権」を「、抵当権、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。）又は留保所有権（同条第十八号に規定する留保所有権をいう。）」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（所有権移転の効力の制限等）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定による」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知

ロ　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第六十条第一項（所有権移転の効力の制限等）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定による通知

（企業担保法の一部改正）

第八条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「又は抵当権」を「、抵当権、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。）又は留保所有権（同条第十八号に規定する留保所有権をいう。）」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第九条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（所有権移転の効力の制限等）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定による」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知

ロ　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第六十条第一項（所有権移転の効力の制限等）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定による通知

（登録免許税法の一部改正）

第十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の規定による」に改め、同号㈠中「譲渡」の下に「又は所有権の留保」を加え、同号㈣を同号㈤とし、同号㈢の次に次のように加える。

㈣	転譲渡担保権の設定等（転動産譲渡担保権の設定、転債権譲渡担保権の設定又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定をいう。㈥において同じ。）の登記	申請件数	一件につき千円
㈤	譲渡担保権の移転による譲渡担保権者の変更、留保所有権の移転による留保所有権を有する者の変更又は質権の移転による質権者の変更の登記		
	イ　相続又は法人の合併による変更の登記	申請件数	一件につき三千円
	ロ　その他の原因による変更の登記	申請件数	一件につき七千五百円
㈥	転譲渡担保権者等（転譲渡担保権の設定等を受けた者をいう。以下㈥及び㈩において同じ。）が取得した権利の移転による転譲渡担保権者等の変更の登記	申請件数	一件につき千円
㈦	根譲渡担保権又は根留保所有権の分割譲渡の登記	申請件数	一件につき七千五百円
㈧	譲渡担保権又は留保所有権と他の譲渡担保権又は留保所有権とが競合する旨の登記	申請件数	一件につき千円
㈨	譲渡担保権又は留保所有権の順位の変更の合意の登記	譲渡担保権及び留保所有権の件数	一件につき千円
㈩	譲渡担保権者、留保所有権を有する者若しくは質権者又は転譲渡担保権者等に関する事項の変更の登記（㈠から㈨までに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき千円

（預金保険法の一部改正）

第十一条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条の前の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第一項中「根抵当権を」を「根抵当権等（根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第十四条に規定する根譲渡担保権（以下この条及び次条第一項において「根譲渡担保権」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権（以下この条及び次条第一項において「根留保所有権」という。）をいう。以下この条、次条及び附則第十条の三において同じ。）を」に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等（根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根譲渡担保権設定者（第四項及び第五項において「根譲渡担保権設定者」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等（第四項及び第五項において「根留保買主等」という。）をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の利害関係を有する者（第五項、第六項及び次条第一項において「利害関係者」という。）」に改め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第四項中「根抵当権設定者が」を「根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。）が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵当権設定者等」に改め、同条第六項中「根抵当権」を「根抵当権等」に

改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等又は利害関係者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限る。）及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。）の譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る承継金融機関の合意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

第百三十三条の二第一項中「第三百九十八条の十二第一項」の下に「及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「根抵当権（」を「根抵当権等（」に改め、「並びに次条第二項及び第三項」を削り、「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に、「根抵当権設定者（」を「根抵当権設定者等（」に、「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に、「移転根抵当権を」を「移転根抵当権等を」に、「同法」を「民法」に改め、「第三百九十八条の四第一項」の下に「及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十五条（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「おいて」を「おける」に、「移転根抵当権の」を「移転根抵当権等の」に、「移転根抵当権等が」に改め、「合意」の下に「（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡する場合にあつては、当該合意及び当該移転根抵当権等の譲渡の後においても当該移転根抵当権等が当該移転債権を担保すべきものとする旨の利害関係者の承諾）」を加え、同条第二項中「確定前に移転根抵当権」を「確定前に移転根抵当権等」に、「当該移転根抵当権」を「当該移転根抵当権等」に、「移転根抵当権が当該」を「移転根抵当権等が当該」に、「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に改め、同項各号中「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に改め、同条第五項中「移転根抵当権が」を「移転根抵当権等が」に、「移転根抵当権の」を「移転根抵当権等の」に、「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に改め、同条第六項中「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に、「移転根抵当権に」を「移転根抵当権等に」に改め、同条第七項中「根抵当権」を「根抵当権等」に改める。

第百三十四条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「移転根抵当権」の下に「（同条第一項に規定する移転根抵当権等である根抵当権をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附則第十条の三の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、「第三百九十八条の十九第二項」の下に「又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十五条第二項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部改正）

第十条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一〇の項の上欄に次のように加える。

二　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第七十五条第一項、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による申立て

別表第一の一七の項の上欄ホ中「第三項の規定による申立て」の下に「、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第七十五条第三項若しくは第七十六条第三項の規定による申立て、同法第八十二条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て」を加える。

（森林組合法の一部改正）

第十一条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の五第一項中「第三百九十八条の十」の下に「、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二十条（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。第百八条の七及び第百八条の十五において同じ。）」を加える。

第百八条の七及び第百八条の十五中「第三百九十八条の十」の下に「、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十条」を加える。

（民事執行法の一部改正）

第十二条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第百二十三条に次の二項を加える。

6　執行官は、第一項の差押えをしたときは、遅滞なく、動産執行の申立ての時に債務者を譲渡人又は留保買主等（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第二十号に規定する留保買主等をいう。）とする動産譲渡登記（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号。以下この項及び次項において「特例法」という。）第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。）又は所有権留保登記（特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記をいう。）において動産譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第九号に規定する動産譲渡担保権者をいう。）又は留保売主等（同条第十九号に規定する留保売主等をいう。）として登記されている全ての者（特例法第十条の二第一項第一号に規定する転譲渡担保権者又は特例法第十三条の二第一項において読み替えて準用する特例法第十条の二第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者が登記されている場合にあつては、当該転譲渡担保権者又は当該留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならない。

7　前項の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル（特例法第七条第一項に規定する動産譲渡登記ファイルをいう。）上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。

第百二十四条中「第五項」を「第七項」に改める。

（民事保全法の一部改正）

第十三条　民事保全法（平成元年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第四項中「第百二十三条」の下に「（第六項及び第七項を除く。）、第百二十四条」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十四条中「第七項」とあるのは、「第五項」と読み替えるものとする。

（保険業法の一部改正）

第十四条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百七十一条の二の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第一項中「第五項」を「第六項」に、「根抵当権を」を「根抵当権等（根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第十四条に規定する根譲渡担保権（以下この条において「根譲渡担保権」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権（以下この条において「根留保所有権」という。）をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。）を」に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等（根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根譲渡担保権設定者（第三項及び第四項において「根譲渡担保権設定者」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等（第三項及び第四項において「根留保買主等」という。）をいう。以下この条において同じ。）（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の利害関係を有する者（第四項及び第五項において「利害関係者」という。）」に改め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第三項中「根抵当権設定者が」を「根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。）が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵当権設定者等」に改め、同条第五項中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等又は利害関係者）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限る。）及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、譲渡担保契約及

び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。）の譲渡があったものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る承継保険会社等の合意及び当該利害関係者の承諾があったものとみなす。

第二百七十一条の二の二中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第十五条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「及び第二十五条」を「及び第二十四条の二」に改める。

第三百八十条第二項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「第二十四条第六項」に改める。

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第十六条　動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関し」を「関する」に改め、「特例」の下に「並びにこれらの譲渡を公示するための動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する制度」を加える。

第二条第二項中「動産譲渡登記」の下に「若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記」を加え、同条第三項中「次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記」を「次に掲げる登記」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次条第二項に規定する動産譲渡登記

二　第四条第二項に規定する債権譲渡登記

三　第十条の二第一項（第十三条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する登記

四　第十条の四第一項（第十三条の二第一項及び第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する登記

五　第十条の七第一項（第十三条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する登記

六　第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記

七　第十四条第一項に規定する質権設定登記

第三条第二項中「者が」を「者（動産譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第九号に規定する動産譲渡担保権をいう。第七条第六項及び第九条第一項において同じ。）が登記されている場合における譲受人として登記されている者を除く。以下この項において同じ。）が」に改め、同条第三項中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「譲受人」とあるのは、「譲渡人」を「譲受人として登記されている者（動産譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第九号に規定する動産譲渡担保権者をいう。第七条第六項及び第九条第一項において同じ。）が登記されている場合における譲受人として登記されている者を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「譲渡人として登記されている者に」と、「譲受人として登記されている者に」とあるのは「譲渡人として登記されている者に」に改める。

第四条第三項中「並びに第四百六十九条第一項及び第二項並びに譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第四十八条第一項中「、第四百六十九条第一項及び第二項」を「、第四百六十九条第一項及び第二項並びに譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第四十八条第一項中「同法」を「民法」に改め、「同項」と」の下に「、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第四十八条第一項中「債権譲渡担保権設定者が民法第四百六十七条第一項」とあるのは「譲渡人若しくは譲受人が特例法第四条第二項」と」を加え、同条第四項中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を、「場合において」の下に「、同項中「譲受人」とあるのは「譲受人（当該債権の譲渡に係る第十条第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあっては、債権譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。）」と」を「譲渡人」とあるのは「譲受人（当該債権の譲渡に係る動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十条第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあっては、債権譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。次において同じ。）」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と、」に改める。

第五条第二項中「第七条第二項第三号において」を「以下」に改める。

第六条第一号中「次条」を「第七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（共同申請）

第六条の二　この法律の規定に基づく登記の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者（その登記をすることにより、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。）及び登記義務者（その登記をすることにより、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録上、直接に不利益を受ける者をいい、間接に不利益を受ける者を除く。）が共同してしなければならない。

第七条第二項中「譲渡人及び譲受人の」を削り、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「を特定するために必要な事項で法務省令で定める」を「の種類及び当該動産の所在場所その他の当該動産の種類以外の事項であって当該動産を特定するために必要な」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　譲渡人又は譲受人が会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条の他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）を有するときは、当該法人の会社法人等番号

第七条第三項本文中「前項第六号」を「前項第七号」に、「十年」を「二十年」に改め、同項ただし書中「十年」を「二十年」に改め、同条に次の一項を加える。

6　登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記をするときは、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければならない。

一　動産譲渡担保権者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

二　動産譲渡担保権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

三　動産譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

第八条第二項中「譲渡人及び譲受人の」を削り、同項第一号中「第三号」を「第四号」に、「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、同項第三号中「第十条第三項第三号」を「第十条第四項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

6　登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記をするときは、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければならない。

一　債権譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

二　債権譲渡担保権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

三　債権譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

第九条第一項中「譲受人は」を「譲受人（譲渡担保権者（動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）が登記されている場合にあっては、当該譲渡担保権者。次条第一項において同じ。）は、共同して」に改める。

第十条第一項中「ときは」の下に「、共同して」を加え、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権又は同条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第十条の四第一項及び第十条の五第一項において同じ。）がその担保する金銭債務の全部の履行その他の原因により消滅したこと。

第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定による申請は、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限り、することができる。

第十条の次に次の六条を加える。

（転譲渡担保権の設定の登記）

第十条の二　転譲渡担保権の設定（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八条第二項に規定する転動産譲渡担保権の設定又は同法第五十二条第二項に規定する転債権譲渡担保権の設定をいう。次項及び第十条の七第二項において同じ。）の登記は、申請により、動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一　転譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八条第三項に規定する転動産譲渡担保権者又は同法第五十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第三項に規定する転債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

二　転譲渡担保権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

三　転譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

四　登記の目的

五　登記原因及びその日付

六　登記番号

七　登記の年月日

２　前条第一項（第四号を除く。）、第二項及び第三項の規定は、転譲渡担保権の設定の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは「次に掲げる事由があるときは」と、同項第三号中「譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権又は同条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第十条の四第一項及び第十条の五第一項において同じ。）」とあるのは「転譲渡担保権者（次条第一項第一号に規定する転譲渡担保権者をいう。）が取得した権利」と読み替えるものとする。

（譲渡担保権者等の氏名等の変更の登記）

第十条の三　第七条第六項各号又は第八条第六項各号に掲げる事項に変更があった場合における当該事項についての変更の登記は、譲渡担保権者が単独で申請することができる。

２　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があった場合における当該事項についての変更の登記は、転譲渡担保権者が単独で申請することができる。

３　前二項に規定する登記は、譲渡担保権者等（譲渡担保権者又は転譲渡担保権者をいう。次条において同じ。）が記録された動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一　登記の目的

二　変更後の内容

三　登記原因及びその日付

四　登記番号

五　登記の年月日

（譲渡担保権等の移転による譲渡担保権者等の変更の登記）

第十条の四　譲渡担保権等（譲渡担保権又は転譲渡担保権者が取得した権利をいう。第三項において同じ。）の移転による譲渡担保権者等の変更の登記は、申請により、譲渡担保権者等が記録された動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一　登記の目的

二　変更後の内容

三　登記原因及びその日付

四　登記番号

五　登記の年月日

２　相続又は法人の合併による譲渡担保権者等の変更の登記は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が単独で申請することができる。

３　第十条第一項（第三号及び第四号を除く。）、第二項及び第三項の規定は、譲渡担保権等の移転による譲渡担保権者等の変更の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは」とあるのは、「次に掲げる事由があるときは、共同して」と読み替えるものとする。

（競合担保登記目録等）

第十条の五　譲渡人及び譲渡担保権者は、共同して、その動産譲渡登記又は債権譲渡登記（以下この条において「譲渡担保登記」という。）に係る譲渡担保権と他の動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記（以下この条において「競合譲渡担保登記等」という。）に係る譲渡担保権等（譲渡担保権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十八号に規定する留保所有権をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）とが競合する旨の登記を申請することができる。

２　前項の規定による申請は、当該譲渡担保登記の譲渡人と当該競合譲渡担保登記等の譲渡人等（譲渡人又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第二十号に規定する留保買主等をいう。以下この項において同じ。）とが異なる場合には、当該競合譲渡担保登記等の譲渡人等の承諾があるときに限り、することができる。

３　第一項の規定による申請があった場合には、登記官は、当該譲渡担保登記及び当該競合譲渡担保登記等に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに競合担保登記目録を作成しなければならない。ただし、既に競合担保登記目録が作成されているときは、この限りでない。

４　第一項に規定する登記は、競合担保登記目録に、次に掲げる事項（以下この項及び次条第三項において「特定事項」という。）を記録することによって行う。ただし、その特定事項が競合担保登記目録に既に記録されているときは、この限りでない。

一　譲渡担保登記及び競合譲渡担保登記等の登記番号

二　譲渡担保登記及び競合譲渡担保登記等の年月日

５　第一項の規定による申請の手続、第三項の規定による競合担保登記目録の作成及び前項の規定による記録に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（譲渡担保権等の順位の変更の合意の登記）

第十条の六　譲渡担保権等の順位の変更の合意の登記は、申請により、競合担保登記目録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一　変更後の譲渡担保権等の順位

二　譲渡担保権等の順位の変更について利害関係を有する者の承諾があるときは、その旨並びに承諾をした者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

三　順位の変更の合意をした譲渡担保権等に係る動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記の登記番号

四　登記の目的

五　登記原因及びその日付

六　登記番号

七　登記の年月日

2　前項の規定による申請は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十三条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合及び同条第三項の規定により適用する場合を含む。）又は第五十条第一項の規定により順位の変更の合意をした譲渡担保権者又は留保売主等（動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記に記録されている者に限る。）が共同してしなければならない。

3　第一項の規定による申請は、順位の変更の合意をした譲渡担保権等に係る動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記の特定事項が同一の競合担保登記目録に記録されている場合に限り、することができる。

（根譲渡担保権の分割譲渡の登記）

第十条の七　根譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十四条第一項に規定する根譲渡担保権をいう。以下この条において同じ。）の分割譲渡（同法第二十一条第二項の規定による譲渡をいう。以下この条において同じ。）の登記は、申請により、新たに作成する動産譲渡登記又は債権譲渡登記（以下この項において「分割登記」という。）に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一　原登記（分割をする根譲渡担保権についての動産譲渡登記又は債権譲渡登記をいう。次号及び第三項において同じ。）及び分割登記の登記番号

二　原登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち法務省令で定めるもの

三　分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

四　分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

五　分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

六　登記の目的

七　登記原因及びその日付

八　登記番号

九　登記の年月日

2　前項の規定による申請は、譲渡人（転譲渡担保権の設定の登記がされている場合にあっては、譲渡人及び転譲渡担保権者）の承諾があるときに限り、することができる。

3　第一項の場合には、登記官は、原登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに、原登記に係る根譲渡担保権の分割譲渡をした旨その他の法務省令で定める事項を記録しなければならない。

4　第十条第一項（第三号及び第四号を除く。）、第二項及び第三項の規定は、根譲渡担保権の分割譲渡の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは、「次に掲げる事由があるときは」と読み替えるものとする。

5　前項において準用する第十条第一項（第三号及び第四号を除く。）、第二項及び第三項に定めるもののほか、根譲渡担保権の分割譲渡の登記に係る抹消登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第十一条第一項中「第七条第二項第五号」を「第七条第二項第六号」に、「及び前条第三項第二号」を「、第十条第四項第二号及び第十条の六第一項第二号」に改める。

第十二条第二項中「又は」を「（第十条の七第一項の規定により新たに作成されたものを含む。）又はこれらの登記に係る」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（動産の所有権の留保への準用）

第十三条の二　第三条第一項及び第三項並びに第七条（第四項及び第五項を除く。）の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条まで（第十条の六を除く。）の規定中動産の譲渡に係る部分は法人を留保買主等（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第二十号に規定する留保買主等をいう。以下この項において同じ。）とする所有権留保契約（同条第十六号に規定する所有権留保契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき動産の所有権の留保がされた場合において当該動産の所有権の留保につき動産譲渡登記ファイルに記録された動産の所有権の留保の登記（以下この条及び第十五条第一項において「所有権留保登記」という。）について、第三条第二項の規定は代理人によって占有されている動産の所有権の留保につき当該動産の所有権の留保に係るこの項において準用する第十条第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいて所有権留保登記の抹消登記がされ、その留保買主等として登記されている者が当該代理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（第十条の五第二項を除く。）中「動産の譲渡」とあるのは「動産の所有権の留保」と、「譲渡人」とあるのは「留保買主等」と、「譲渡に係る動産」とあるのは「所有権の留保の目的とされた動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	法人が	法人を留保買主等（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第二十号に規定する留保買主等をいう。以下同じ。）とする所有権留保契約（同条第十六号に規定する所有権留保契約をいう。）に基づき
	を譲渡した	の所有権の留保がされた
	譲渡の登記	所有権の留保の登記
	民法第百七十八条	同法第百九条第一項
第三条第二項	譲受人	留保買主等
第三条第三項	前二項	第一項
	動産譲渡登記	第一項に規定する登記（以下「所有権留保登記」という。）
第五条第一項	動産譲渡登記	所有権留保登記
	第七条から第十一条まで及び第十二条第二項	第七条（第四項及び第五項を除く。）、第九条から第十一条まで（第十条の六を除く。）、第十二条第二項及び第十三条の二第三項
第五条第二項及び第六条	動産譲渡登記	所有権留保登記

第六条第一号	第七条から第十一条まで及び第十二条第二項	第七条（第四項及び第五項を除く。）、第九条から第十一条まで（第十条の六を除く。）、第十二条第二項及び第十三条の二第三項
第七条の見出し	動産譲渡登記	所有権留保登記
第七条第二項	動産譲渡登記は	所有権留保登記は
第七条第二項第二号	譲受人	当初留保売主等（留保売主等（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十九号に規定する留保売主等をいう。以下同じ。）であって、動産譲渡登記ファイルに最初に記録されるものをいう。以下この項において同じ。）
第七条第二項第三号及び第四号	譲受人	当初留保売主等
第七条第二項第五号及び第七号	動産譲渡登記	所有権留保登記
第七条第六項	登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記	所有権留保登記
第七条第六項各号	動産譲渡担保権者	留保売主等
第九条第一項	譲受人（譲渡担保権者（動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）が登記されている場合にあっては、当該譲渡担保権者。次条第一項において同じ。）	留保売主等
第九条第二項	動産譲渡登記	所有権留保登記
第十条第一項	当該動産譲渡登記	当該所有権留保登記
	譲受人	留保売主等
	動産譲渡登記	所有権留保登記
第十条第一項第三号	譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権	留保所有権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十八号に規定する留保所有権
第十条第三項	当該動産譲渡登記	当該所有権留保登記
第十条第四項	動産譲渡登記	所有権留保登記
第十条の二の見出し	転譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定

第十条の二第一項	転譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	第三十八条第二項	第百十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第二項
	転動産譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	次項及び第十条の七第二項において	以下
	動産譲渡登記に	所有権留保登記に
第十条の二第一項第一号	転譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八条第三項に規定する転動産譲渡担保権者又は同法第五十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第三項に規定する転債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の二第一項第二号及び第三号	転譲渡担保権者	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の二第二項	転譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	譲受人	留保売主等
	譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権	留保所有権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十八号に規定する留保所有権
	転譲渡担保権者（次条第一項第一号に規定する転譲渡担保権者をいう。）	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定（次条第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定をいう。）を受けた者
第十条の三の見出し	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の三第一項	譲渡担保権者	留保売主等
第十条の三第二項	転譲渡担保権者	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の三第三項	譲渡担保権者等（譲渡担保権者又は転譲渡担保権者をいう。次条において同じ。）	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	動産譲渡登記に	所有権留保登記に

第十条の四の見出し	譲渡担保権等	留保所有権等
	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の四第一項	譲渡担保権等	留保所有権等
	譲渡担保権者等	留保所有権又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	動産譲渡登記に	所有権留保登記に
第十条の四第二項	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の四第三項	譲渡担保権等	留保所有権等
	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	譲受人	留保売主等
第十条の五第一項	譲渡担保権者	留保売主等
	動産譲渡登記又は債権譲渡登記（以下この条において「譲渡担保登記」という。）	所有権留保登記
	譲渡担保権と	留保所有権と
第十条の五第二項	当該譲渡担保登記	その所有権留保登記
	譲渡人と	留保買主等と
第十条の五第三項	当該譲渡担保登記	その所有権留保登記
第十条の五第四項各号	譲渡担保登記	所有権留保登記
第十条の七の見出し	根譲渡担保権	根留保所有権
第十条の七第一項	根譲渡担保権	根留保所有権
	第十四条第一項	第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条第一項
	第二十一条第二項	第百十一条第一項において準用する同法第二十一条第二項
	動産譲渡登記又は	所有権留保登記又は
第十条の七第二項	転譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	転譲渡担保権者	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の七第三項	根譲渡担保権	根留保所有権
第十条の七第四項	根譲渡担保権	根留保所有権
	譲受人	留保売主等
第十条の七第五項	根譲渡担保権	根留保所有権
第十一条第二項第一号	譲受人	留保売主等
第十二条第二項	動産譲渡登記	所有権留保登記

2　第七条第四項の規定は動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として譲受人が所有権留保契約（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百九条第二項に規定する債務のみを担保するものを除く。以下この項において同じ。）に基づき所有権の留保をし当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に所有権留保登記がされた場合における当該動産譲渡登記の存続期間について、第七条第五項の規定は動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として譲受人が所有権留保契約に基づき所有権の留保をし当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に同法第百九条第一項の引渡しがされた場合（前項において読み替えて準用する第三条第一項の規定により同法第百九条第一項の引渡しがあったものとみなされる場合を除く。）における当該動産譲渡登記の存続期間について、それぞれ準用する。

3　譲受人が動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に所有権留保契約（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百九条第二項に規定する債務のみを担保するものに限る。）に基づき所有権の留保をした場合には、当該動産については、当該動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

第十四条第一項中「及び第九条から前条」を「、第九条、第十条（第二項を除く。）、第十条の三第一項及び第三項、第十条の四並びに第十一条から第十三条」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（同条第四項並びに第十一条第二項第一号及び第四号を除く。）中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項	譲渡の登記	質権の設定の登記
	債権の債務者	質権の目的とされた債権の債務者
	第四百六十七条	第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条
第四条第二項	債権譲渡登記	質権設定登記
	その譲渡	その質権の設定
	譲受人	質権者
	債権の債務者	質権の目的とされた債権の債務者

| | | |

第九条第二項	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第九条第二項第一号	債権譲渡登記	質権設定登記
第十条第一項	譲受人	質権者
	債権譲渡登記	質権設定登記
第十条第一項第三号	譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権又は同条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第十条の四第一項及び第十条の五第一項において同じ。）	質権
第十条第三項	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第十条第三項第一号及び第四項	債権譲渡登記	質権設定登記
第十条の三の見出し	譲渡担保権者等	質権者
第十条の三第一項	譲渡担保権者	質権者
第十条の三第三項	譲渡担保権者等（譲渡担保権者又は転譲渡担保権者をいう。次条において同じ。）	質権者
	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第十条の四の見出し	譲渡担保権等	質権
	譲渡担保権者等	質権者
第十条の四第一項	譲渡担保権等（譲渡担保権又は転譲渡担保権者が取得した権利をいう。第三項において同じ。）	質権
	譲渡担保権者等	質権者
	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第十条の四第二項	譲渡担保権者等	質権者
第十条の四第三項	、第二項及び	及び
	譲渡担保権等	質権
	譲渡担保権者等	質権者
	譲受人	質権者

第十一条第二項第一号	譲渡に係る債権	質権の目的とされた債権
	譲渡人	質権設定者
	譲受人	質権者
第十一条第二項第四号	譲渡に係る債権	質権の目的とされた債権
	譲渡人	質権設定者
第十二条第二項	債権譲渡登記（第十条の七第一項の規定により新たに作成されたものを含む。）	質権設定登記
民法第四百六十八条第一項	対抗要件具備時	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十四条第一項において準用する同法第四条第二項に規定する通知又は承諾がされた時
	譲受人	質権者

第十五条第一項中「係る動産」の下に「及び所有権留保登記がされている所有権の留保に係る動産」を加える。

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　登記官は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において現に登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記（前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「新特例法」という。）第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。第一号において同じ。）又は債権譲渡登記（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四条第二項に規定する債権譲渡登記をいう。第二号において同じ。）若しくは質権設定登記（新特例法第十四条第一項に規定する質権設定登記をいう。第三号において同じ。）がされている動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルについて、職権で、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める事項を記録しなければならない。

一　登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記　新特例法第七条第六項各号に掲げる事項

二　登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記　新特例法第八条第六項各号に掲げる事項

三　質権設定登記　新特例法第十四条第一項において準用する新特例法第八条第六項各号に掲げる事項

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第十八条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百八十条第四項中「第五百十六条中「担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続」を「第五百十六条第一項中「、企業担保権の実行の手続の申立人」に、「「担保権の実行の手続又は」を「「又は」に改め、「財産」と、」の下に「「、当該企業担保権の実行の手続の中止又は」とあるのは「又は」と」を、「優先出資社員」と」の下に「「、同法第八百九十一条第一項及び第四項中「、企業担保権の実行手続の申立人又は」とあるのは「又は」と」を加える。

（民事再生法の一部改正）

第十九条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（担保権の実行手続の中止命令）」を付し、同条第一項中「競売申立人」を「第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者（以下この条において「担保権者」という。）」に、「第五十三条第一項に規定する再生

債務者の財産につき存する」を「その」に改め、「中止」の下に「（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）」を加え、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「命令」の下に「（債権を目的とする質権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。）の命令を除く。）」を加え、「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　裁判所は、第一項の規定による債権を目的とする質権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

第三十一条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による中止の命令は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

第三十一条に次の一項を加える。

9　債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二　裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

2　前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3　前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

第三十二条中「前条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第百九十七条第二項中「第三十一条第二項から第六項」を「第三十一条第三項及び第五項から第八項」に改める。

（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　施行日前にされた申立てに係る担保権の実行手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の民事再生法第三十一条第一項から第四項まで及び第九項並びに第三十一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）

第二十一条　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項ただし書中「第二十七条第八項」を「第二十七条第十項」に改める。

第二十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（担保権の実行手続等の中止命令）」を付し、同条第一項中「競売申立人」を「債務者の財産につき担保権を有する者（以下この条において「担保権者」という。）」に改め、「いる」の下に「当該」を加え、「手続又は」を「手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）又は当該」に改め、同条第八項中「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「命令」の下に「（債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。）の命令を除く。）」を加え、「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　裁判所は、第一項又は第二項の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

第二十七条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による中止の命令（企業担保権の実行手続に係るものを除く。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

第二十七条に次の一項を加える。

11　債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項又は第二項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　裁判所が前条第一項又は第二項の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

2　前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3　前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　施行日前にされた申立てに係る担保権の実行の手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行の手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第二十七条第一項、第四項から第六項まで及び第十一項並びに第二十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（会社更生法の一部改正）

第二十三条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（他の手続の中止命令等）」を付し、同条第一項中「中止」の下に「（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」を「規定する強制執行等」に、「手続の申立人である」を「強制執行等に係る」に改め、同項第二号中「実行」の下に「（債権を目的とする質権については、当該債権の取立てを含む。）」を加え、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定による中止の命令（同項第二号の担保権の実行又は留置権による競売に係るものに限る。）は、開始前会社の財産につき担保権を有する者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

第二十四条に次の一項を加える。

10　債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。）を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

2　前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3　前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

第二十五条第一項、第二項及び第三項第一号中「前条第一項第二号」を「第二十四条第一項第二号」に改め、同項第二号及び同条第五項ただし書中「前条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条第八項中「前条第一項第二号」を「第二十四条第一項第二号」に改める。

第二十七条第一項中「の申立人である」を「に係る」に改める。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　施行日前にされた申立てに係る担保権の実行又は留置権による競売の手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行又は留置権による競売の手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の会社更生法第二十四条第一項、第四項及び第十項並びに第二十四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二十五条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

目次及び第三章第一節の節名中「根抵当権」を「根抵当権等」に改める。

第十条の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第一項中「根抵当権を」を「根抵当権等（根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第十四条に規定する根譲渡担保権（以下この条及び第十七条において「根譲渡担保権」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権（以下この条及び第十七条において「根留保所有権」という。）をいう。以下この条及び第十七条において同じ。）を」に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等（根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根譲渡担保権設定者（以下この条及び第十七条において「根譲渡担保権設定者」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等（以下この条及び第十七条において「根留保買主等」という。）をいう。以下この条及び第十七条において同じ。）（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあっては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の利害関係を有する者（以下この条及び第十七条において「利害関係者」という。）」に改め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第三項中「根抵当権設定者が」を「根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。）が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限る。）及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかったときは、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。）の譲渡があったものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と農林中央金庫の合意及び当該利害関係者の承諾があったものとみなす。

第二十三条第一号中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第二十六条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項の表第十七条第一項及び第五項の項、第十九条第四項の表第十七条第一項及び第五項の項及び第三十四条の十四の表第十七条第一項及び第五項の項中「第五項」を「第六項」に改める。

（会社法の一部改正）

第二十七条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五百十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（担保権の実行の手続等の中止命令）」を付し、同条中「担保権の実行の手続等（清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続をいう。以下この条において同じ。）の申立人」を「清算株式会社の財産につき担保権を有する者（次項及び第八百九十一条において「担保権者」という。）、企業担保権の実行の手続の申立人又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続の申立人（同条において「一般先取特権者等」という。）」に、「担保権の実行の手続等の中止」を「当該担保権の実行の手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。次項において同じ。）、当該企業担保権の実行の手続の中止又は当該強制執行の手続の中止」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定による中止の命令（清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手続の中止に係るものに限る。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

3　債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

第五百十六条の次に次の一条を加える。

第五百十六条の二　裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。第八百九十一条第一項及び第二項において同じ。）を命じた場合には、第三債務者は、特別清算の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

2　前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3　前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

第八百九十一条第一項中「第五百十六条」を「第五百十六条第一項」に改め、「命令」の下に「（債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を除く。）」を加え、「同条に規定する担保権の実行の手続等の申立人」を「担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「の中止」を「及び第二項の中止」に、「及び」を「並びに」に、「第一項の申立人」を「担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　裁判所は、第五百十六条第一項の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の陳述を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の陳述を聴いたときは、この限りでない。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　施行日前にされた申立てに係る担保権の実行の手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行の手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の会社法第五百十六条、第五百十六条の二並びに第八百九十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十九条　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八十八条のうち民事訴訟費用等に関する法律別表第一の改正規定のうち、同表の一八の項の上欄中「申立て」の下に「又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第七十五条第一項、第七十六条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による申立て」を加え、同表の四五の項の上欄ホ中「第三項の規定による申立て」の下に「、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第七十五条第三項若しくは第七十六条第三項の規定による申立て、同法第八十二条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て」を加える。

第百三十条のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百八十四条の改正規定中「第二十四条第八項」を「第二十四条第九項」に改める。

第百四十五条のうち民事再生法第二十八条、第二十九条第五項、第三十条第五項及び第三十一条第六項の改正規定並びに第百五十八条中「第三十一条第六項」を「第三十一条第八項」に改める。

第百八十四条中「第二十七条第八項」を「第二十七条第十項」に改める。

第二百二条のうち会社更生法第二十四条第八項の改正規定及び第二百十五条中「第二十四条第八項」を「第二十四条第九項」に改める。

第二百八十七条のうち会社法第八百八十九条第四項、第八百九十条第一項及び第二項、第八百九十一条第五項、第八百九十二条第四項、第八百九十七条第二項、第八百九十八条第四項並びに第八百九十九条第四項の改正規定並びに第二百九十二条中「第八百九十一条第五項」を「第八百九十一条第六項」に改める。

（事業性融資の推進等に関する法律の一部改正）

第三十条　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「又は抵当権」を「、抵当権、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。第百三十一条第一項において同じ。）又は留保所有権（同法第二条第十八号に規定する留保所有権をいう。同項において同じ。）」に改める。

第百三十一条第一項ただし書中「及び抵当権」を「、抵当権、譲渡担保権及び留保所有権」に改める。

（円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の一部改正）

第三十一条　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「留置権」の下に「、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。第八条及び第八条の三第一項において同じ。）若しくは留保所有権（同法第二条第十八号に規定する留保所有権をいう。第八条及び第八条の三第一項において同じ。）」を加える。

第五条第三項中「又は第八条第一項」を「、第八条第一項又は第八条の三第一項」に改め、同項ただし書中「命令」の下に「若しくは取消しの命令」を加える。

第七条第五項中「次条第五項」を「次条第七項及び第八条の三第六項」に改める。

第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（担保権の実行手続の中止命令）」を付し、同条第一項中「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、「中止」の下に「（債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。）の実行の禁止を含む。）」を加え、同条第六項中「第三項」を「第五項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「命令」の下に「（債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。）の命令を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　裁判所は、第一項の規定による債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者、譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第四号に規定する譲渡担保権者をいう。以下同じ。）又は留保売主等（同条第十九号に規定する留保売主等をいう。以下この項及び第八条の三において同じ。）の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者、譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴いたときは、この限りでない。

第八条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による中止の命令（企業担保権の実行手続に係るものを除く。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

第八条に次の一項を加える。

9　債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権、譲渡担保権又は留保所有権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二　裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権又は債権譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第三項において同じ。）の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、この章に定める手続の関係においては、質権者又は債権譲渡担保権者（同条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。第三項において同じ。）に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

2　前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3　前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権又は債権譲渡担保権を有していた質権者又は債権譲渡担保権者は、供託金につき質権者又は譲渡担保権者と同一の権利を有する。

（担保権の実行手続の取消命令）

第八条の三　裁判所は、第三条第一項の確認があった場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者又は留保売主等に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、確認事業者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、確認事業者の申立てにより、担保を立てさせて、対象債権者の対象債権を被担保債権とする譲渡担保権又は留保所有権について、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第六十六条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知、動産特定範囲（同法第四十条（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する動産特定範囲をいう。次項において同じ。）に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は同法第九十四条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。

2　前項の規定による取消しの命令は、その発令前にされた譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第六十条第一項（同法第九十三条及び第百十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算の通知、同法第六十一条第一項（同法第九十三条及び第百十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する処分清算譲渡、同法第九十二条第一項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者（同法第四十二条第一項に規定する集合動産譲渡担保権設定者をいう。）若しくは集合動産留保買主等（同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第四十二条第一項に規定する集合動産留保買主等をいう。）による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。

3　裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴いたときは、この限りでない。

4　裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　第一項の規定による取消しの命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者又は留保売主等に限り、即時抗告をすることができる。

6　前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

7　非訟事件手続法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及びその担保について準用する。

8　第七条第七項の規定は、第一項の申立て並びに同項の規定による取消しの命令、第四項の規定による決定及び第五項の即時抗告についての裁判について準用する。

第三十八条中「又は」を「若しくは」に改め、「命令」の下に「又は第八条の三第一項の規定による取消しの命令」を加える。

附則第四条の表第七条第五項の項中「次条第五項」を「次条第七項及び第八条の三第六項」に改める。

附則第六条中「及び第八条第五項」を「、第八条第七項及び第八条の三第六項」に改める。

（円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　施行日前にされた申立てに係る担保権の実行手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第八条第一項から第四項まで及び第九項並びに第八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

この法律は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）の施行の日から施行する。ただし、第三十三条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

政　令

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四号

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項並びに特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第四十一条第二項第一号ヘ（同法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）及び第二号イ(6)（同法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第五十条第一項第四号」を「第五十一条第一項第四号」に、「又は」を「、同法第五十三条第二号に規定する罪（児童である客に対する同法第二十二条の二各号に掲げる行為に係るものに限る。）、同法第五十三条第七号に規定する罪（児童の紹介を受けた場合における財産上の利益を提供し、又は提供させる行為に係るものに限る。）又は」に、「第五十六条」を「第五十七条第一項」に改める。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第二条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三十九号中「第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項」を「第五十七条第一項（第二号（同法第五十三条から第五十六条までに係る部分に限る。）」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第二項第四十号中「第五十条第一項又は第五十六条（同法第四十九条及び第五十条第一項」を「第五十条、第五十一条第一項又は第五十七条第一項（第二号（同法第五十三条から第五十六条までに係る部分に限る。）」に、「に限る」を「を除く」に改める。

附　則

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

都市計画法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五号

都市計画法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第三号及び第八十八条の二、活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第六条第一項第五号ロ、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第一項第四号、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十七条第二項第二号及び第八十二条、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十一条第一項第二号、第七十三条第二項第一号及び第九十八条並びに地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市計画法施行令の一部改正）

第一条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十六号ロ中「若しくは事業所内保育事業」を「、事業所内保育事業若しくは乳児等通園支援事業」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第二条　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「又は同条第二十項」を「、同条第二十項」に、「の用」を「又は同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業の用」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正）

第三条　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「若しくは同条第十二項」を「、同条第十二項」に、「を行う」を「若しくは同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業を行う」に改める。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令及び津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「こども家庭センター」を「乳児等通園支援事業の用に供する施設、こども家庭センター」に改める。

一　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）第十九条第一号

二　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）第十九条第一号及び第二十一条第一号

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは同条第二十一項」を「、同条第二十一項」に、「の用」を「若しくは同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業の用」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年七月一日から施行する。

（都市計画法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の都市計画法施行令第二十一条第二十六号ロの規定は、第一条の規定による改正後の同号ロに掲げる建築物（同条の規定による改正前の同号ロに掲げる建築物に該当するものを除く。）であってこの政令の施行の際現にその建築の用に供する目的で開発行為が行われているもの又は新築若しくは改築の工事中のものについては、適用しない。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令第六条第一号の規定は、第三条の規定による改正後の同号に掲げる建築物（同条の規定による改正前の同号に掲げる建築物に該当するものを除く。）であってこの政令の施行の際既に着手していた建築に係るものについては、適用しない。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法施行令第十九条第一号の規定は、第四条の規定による改正後の同号に掲げる施設（同条の規定による改正前の同号に掲げる施設に該当するものを除く。）であってこの政令の施行の際現にその建築がされる予定の開発行為が行われているもの又は建築の工事中のものについては、適用しない。

（津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正後の津波防災地域づくりに関する法律施行令第二十一条第一号の規定は、第四条の規定による改正後の同号に掲げる施設（同条の規定による改正前の同号に掲げる施設に該当するものを除く。）であってこの政令の施行の際現にその建築がされる予定の開発行為が行われているもの又は建築の工事中のものについては、適用しない。

内閣総理大臣　石破　茂

国土交通大臣　中野　洋昌

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百六号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年七月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十二条第十項、第七十八条の二第三項及び第八十二条第三項、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条第三項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第一項から第三項までの規定に基づき、並びに災害救助法を実施するため、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十七人」を「二十八人」に改める。

第三十三条の六第二項中「当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつた」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める場合に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第七十八条の二第一項第一号に掲げる場合に該当するときにおいて当該代行をした場合　当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつた場合

二　法第七十八条の二第一項第二号に掲げる場合に該当するときにおいて当該代行をした場合　同号に規定する応急措置を実施する緊急の必要がなくなつた場合

第三十五条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同条第五号中「第四条第五号から第十号まで」を「第四条第六号から第十一号まで」に改める。

附則第二項中「二十七人」を「二十八人」に、「二十八人」を「二十九人」に改める。

附則第三項中「二十七人」を「二十八人」に、「二十九人」を「三十人」に改める。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削る。

（災害救助法施行令の一部改正）

第二条　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「医療」の下に「、福祉」を加え、同条第二号中「保健師」を「栄養士、管理栄養士、保健師」に改め、「臨床検査技師」の下に「、理学療法士、作業療法士」を加え、「又は歯科衛生士」を「、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者

第五条中「第七条第五項」の下に「及び第八条第四項」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「内閣府審議官」の下に「、防災監」を加える。

別表第二内閣府本府の項中「内閣府審議官」を「内閣府審議官　防災監」に改める。

附　則

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

条　約

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

条約第三号

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書

サービスの貿易に関する理事会が、二千年四月十八日に特定の約束に係る表の訂正又は改善に関する確認のための手続（文書（S／L／第八十四号））を採択し、

前記の手続の規定に従い、日本国の特定の約束に係る表の改善を含む案が二千二十二年十二月二十日付けの文書（S／C／W／第四百一号）により世界貿易機関の加盟国に通報され、当該改善の提案に対し、二千二十三年二月三日に南アフリカからの異議の申立て（文書（S／L／第四百七十四号））が受領され、また、同日にインドからの異議の申立て（文書（S／L／第四百五十号））が受領されたが、その後、日本国が二千二十四年一月二十五日に当該案の訂正（文書（S／C／W／第四百一号／訂正1））を送付し、当該訂正を踏まえ、南アフリカが同年二月十六日に異議の撤回（文書（S／L／第四百八十二号））を行い、また、インドが同月二十六日に異議の撤回（文書（S／L／第四百九十二号））を行い、

世界貿易機関事務局が、二千二十四年二月二十六日に前記の改善に関する確認手続が完了した旨の通報（文書（S／L／第五百十九号）を全ての加盟国に発出したので、

ここに、この確認書に附属する日本国の特定の約束に係る表の改善が前記の手続によって確定されたものであることを確認する。

この確認書に附属する日本国の特定の約束に係る表の改善は、日本国政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関事務局長に宛てる通告書に従って効力を生ずる。

世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、前記の改善の認証謄本を送付する(注)。この確認書は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

注　参照を容易にするため、得られる改善は、文書（GATS／SC／第四十六号／補足4）としても発出される。

二千二十四年七月二十九日にジュネーブで作成した。

日本国の特定の約束に係る表

Ⅰ　各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げる全ての分野			日本国は、この約束表に掲げる全ての分野（金融サービスを除く）について、添付された「サービスに係る国内規制に関する規律」を追加的な約束として履行する。

Ⅱ　分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
7　金融サービス			日本国は、この約束表に掲げる金融サービスの分野について、添付された「金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律」を追加的な約束として履行する。

サービスに係る国内規制に関する規律

規律の適用範囲

1　この規律は、加盟国による措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連するものについて適用する。

2　この規律は、サービスの貿易に関する一般協定（以下「協定」という。）第十六条又は第十七条の規定に従って加盟国の約束表に定める制限又は条件については、適用しない。

3　この規律の適用上、「許可」とは、サービスの提供を認めることであって、申請者が免許要件、資格要件又は技術上の基準を満たすことを証明するために従わなければならない手続によって得られるものをいう。

申請の提出

4　加盟国は、実行可能な範囲内で、申請者に対し、許可のための各申請について二以上の自国の権限のある当局に連絡することを要求しないようにする。加盟国は、サービスが複数の自国の権限のある当局の権限に属する場合には、許可のための複数の申請を要求することができる。

申請の日程

5　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が実行可能な範囲内で年間を通じていつでも申請の提出を認めることを確保する(注)。加盟国は、申請のための特定の期間が存在する場合には、当該申請を提出するための合理的な期間を自国の権限のある当局が与えることを確保する。

注　当該権限のある当局は、公式な執務時間及び執務日のほかに当該申請の検討を開始することを要求されない。

電子的申請及び写しの受理

6　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　当該権限のある当局の競合する優先事項及び資源の制約を考慮しつつ、電子的様式による申請を受理するよう努めること。

(b)　当該権限のある当局が当該許可に係る手続の信頼性を保護するために原本を要求する場合を除くほか、加盟国の国内法令に従って認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

申請の審査

7　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　実行可能な範囲内で、申請の審査のための指標となる日程を提供すること。

(b)　申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(c)　実行可能な範囲内で、加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないことを不当に遅滞することなく確認すること。

(d)　加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないと認めるとき(注)は、当該申請が提出された後合理的な期間内に次のことを確保すること。

注　当該権限のある当局は、当該申請が「審査を行うに当たり不備がない」と認めるために、全ての情報が所定の様式により提出されることを要求することができる。

(i)　当該申請の審査を完了すること。

(ii)　申請者に対し、当該申請に関する決定を可能な範囲内で書面(注1)により通知すること(注2)。

注1　「書面」には、電子的形式によるものを含めることができる。

注2　当該権限のある当局は、当該申請が提出された日から特定の期間が経過した後回答がないことが当該申請の受理又は拒否を示す旨を当該申請者に対して書面により事前に通知すること（公表された措置を通じて通知することを含む。）によって、この要件を満たすことができる。

(e)　加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備があると認めるときは、実行可能な範囲内で、合理的な期間内に次のことを行うこと。ただし、次のことがいずれも実行可能でない場合において、当該申請を不備によって拒否するときは、加盟国は、当該権限のある当局が合理的な期間内に申請者に対してその旨を通知することを確保する。

(i)　当該申請者に対し、当該申請に不備がある旨を通知すること。

(ii)　当該申請者の要請に応じ、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を特定し、又は当該申請に不備があると認める理由に関する判断の基準を提供すること。

(iii)　当該申請者に対し、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を提供するための機会(注)を与えること。

注　当該機会は、当該権限のある当局に対して期限の延長を認めることを要求するものではない。

(f)　申請を拒否するときは、可能な範囲内で、当該権限のある当局の発意又は申請者の要請のいずれかにより、当該申請者に対し、拒否した理由及び該当するときは当該申請の再提出のための手続について通知すること。申請者は、過去に拒否された申請のみを理由として、別の申請(注)を提出することを妨げられるべきではない。

注　当該権限のある当局は、当該申請の内容が修正されたものであることを要求することができる。

8

加盟国の権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく、適用される条件に従い当該許可の効力が生ずることを確保する(注)。

注　当該権限のある当局は、その権限の範囲外にある事由による遅滞について責任を負わない。

手数料

9　加盟国は、自国の権限のある当局が徴収する許可に係る手数料（注）が、合理的な、かつ、透明性を有するものであること、措置に定められた権限に基づくこと及び当該手数料自体が関連するサービスの提供に対する制限とならないことを確保する。

注　許可に係る手数料には、天然資源の利用料、特許の付与のための支払であってオークション、入札その他の差別的でない手段によるもの及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

資格の評価

10　加盟国は、サービスの提供に係る許可につき試験を要求する場合には、自国の権限のある当局が、合理的な頻度の期間ごとに当該試験を行い、及び申請者が当該試験の受験を申請することができるようにするための合理的な期間を与えることを確保する。加盟国は、費用、行政上の負担及び関係する手続の信頼性を考慮して、当該試験の受験の電子的様式による申請を受理し、及び実行可能な範囲内で当該試験の手続に係るその他の事項について電子的手段の利用を考慮するよう奨励される。

承認

11　加盟国の職業団体が職業上の資格、免許又は登録の承認に関連する問題について他の加盟国の職業団体との対話の機会を設けることに相互に関心を有する場合において、要請があり、かつ、適当であるときは、関係する加盟国は、これらの団体の対話を支援することを検討すべきである。

独立性

12　加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、自国の権限のある当局が、許可が必要なサービスを提供する者から独立した態様で、決定を行い、かつ、当該決定を実施することを確保する（注）。

注　この12の規定は、特定の行政上の機構を義務付けるものではなく、意思決定の過程及び決定の実施に関するものである。

公表及び利用可能な情報

13　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、協定第三条の規定を適用するほか、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者が当該許可を取得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を速やかに公表し（注）、又は書面により公に利用可能なものとする。当該情報には、存在する場合には、特に、次のものを含める。

注　この規律の適用上、「公表する」とは、官報その他の公の出版物又は公式ウェブサイトに掲載することをいう。加盟国は、電子的な公表を単一の窓口に統合するよう奨励される。

(a)　当該要件及び手続
(b)　関連する自国の権限のある当局の連絡先の情報
(c)　手数料
(d)　技術上の基準
(e)　申請に関する決定に係る不服申立て又は審査の請求のための手続
(f)　免許又は資格の条件に従うことを監視し、又は確保するための手続
(g)　公衆の関与のための機会（聴聞又は意見の提出を通じたものを含む。）
(h)　申請の審査のための指標となる日程
(i)　意見の提出の機会及び効力発生前の情報

14　加盟国（注）は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、次のいずれかのものを事前に公表する。

注　この14から17までの規定については、加盟国が特定の措置について利害関係を有する者及び他の加盟国と当該措置の採用の前に協議を行うための異なる制度を有していること並びにこの14に規定する代替手段が異なる法制を反映することを認識する。

(a)　一般に適用される自国の法令であって、１の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするもの
(b)　(a)に規定する法令についての十分な詳細を提供する文書であって、利害関係を有する者及び他の加盟国が自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように重大な影響を受けるかについて評価することを可能とするもの

15　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、一般に適用される手続及び行政上の決定であって、１の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするものについて14の規定を適用するよう奨励される。

16　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、利害関係を有する者及び他の加盟国に対し、14又は15の規定に従って公表される措置の案又は文書に関する意見を提出するための合理的な機会を与える。

17　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、16の規定に従って受領した意見を検討する（注）。

注　この17の規定は、サービスの提供に係る許可につき措置を採用し、又は維持する加盟国の最終的な決定に影響を及ぼすものではない。

18　加盟国は、14(a)に規定する法令を公表するに際し、又はその公表の前に、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、当該法令の目的及び理由を説明するよう奨励される。

19　加盟国は、実行可能な範囲内で、14(a)に規定する法令の条文の公表とサービス提供者が当該法令を遵守しなければならない日との間に合理的な期間を置くよう努める。

照会所

20　加盟国は、１に規定する措置について、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける（注）。加盟国は、協定第三条及び第四条の規定に従って設置される照会所及び連絡所又は適当な場合には他の仕組みのいずれかを通じて当該照会に応ずることを選択することができる。

注　照会に回答するための仕組みが適当かどうかを決定するに当たり、資源の制約が要素となり得ることが了解される。

技術上の基準

21　加盟国は、自国の権限のある当局に対し、技術上の基準を採用する場合には、開かれた、かつ、透明性を有する手続を通じて策定された技術上の基準を採用するよう奨励し、及び技術上の基準を策定するために指定された団体（関係国際機関（注）を含む。）に対し、開かれた、かつ、透明性を有する手続を利用するよう奨励する。

注　「関係国際機関」とは、少なくとも世界貿易機関の全ての加盟国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

措置の策定

22　加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、次のことを確保する。

(a)　当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準（注）に基づくこと。

注　当該基準には、特に、サービスを提供する能力（加盟国の規制上の要件（健康上及び環境上の要件等）に適合する方法によりサービスを提供する能力を含む。）を含めることができる。自国の権限のある当局は、各基準に与えられる重要性を評価することができる。

(b)　手続が公平であること及び申請者が要件を満たすかどうかを証明するに当たり手続が適当なものであること（証明すべき要件が存在する場合に限る。）。
(c)　手続それ自体が、要件が満たされることを不当に妨げないものであること。
(d)　当該措置が男女の間で差別しないものであること（注）。

注　この(d)の規定の適用上、合理的かつ客観的な異なる待遇であって正当な目的を達成することを目的とするもの及び加盟国による男女の間の事実上の平等を促進することを目的とする一時的かつ特別な措置の採用については、差別とはみなさない。

金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律

適用範囲

1　この規律は、加盟国による措置であって、サービスの貿易に関する一般協定（以下「協定」という。）の金融サービスに関する附属書において定義される金融サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続並びに資格要件及び資格の審査に係る手続に関連するものについて適用する。

2　この規律は、協定第十六条又は第十七条の規定に従って加盟国の約束表に定める制限又は条件については、適用しない。

3　この規律の適用上、「許可」とは、サービスの提供を認めることであって、申請者が免許要件又は資格要件を満たすことを証明するために従わなければならない手続によって得られるものをいう。

申請の日程

4　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が実行可能な範囲内で年間を通じていつでも申請の提出を認めることを確保する（注）。加盟国は、申請のための特定の期間が存在する場合には、当該申請を提出するための合理的な期間を自国の権限のある当局が与えることを確保する。

注　当該権限のある当局は、公式な執務時間及び執務日のほかに当該申請の検討を開始することを要求されない。

電子的申請及び写しの受理

5　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　当該権限のある当局の競合する優先事項及び資源の制約を考慮しつつ、電子的様式による申請を受理するよう努めること。

(b)　当該権限のある当局が当該許可に係る手続の信頼性を保護するために原本を要求する場合を除くほか、加盟国の国内法令に従って認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

申請の審査

6　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　実行可能な範囲内で、申請の審査のための指標となる日程を提供すること。

(b)　申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(c)　実行可能な範囲内で、加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないことを不当に遅滞することなく確認すること。

(d)　加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備がないと認めるとき（注）は、当該申請が提出された後合理的な期間内に次のことを確保すること。

注　当該権限のある当局は、当該申請が「審査を行うに当たり不備がない」と認めるために、全ての情報が所定の様式により提出されることを要求することができる。

(i)　当該申請の審査を完了すること。

(ii)　申請者に対し、当該申請に関する決定を可能な範囲内で書面（注1）により通知すること（注2）。

注1　「書面」には、電子的形式によるものを含めることができる。

注2　当該権限のある当局は、当該申請が提出された日から特定の期間が経過した後回答がないことが当該申請の受理又は拒否を示す旨を当該申請者に対して書面により事前に通知すること（公表された措置を通じて通知することを含む。）によって、この要件を満たすことができる。

(e)　加盟国の国内法令に従って審査を行うに当たり申請に不備があると認めるときは、実行可能な範囲内で、合理的な期間内に次のことを行うこと。ただし、次のことがいずれも実行可能でない場合において、当該申請を不備によって拒否するときは、加盟国は、当該権限のある当局が合理的な期間内に申請者に対してその旨を通知することを確保する。

(i)　当該申請者に対し、当該申請に不備がある旨を通知すること。

(ii)　当該申請者の要請に応じ、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を特定し、又は当該申請に不備があると認める理由に関する判断の基準を提供すること。

(iii)　当該申請者に対し、当該申請を不備がないものとするために必要とされる追加的な情報を提供するための機会（注）を与えること。

注　当該機会は、当該権限のある当局に対して期限の延長を認めることを要求するものではない。

(f)　申請を拒否するときは、実行可能な範囲内で、当該権限のある当局の発意又は申請者の要請のいずれかにより、当該申請者に対し、拒否した理由及び該当するときは当該申請の再提出のための手続について通知すること。申請者は、過去に申請が拒否されたことのみを理由として、別の申請（注）を提出することを妨げられるべきではない。

注　当該権限のある当局は、当該申請の内容が修正されたものであることを要求することができる。

7　加盟国の権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく、適用される条件に従い当該許可の効力が生ずることを確保する（注）。

注　当該権限のある当局は、その権限の範囲外にある事由による遅滞について責任を負わない。

手数料

8　加盟国は、自国の権限のある当局が、その徴収する許可に係る手数料（注）に関し、申請者に対し、手数料の表又は手数料の額がどのように決定されるかについての情報を提供することを確保する。

注　許可に係る手数料には、天然資源の利用料、特許の付与のための支払であってオークション、入札その他の差別的でない手段によるもの及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

資格の評価

9　加盟国は、サービスの提供に係る許可につき試験を要求する場合には、自国の権限のある当局が、合理的な頻度の期間ごとに当該試験を行い、及び申請者が当該試験の受験を申請することができるようにするための合理的な期間を与えることを確保する。加盟国は、費用、行政上の負担及び関係する手続の信頼性を考慮して、当該試験の受験の電子的様式による申請を受理し、及び実行可能な範囲内で当該試験の手続に係るその他の事項について電子的手段の利用を考慮するよう奨励される。

独立性

10　加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、自国の権限のある当局が、許可が必要なサービスを提供する者から独立した態様で、決定を行い、かつ、当該決定を実施することを確保する（注）。

注　この10の規定は、特定の行政上の機構を義務付けるものではなく、意思決定の過程及び決定の実施に関するものである。

公表及び利用可能な情報

11　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、協定第三条並びに6及び8の規定を適用するほか、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者が当該許可を取得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を速やかに公表し（注）、又は書面により公に利用可能なものとする。当該情報には、存在する場合には、特に、次のものを含める。

注　この規律の適用上、「公表する」とは、官報その他の公の出版物又は公式ウェブサイトに掲載することをいう。加盟国は、電子的な公表を単一の窓口に統合するよう奨励される。

(a)　当該要件及び手続

(b)　関連する自国の権限のある当局の連絡先の情報

(c)　申請に関する決定に係る不服申立て又は審査の請求のための手続

(d)　免許又は資格の条件に従うことを監視し、又は確保するための手続

(e)　公衆の関与のための機会（聴聞又は意見の提出を通じたものを含む。）

意見の提出の機会及び効力発生前の情報

12　加盟国（注）は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、次のいずれかのものを事前に公表する。

注　この12から15までの規定については、加盟国が特定の措置について利害関係を有する者及び他の加盟国と当該措置の採用の前に協議を行うための異なる制度を有していること並びにこの12に規定する代替手段が異なる法制を反映することを認識する。

(a)　一般に適用される自国の法令であって、１の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするもの

(b)　(a)に規定する法令についての十分な詳細を提供する文書であって、利害関係を有する者及び他の加盟国が自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように重大な影響を受けるかについて評価することを可能とするもの

13　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、一般に適用される手続及び行政上の決定であって、１の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするものについて12の規定を適用するよう奨励される。

14　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、利害関係を有する者及び他の加盟国に対し、12又は13の規定に従って公表される措置の案又は文書に関する意見を提出するための合理的な機会を与える。

15　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、14の規定に従って受領した意見を検討する（注）。

注　この15の規定は、サービスの提供に係る許可につき措置を採用し、又は維持する加盟国の最終的な決定に影響を及ぼすものではない。

16　加盟国は、12(a)に規定する法令を公表するに際し、又はその公表の前に、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、当該法令の目的及び理由を説明するよう奨励される。

17　加盟国は、実行可能な範囲内で、12(a)に規定する法令の条文の公表とサービス提供者が当該法令を遵守しなければならない日との間に合理的な期間を置くよう努める。

照会所

18　加盟国は、１に規定する措置について、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける（注）。加盟国は、協定第三条及び第四条の規定に従って設置される照会所及び連絡所又は適当な場合には他の仕組みのいずれかを通じて当該照会に応ずることを選択することができる。

注　照会に回答するための仕組みが適当かどうかを決定するに当たり、資源の制約が要素となり得ることが了解される。

措置の策定

19　加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、次のことを確保する。

(a)　当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準（注）に基づくこと。

注　当該基準には、特に、サービスを提供する能力（加盟国の規制上の要件に適合する方法によりサービスを提供する能力を含む。）を含めることができる。自国の権限のある当局は、各基準に与えられる重要性を評価することができる。

(b)　手続が公平であること及び申請者が要件を満たすかどうかを証明するに当たり手続が適当なものであること（証明すべき要件が存在する場合に限る。）。

(c)　手続それ自体が、要件が満たされることを不当に妨げないものであること。

(d)　当該措置が男女の間で差別しないものであること（注）。

注　この(d)の規定の適用上、合理的かつ客観的な異なる待遇であって正当な目的を達成することを目的とするもの及び加盟国による男女の間の事実上の平等を促進することを目的とする一時的かつ特別な措置の採用については、差別とはみなさない。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
外務大臣　岩屋　毅

（右条約の英文）

MARRAKESH AGREEMENT ESTABLISHING THE WORLD TRADE ORGANIZATION
DONE AT MARRAKESH ON 15 APRIL 1994

GENERAL AGREEMENT ON TRADE IN SERVICES

CERTIFICATION OF IMPROVEMENTS TO SCHEDULES OF SPECIFIC COMMITMENTS

JAPAN

WHEREAS the Council for Trade in Services, on 18 April 2000, adopted Procedures for the Certification of Rectifications or Improvements to Schedules of Specific Commitments (document S/L/84);

WHEREAS, in accordance with the provisions of the above-mentioned Procedures, a draft containing improvements to Japan's Schedule of Specific Commitments was communicated to Members of the World Trade Organization in document S/C/W/401 on 20 December 2022, and objections to the proposed improvements were received from South Africa on 3 February 2023 (document S/L/474) and India on the same date (document S/L/450), but subsequently a corrigendum to the aforementioned draft was circulated by Japan on 25 January 2024 (document S/C/W/401/Corr.1), in light of which South Africa, on 16 February 2024 (document S/L/482) and India, on 26 February 2024 (document S/L/492), withdrew their respective objections;

WHEREAS on 26 February 2024, the WTO Secretariat issued a communication to all Members to the effect that the certification procedure concerning the above-mentioned improvements has been concluded (document S/L/519);

IT IS HEREBY CERTIFIED that the annexed improvements to Japan's Schedule of Specific Commitments are established in conformity with the above mentioned Procedures.

The annexed improvements to Japan's Schedule of Specific Commitments become effective in accordance with the notification to be given to that effect by the Government of Japan to the Director-General of the World Trade Organization upon completion of Japan's internal procedures.

I hereby furnish a certified true copy of the above-mentioned improvements to each Member of the World Trade Organization.[1] This certification shall be registered in accordance with the provisions of Article 102 of the Charter of the United Nations.

Done at Geneva this twenty-ninth day of July, two thousand and twenty-four.

[1] For ease of reference, the resulting improvements will also be issued as document GATS/SC/46/Suppl.4.

SCHEDULE OF SPECIFIC COMMITMENTS - JAPAN

Modes of Supply: (1) Cross-border supply (2) Consumption abroad (3) Commercial presence (4) Presence of natural persons

Sector or Sub-sector	Limitations on Market Access	Limitations on National Treatment	Additional Commitments
I. HORIZONTAL COMMITMENTS			
ALL SECTORS INCLUDED IN THIS SCHEDULE			Japan undertakes as additional commitments the attached "Disciplines on Services Domestic Regulation" for all sectors included in this schedule, except for financial services.
II. SECTOR SPECIFIC COMMITMENTS			
7. FINANCIAL SERVICES			Japan undertakes as additional commitments the attached "Alternative Disciplines on Services Domestic Regulation for Financial Services" for financial services sectors included in this schedule.

Scope of the Disciplines

1. These disciplines apply to measures by Members relating to licensing requirements and procedures, qualification requirements and procedures, and technical standards affecting trade in services.

2. These disciplines do not apply to any terms, limitations, conditions, or qualifications set out in a Member's Schedule pursuant to Articles XVI or XVII of the *Agreement*.

3. For the purpose of these disciplines, "authorization" means the permission to supply a service, resulting from a procedure to which an applicant must adhere in order to demonstrate compliance with licensing requirements, qualification requirements, or technical standards.

Submission of Applications

4. Each Member shall, to the extent practicable, avoid requiring an applicant to approach more than one competent authority for each application for authorization. If a service is within the jurisdiction of multiple competent authorities, multiple applications for authorization may be required.

Application Timeframes

5. If a Member requires authorization for the supply of a service, it shall ensure that its competent authorities to the extent practicable permit submission of an application at any time throughout the year.[1] If a specific time period for applying exists, the Member shall ensure that the competent authorities allow a reasonable period for the submission of an application.

Electronic Applications and Acceptance of Copies

6. If a Member requires authorization for the supply of a service, it shall ensure that its competent authorities:

 (a) taking into account their competing priorities and resource constraints, endeavour to accept applications in electronic format; and

 (b) accept copies of documents, that are authenticated in accordance with the Member's domestic laws and regulations, in place of original documents, unless the competent authorities require original documents to protect the integrity of the authorization process.

Processing of Applications

7. If a Member requires authorization for the supply of a service, it shall ensure that its competent authorities:

 (a) to the extent practicable, provide an indicative timeframe for processing of an application;

 (b) at the request of the applicant, provide without undue delay information concerning the status of the application;

 (c) to the extent practicable, ascertain without undue delay the completeness of an application for processing under the Member's domestic laws and regulations;

[1] Competent authorities are not required to start considering applications outside of their official working hours and working days.

(d) if they consider an application complete for processing under the Member's domestic laws and regulations,[2] within a reasonable period of time after the submission of the application ensure that:

(i) the processing of the application is completed; and

(ii) the applicant is informed of the decision concerning the application,[3] to the extent possible in writing;[4]

(e) if they consider an application incomplete for processing under the Member's domestic laws and regulations, within a reasonable period of time, to the extent practicable:

(i) inform the applicant that the application is incomplete;

(ii) at the request of the applicant, identify the additional information required to complete the application, or otherwise provide guidance on why the application is considered incomplete; and

(iii) provide the applicant with the opportunity[5] to provide the additional information that is required to complete the application;

however, if none of the above is practicable, and the application is rejected due to incompleteness, ensure that they so inform the applicant within a reasonable period of time; and

(f) if an application is rejected, to the extent possible, either upon their own initiative or upon request of the applicant, inform the applicant of the reasons for rejection and, if applicable, the procedures for resubmission of an application; an applicant should not be prevented from submitting another application[6] solely on the basis of a previously rejected application.

8. The competent authorities of a Member shall ensure that authorization, once granted, enters into effect without undue delay, subject to applicable terms and conditions.[7]

Fees

9. Each Member shall ensure that the authorization fees[8] charged by its competent authorities are reasonable, transparent, based on authority set out in a measure, and do not in themselves restrict the supply of the relevant service.

Assessment of Qualifications

10. If a Member requires an examination for authorization for the supply of a service, that Member shall ensure that its competent authorities schedule such an examination at reasonably frequent intervals and provide a reasonable period of time to enable applicants to request to take the examination. Having regard to the cost, administrative burden, and the integrity of the procedures involved, Members are encouraged to accept requests in electronic format to take such examinations, and to consider, to the extent practicable, the use of electronic means in other aspects of examination processes.

Recognition

11. Where professional bodies of Members are mutually interested in establishing dialogues on issues relating to recognition of professional qualifications, licensing or registration, the relevant Members should consider supporting the dialogue of those bodies where requested and appropriate.

Independence

12. If a Member adopts or maintains measures relating to the authorization for the supply of a service, the Member shall ensure that its competent authorities reach and administer their decisions in a manner independent from any supplier of the service for which authorization is required.[9]

Publication and Information available

13. If a Member requires authorization for the supply of a service, further to Article III of the Agreement, the Member shall promptly publish,[10] or otherwise make publicly available in writing, the information necessary for service suppliers or persons seeking to supply a service to comply with the requirements and procedures for obtaining, maintaining, amending and renewing such authorization. Such information shall include, *inter alia*, where it exists:

(a) the requirements and procedures;

(b) contact information of relevant competent authorities;

(c) fees;

(d) technical standards;

(e) procedures for appeal or review of decisions concerning applications;

(f) procedures for monitoring or enforcing compliance with the terms and conditions of licenses or qualifications;

(g) opportunities for public involvement, such as through hearings or comments; and

(h) indicative timeframes for processing of an application.

Opportunity to Comment and Information before Entry into Force

14. To the extent practicable and in a manner consistent with its legal system for adopting measures, each Member[11] shall publish in advance:

(a) its laws and regulations of general application it proposes to adopt in relation to matters falling within the scope of paragraph 1 of this Section; or

[2] Competent authorities may require that all information is submitted in a specified format to consider it "complete for processing".

[3] Competent authorities may meet this requirement by informing an applicant in advance in writing, including through a published measure, that lack of response after a specified period of time from the date of submission of an application indicates acceptance of the application or rejection of the application.

[4] "In writing" may include in electronic form.

[5] Such opportunity does not require a competent authority to provide extensions of deadlines.

[6] Competent authorities may require that the content of such an application has been revised.

[7] Competent authorities are not responsible for delays due to reasons outside their competence.

[8] Authorization fees do not include fees for the use of natural resources, payments for auction, tendering or other non-discriminatory means of awarding concessions, or mandated contributions to universal service provision.

[9] For greater certainty, this provision does not mandate a particular administrative structure; it refers to the decision-making process and administering of decisions.

[10] For purposes of these disciplines, "publish" means to include in an official publication, such as an official journal, or on an official website. Members are encouraged to consolidate electronic publications into a single portal.

[11] Paragraphs 14 to 17 of this Section recognize that Members have different systems to consult interested persons and other Members on certain measures before their adoption, and that the alternatives set out in paragraph 14 of this Section reflect different legal systems.

(b) documents that provide sufficient details about such a possible new law or regulation to allow interested persons and other Members to assess whether and how their interests might be significantly affected.

15. To the extent practicable and in a manner consistent with its legal system for adopting measures, each Member is encouraged to apply paragraph 14 of this Section to procedures and administrative rulings of general application it proposes to adopt in relation to matters falling within the scope of paragraph 1 of this Section.

16. To the extent practicable and in a manner consistent with its legal system for adopting measures, each Member shall provide interested persons and other Members a reasonable opportunity to comment on such proposed measures or documents published under paragraphs 14 or 15 of this Section.

17. To the extent practicable and in a manner consistent with its legal system for adopting measures, each Member shall consider comments received under paragraph 16 of this Section.[12]

18. In publishing a law or regulation referred to in paragraph 14 (a) of this Section, or in advance of such publication, to the extent practicable and in a manner consistent with its legal system for adopting measures, a Member is encouraged to explain the purpose and rationale of the law or regulation.

19. Each Member shall, to the extent practicable, endeavour to allow reasonable time between publication of the text of a law or regulation referred to in paragraph 14 (a) of this Section and the date on which service suppliers must comply with the law or regulation.

Enquiry Points

20. Each Member shall maintain or establish appropriate mechanisms for responding to enquiries from service suppliers or persons seeking to supply a service regarding the measures referred to in paragraph 1 of this Section.[13] A Member may choose to address such enquiries through either the enquiry and contact points established under Articles III and IV of the Agreement or any other mechanisms as appropriate.

Technical Standards

21. Each Member shall encourage its competent authorities, when adopting technical standards, to adopt technical standards developed through open and transparent processes, and shall encourage any body, including relevant international organizations,[14] designated to develop technical standards to use open and transparent processes.

Development of Measures

22. If a Member adopts or maintains measures relating to the authorization for the supply of a service, the Member shall ensure that:

(a) such measures are based on objective and transparent criteria;[15]

(b) the procedures are impartial, and that the procedures are adequate for applicants to demonstrate whether they meet the requirements, if such requirements exist;

[12] This provision is without prejudice to the final decision of a Member that adopts or maintains any measure for authorization for the supply of a service.

[13] It is understood that resource constraints may be a factor in determining whether a mechanism for responding to enquiries is appropriate.

[14] The term "relevant international organizations" refers to international bodies whose membership is open to the relevant bodies of at least all Members of the WTO.

[15] Such criteria may include, *inter alia*, competence and the ability to supply a service, including to do so in a manner consistent with a Member's regulatory requirements, such as health and environmental requirements. Competent authorities may assess the weight to be given to each criterion.

(c) the procedures do not in themselves unjustifiably prevent the fulfilment of requirements; and

(d) such measures do not discriminate between men and women.[16]

[16] Differential treatment that is reasonable and objective, and aims to achieve a legitimate purpose, and adoption by Members of temporary special measures aimed at accelerating de facto equality between men and women, shall not be considered discrimination for the purposes of this provision.

ALTERNATIVE DISCIPLINES ON SERVICES DOMESTIC
REGULATION FOR FINANCIAL SERVICES

Scope

1. These disciplines apply to measures by Members relating to licensing requirements and procedures, and qualification requirements and procedures affecting trade in financial services, as defined in the GATS Annex on Financial Services.

2. These disciplines do not apply to any terms, limitations, conditions, or qualifications set out in a Member's Schedule pursuant to Articles XVI or XVII of the Agreement.

3. For the purpose of these disciplines, "authorization" means the permission to supply a service, resulting from a procedure to which an applicant must adhere in order to demonstrate compliance with licensing requirements, or qualification requirements.

Application Timeframes

4. If a Member requires authorization for the supply of a service, it shall ensure that its competent authorities to the extent practicable permit submission of an application at any time throughout the year.[1] If a specific time period for applying exists, the Member shall ensure that the competent authorities allow a reasonable period for the submission of an application.

Electronic Applications and Acceptance of Copies

5. If a Member requires authorization for the supply of a service, it shall ensure that its competent authorities:

 (a) taking into account their competing priorities and resource constraints, endeavour to accept applications in electronic format; and

 (b) accept copies of documents, that are authenticated in accordance with the Member's domestic laws and regulations, in place of original documents, unless the competent authorities require original documents to protect the integrity of the authorization process.

Processing of Applications

6. If a Member requires authorization for the supply of a service, it shall ensure that its competent authorities:

 (a) to the extent practicable, provide an indicative timeframe for processing of an application;

 (b) at the request of the applicant, provide without undue delay information concerning the status of the application;

 (c) to the extent practicable, ascertain without undue delay the completeness of an application for processing under the Member's domestic laws and regulations;

 (d) if they consider an application complete for processing under the Member's domestic laws and regulations,[2] within a reasonable period of time after the submission of the application ensure that:

 (i) the processing of the application is completed; and

 (ii) the applicant is informed of the decision concerning the application,[3] to the extent possible in writing;[4]

 (e) if they consider an application incomplete for processing under the Member's domestic laws and regulations, within a reasonable period of time, to the extent practicable:

 (i) inform the applicant that the application is incomplete;

 (ii) at the request of the applicant, identify the additional information required to complete the application, or otherwise provide guidance on why the application is considered incomplete; and

 (iii) provide the applicant with the opportunity[5] to provide the additional information that is required to complete the application;

 however, if none of the above is practicable, and the application is rejected due to incompleteness, ensure that they so inform the applicant within a reasonable period of time; and

 (f) if an application is rejected, to the extent practicable, either upon their own initiative or upon request of the applicant, inform the applicant of the reasons for rejection and, if applicable, the procedures for resubmission of an application; an applicant should not be prevented from submitting another application[6] solely on the basis that an application had been previously rejected.

7. The competent authorities of a Member shall ensure that authorization, once granted, enters into effect without undue delay, subject to applicable terms and conditions.[7]

Fees

8. Each Member shall ensure that its competent authorities, with respect to authorization fees[8] they charge, provide applicants with a schedule of fees or information on how fee amounts are determined.

Assessment of Qualifications

9. If a Member requires an examination for authorization for the supply of a service, that Member shall ensure that its competent authorities schedule such an examination at reasonably frequent intervals and provide a reasonable period of time to enable applicants to request to take the examination. Having regard to the cost, administrative burden, and the integrity of the procedures involved, Members are encouraged to accept requests in electronic format to take such examinations, and to consider, to the extent practicable, the use of electronic means in other aspects of examination processes.

Independence

10. If a Member adopts or maintains measures relating to the authorization for the supply of a service, the Member shall ensure that its competent authorities reach and administer their

[1] Competent authorities are not required to start considering applications outside of their official working hours and working days.
[2] Competent authorities may require that all information is submitted in a specified format to consider it "complete for processing".
[3] Competent authorities may meet this requirement by informing an applicant in advance in writing, including through a published measure, that lack of response after a specified period of time from the date of submission of an application indicates acceptance of the application or rejection of the application.
[4] "In writing" may include in electronic form.
[5] Such opportunity does not require a competent authority to provide extensions of deadlines.
[6] Competent authorities may require that the content of such an application has been revised.
[7] Competent authorities are not responsible for delays due to reasons outside their competence.
[8] Authorization fees do not include fees for the use of natural resources, payments for auction, tendering or other non-discriminatory means of awarding concessions, or mandated contributions to universal service provision.

decisions in a manner independent from any supplier of the service for which authorization is required.[9]

Publication and Information available

11. If a Member requires authorization for the supply of a service, further to Article III of the Agreement and paragraphs 6 and 8 of this Section, the Member shall promptly publish,[10] or otherwise make publicly available in writing the information necessary for service suppliers or persons seeking to supply a service to comply with the requirements and procedures for obtaining, maintaining, amending and renewing such authorization. Such information shall include, *inter alia*, where it exists:

 (a) the requirements and procedures;

 (b) contact information of relevant competent authorities;

 (c) procedures for appeal or review of decisions concerning applications;

 (d) procedures for monitoring or enforcing compliance with the terms and conditions of licenses or qualifications; and

 (e) opportunities for public involvement, such as through hearings or comments.

Opportunity to Comment and Information before Entry into Force

12. To the extent practicable and in a manner consistent with its legal system for adopting measures, each Member[11] shall publish in advance:

 (a) its laws and regulations of general application it proposes to adopt in relation to matters falling within the scope of paragraph 1 of this Section; or

 (b) documents that provide sufficient details about such a possible new law or regulation to allow interested persons and other Members to assess whether and how their interests might be significantly affected.

13. To the extent practicable and in a manner consistent with its legal system for adopting measures, each Member is encouraged to apply paragraph 12 of this Section to procedures and administrative rulings of general application it proposes to adopt in relation to matters falling within the scope of paragraph 1.

14. To the extent practicable and in a manner consistent with its legal system for adopting measures, each Member shall provide interested persons and other Members a reasonable opportunity to comment on such proposed measures or documents published under paragraphs 12 or 13 of this Section.

15. To the extent practicable and in a manner consistent with its legal system for adopting measures, each Member shall consider comments received under paragraph 14 of this Section.[12]

16. In publishing a law or regulation referred to in paragraph 12 (a) of this Section, or in advance of such publication, to the extent practicable and in a manner consistent with its legal system for adopting measures, a Member is encouraged to explain the purpose and rationale of the law or regulation.

17. Each Member shall, to the extent practicable, endeavour to allow reasonable time between publication of the text of a law or regulation referred to in paragraph 12 (a) of this Section and the date on which service suppliers must comply with the law or regulation.

Enquiry Points

18. Each Member shall maintain or establish appropriate mechanisms for responding to enquiries from service suppliers or persons seeking to supply a service regarding the measures referred to in paragraph 1 of this Section.[13] A Member may choose to address such enquiries through either the enquiry and contact points established under Articles III and IV of the Agreement or any other mechanisms as appropriate.

Development of Measures

19. If a Member adopts or maintains measures relating to the authorization for the supply of a service, the Member shall ensure that:

 (a) such measures are based on objective and transparent criteria;[14]

 (b) the procedures are impartial, and that the procedures are adequate for applicants to demonstrate whether they meet the requirements, if such requirements exist;

 (c) the procedures do not in themselves unjustifiably prevent fulfilment of requirements; and

 (d) such measures do not discriminate between men and women.[15]

[9] For greater certainty, this provision does not mandate a particular administrative structure; it refers to the decision-making process and administering of decisions.

[10] For purposes of these disciplines, "publish" means to include in an official publication, such as an official journal, or on an official website. Members are encouraged to consolidate electronic publications into a single portal.

[11] Paragraphs 12 to 15 of this Section recognize that Members have different systems to consult interested persons and other Members on certain measures before their adoption, and that the alternatives set out in paragraph 12 of this Section reflect different legal systems.

[12] This provision is without prejudice to the final decision of a Member that adopts or maintains any measure for authorization for the supply of a service.

[13] It is understood that resource constraints may be a factor in determining whether a mechanism for responding to enquiries is appropriate.

[14] Such criteria may include, *inter alia*, competence and the ability to supply a service, including to do so in a manner consistent with a Member's regulatory requirements. Competent authorities may assess the weight to be given to each criterion.

[15] Differential treatment that is reasonable and objective, and aims to achieve a legitimate purpose, and adoption by Members of temporary special measures aimed at accelerating de facto equality between men and women, shall not be considered discrimination for the purposes of this provision.

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

条約第四号

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の一部を次のように改正する。

1　第十条2を次のように改める。

2　日本国が負担する常設東南アジア諸国連合貿易投資観光展示場の賃借料を除くほか、センターの年次予算は、附属書に定める割合で負担する。同附属書は、この協定の不可分の一部を成す。いずれの加盟国も、同附属書の改正を提案することができるものとし、当該改正は、理事会が採択した時に効力を生ずる。

2　協定に次の附属書を加える。

附属書

センターの年次予算は、それぞれの国内法令に従い、次の割合で負担する。

1　二千二十四年六月二十日に採択された改正が効力を生じた後一年目の会計年度については、センターの年次予算は、次の割合で負担する。

日本国　八六パーセント

ＡＳＥＡＮ構成国　一四パーセント

2　二年目の会計年度については、センターの年次予算は、次の割合で負担する。

日本国　八四・五パーセント

ＡＳＥＡＮ構成国　一五・五パーセント

3　三年目の会計年度については、センターの年次予算は、次の割合で負担する。

日本国　八三パーセント

ＡＳＥＡＮ構成国　一七パーセント

4　四年目の会計年度については、センターの年次予算は、次の割合で負担する。

日本国　八一・五パーセント

ＡＳＥＡＮ構成国　一八・五パーセント

5　五年目及びその後の会計年度については、センターの年次予算は、次の割合で負担する。

日本国　八〇パーセント

ＡＳＥＡＮ構成国　二〇パーセント

外務大臣　岩屋　毅

内閣総理大臣　石破　茂

（右条約の英文）

SECOND AMENDMENT TO THE AGREEMENT
ESTABLISHING
THE ASEAN PROMOTION CENTRE ON TRADE, INVESTMENT AND TOURISM

1. Article X 2. of the Agreement is hereby amended as follows:

2. Except for the rent of the permanent ASEAN Trade, Investment and Tourism Exhibition Hall, which shall be borne by Japan, the annual budget of the Centre shall be met in the proportion as stipulated in Annex. Such Annex shall be an integral part of the Agreement. Any Member may propose amendments to the Annex, and such amendments shall come into force upon the adoption by the Council.

2. The following Annex shall be added to the Agreement:

Annex

The annual budget of the Centre shall be met in the following proportion in accordance with the respective national laws.

1. For the first fiscal year after the entry into force of the amendment adopted on 20 June 2024, the annual budget of the Centre shall be met in the following proportion: Japan: 86%, the ASEAN Member Countries: 14%.

2. For the second fiscal year, the annual budget of the Centre shall be met in the following proportion: Japan: 84.5%, the ASEAN Member Countries: 15.5%.

3. For the third fiscal year, the annual budget of the Centre shall be met in the following proportion: Japan: 83%, the ASEAN Member Countries: 17%.

4. For the fourth fiscal year, the annual budget of the Centre shall be met in the following proportion: Japan: 81.5%, the ASEAN Member Countries: 18.5%.

5. For the fifth fiscal year and years afterwards, the annual budget of the Centre shall be met in the following proportion: Japan: 80%, the ASEAN Member Countries: 20%.

府令

○内閣府令第五十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

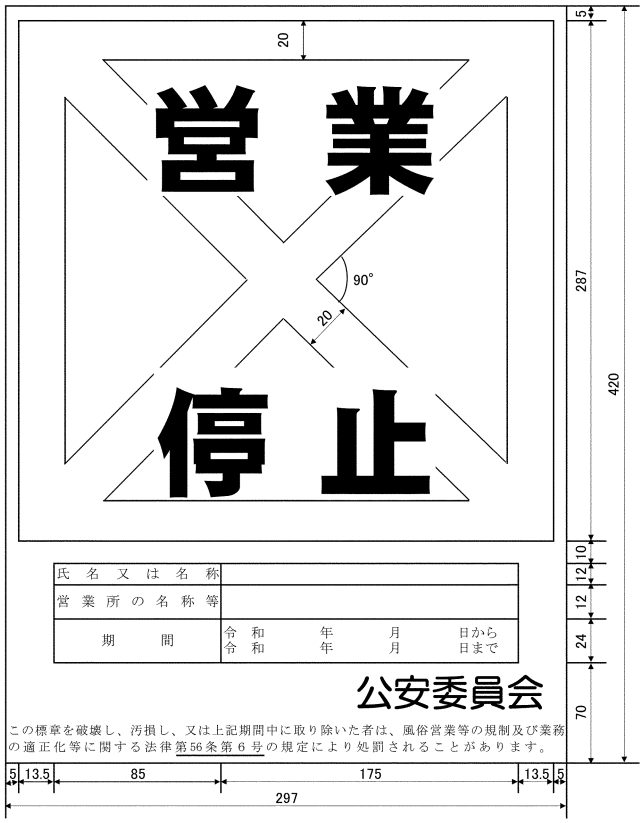
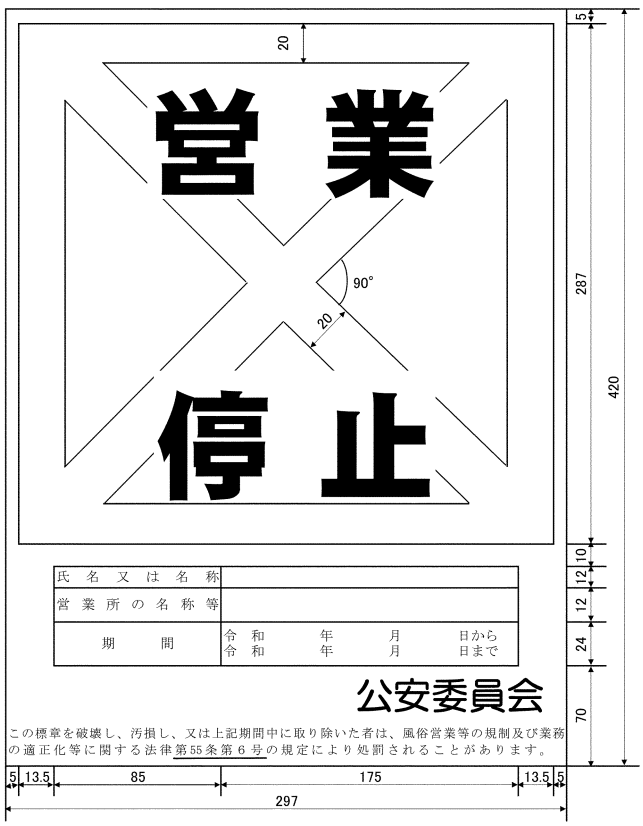
令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第１号（第10条関係）  備考　１　色彩は、斜めの帯及び枠を赤色、「営業停止」の文字を青色、その他の文字及び表を黒色並びに地を白色とする。 ２　資料は、耐光性のものを用いるものとする。 ３　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。 ４　標章の材質は、容易に劣化しないものとする。 ５　裏面には、容易にはがれない接着剤を塗布するものとする。 ６　「営業所の名称等」欄には、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称又は受付所営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載する。	**別記様式第１号**（第10条関係）  備考　１　色彩は、斜めの帯及び枠を赤色、「営業停止」の文字を青色、その他の文字及び表を黒色並びに地を白色とする。 ２　資料は、耐光性のものを用いるものとする。 ３　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。 ４　標章の材質は、容易に劣化しないものとする。 ５　裏面には、容易にはがれない接着剤を塗布するものとする。 ６　「営業所の名称等」欄には、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称又は受付所営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載する。

附　則

（施行期日）

１　この府令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月二十八日）から施行する。

（経過措置）

２　この府令の施行の際現に貼り付けられている標章の様式については、この府令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令別記様式第一号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

省令

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省令第六十四号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項及び第四十一条第一項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月六日

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界				停泊すべき船舶	
（略）	（略）	（略）				（略）	
姫路	（略）	（略）				（略）	
	網干区	第一区				興浜南東端（北緯三十四度四十五分四十三秒東経百三十四度三十五分十一秒）（以下C地点という。）からB地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに汐入川水門、西汐入川水門、大津茂川大吉橋、網干川東雲橋及び揖保川本町橋各下流の河川水面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		第二区				C地点から百八十度に港界線まで引いた線、港界線、広畑区第二区境界線及び網干区第一区境界線により囲まれた海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
（略）	（略）	（略）				（略）	（略）
（略）	（略）	（略）				（略）	（略）

別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
京浜	（略）	（略）
	川崎航路、鶴見航路及び横浜航路	第一号から第六十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第六十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面のうち第六十五号に掲げる地点から第八十二号まで

改正前

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界				停泊すべき船舶	
（略）	（略）	（略）				（略）	
姫路	（略）	（略）				（略）	
	網干区	第一区				網干西灯台（北緯三十四度四十五分四十三秒東経百三十四度三十五分十三秒）から二百五十度に引いた線、同灯台からB地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに汐入川水門、西汐入川水門、大津茂川大吉橋、網干川東雲橋及び揖保川本町橋各下流の河川水面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		第二区				網干西灯台から百八十度に港界線まで引いた線、港界線、広畑区第二区境界線及び網干区第一区境界線により囲まれた海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
（略）	（略）	（略）				（略）	（略）
（略）	（略）	（略）				（略）	（略）

別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
京浜	（略）	（略）
	川崎航路、鶴見航路及び横浜航路	第一号から第六十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第六十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面のうち第六十五号に掲げる地点から第八十五号まで

に掲げる地点を順次に結んだ線及び第六十五号に掲げる地点と第八十二号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面、第八十三号に掲げる地点から第八十六号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十三号に掲げる地点と第八十六号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面並びに第八十七号に掲げる地点から第九十号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十七号に掲げる地点と第九十号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。） 一～七十　（略） （削る） （削る） （削る） 七十一～九十　（略）	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）

附　則

この省令は、令和七年六月二十日から施行する。

に掲げる地点を順次に結んだ線及び第六十五号に掲げる地点と第八十五号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面、第八十六号に掲げる地点から第八十九号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十六号に掲げる地点と第八十九号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面並びに第九十号に掲げる地点から第九十三号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第九十号に掲げる地点と第九十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。） 一～七十　（略） 七十一　鶴見信号所から五十一度三十分九百七十メートルの地点 七十二　鶴見信号所から四十七度千六十メートルの地点 七十三　鶴見信号所から五十度千三百三十メートルの地点 七十四～九十三　（略）	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）

○国家公安委員会規則第十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和七年六月六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

規　則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1)～(6)　略

(7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪

(8)～(29)　［略］

へ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 (1)～(6)　略 (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ へ　［略］ ［四十八～六十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］ (1)～(6)　同上 ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ へ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第22号（第44条、第55条、第66条関係）

第　　号

届出確認書不交付通知書

年　　月　　日付けで届出のあつた下記の営業については、届出確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条第２項（第55条第２項及び第66条第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知する。

年　　月　　日

住所

殿

公安委員会　印

（ふりがな） 氏名又は名称	
営業所又は受付所の所在地	〒（　　） （　　）局　　番
（ふりがな） 営業所の名称又は広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称	
交付できない理由	上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定により営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するため。 注１）この規定に違反して店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗特殊営業を営んだ者は、５年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 注２）この規定に違反して店舗型電話異性紹介営業を営んだ者は、２年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

備考
１　受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。
２　不要の文字は、横線で消すこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第22号（第44条、第55条、第66条関係）

第　　号

届出確認書不交付通知書

年　　月　　日付けで届出のあつた下記の営業については、届出確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条第２項（第55条第２項及び第66条第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知する。

年　　月　　日

住所

殿

公安委員会　印

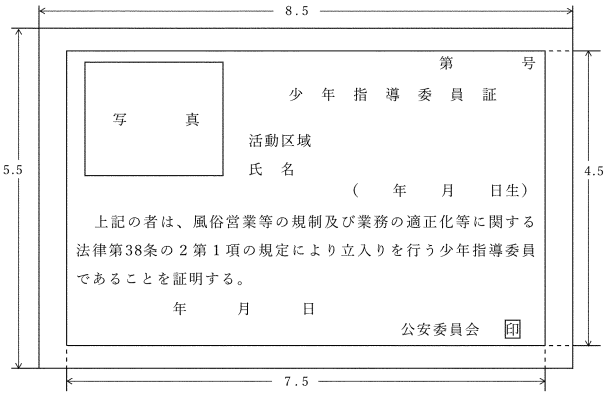
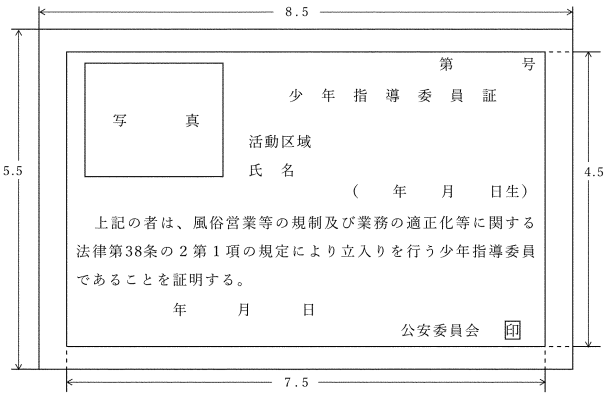
（ふりがな） 氏名又は名称	
営業所又は受付所の所在地	〒（　　） （　　）局　　番
（ふりがな） 営業所の名称又は広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称	
交付できない理由	上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定により営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するため。 注）この規定に違反した者は、２年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

備考
１　受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。
２　不要の文字は、横線で消すこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（少年指導委員規則の一部改正）

第三条　少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式（第９条関係） （表）  （裏） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋） 第38条の２　公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第２項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第１号、第２号又は第４号から第７号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。 ２・３　略 ４　第１項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 ５　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第54条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。 一～六　略 七　第37条第２項又は第38条の２第１項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避したとき。 備考　１　表側の色彩は、縁を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。 ２　図示の長さの単位は、センチメートルとする。	**別記様式**（第９条関係） （表）  （裏） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋） 第38条の２　公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第２項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第１号、第２号又は第４号から第７号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。 ２・３　略 ４　第１項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 ５　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第53条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。 一～六　略 七　第37条第２項又は第38条の２第１項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者 備考　１　表側の色彩は、縁を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。 ２　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） **第一条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 ［(1)～(6)　略］ (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ ヘ　［略］ ［四十八～六十　略］	（暴力的不法行為等） **第一条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］ ［(1)～(6)　同上］ ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ ヘ　［同上］ ［四十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第五条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］	［同上］ ［一～八　同上］

九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪

［十～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(6)　略］

(7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪

(8)～(29)　［略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

（古物営業法施行規則の一部改正）

第六条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 (1)～(6)　略 (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ ヘ　［略］ ［四十八～六十　略］	ホ　［同上］ (1)～(6)　同上 ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ ヘ　［同上］ ［四十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 (1)～(6)　略 (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ ヘ　［略］ ［四十八～六十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］ (1)～(6)　同上 ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ ヘ　［同上］ ［四十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第八条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 (1)～(6)　略 (7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第五号又は第六号に規定する罪 (8)～(29)　［略］ へ　［略］ ［四十八～六十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］ (1)～(6)　同上 ［加える。］ (7)～(28)　［同上］ へ　［同上］ ［四十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月二十八日）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の少年指導委員規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の少年指導委員規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

法規的告示

○経済産業省告示第八十八号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号）の一部を次の表のように改正し、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行する。

令和七年六月六日

経済産業大臣　武藤　容治

改正後

（交付限度額及び交付期間）

第四条　対象道県が作成する一の地域振興計画に係る交付金の交付限度額及び交付期間は、次の表の交付金の欄に掲げる交付金の区分に応じ、同表の金額の欄に掲げる金額及び同表の交付期間の欄に掲げる期間とする。ただし、その区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であって、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成する地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、同表の金額の欄に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

交付金	金額	交付期間
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
十年以上の期間にわたって稼働が停止している原子力発電施設等（原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の許可を受けている場合（当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化するまでの期間が長期に及ぶ等の特別の事情がある場合を除く。）に係る地域振興計画（当該原子力発電施設等が設置された道県の知事を含む複数の地方公共団体の長その他関係者により構成される会議で決定された事業地域の将来の在り方に関する方針と整合的なものに限る。）に基づき交付する交付金	地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、四十億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額（一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、十億円を超えない範囲において経済産業大臣が決定する額）	地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して十会計年度を超えない範囲において経済産業大臣が決定する期間
（略）	（略）	（略）

２・３　（略）

附　則

第一条・第二条　（略）

第三条　令和八年三月三十一日までに、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二十九の二第二項の認可を受けた原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した場合は、当該原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額及び交付期間は、第四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、その区域内に設置された当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であって、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成する地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、第一号に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

一・二　（略）

改正前

（交付限度額及び交付期間）

第四条　対象道県が作成する一の地域振興計画に係る交付金の交付限度額及び交付期間は、次の表の交付金の欄に掲げる交付金の区分に応じ、同表の金額の欄に掲げる金額及び同表の交付期間の欄に掲げる期間とする。ただし、その区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であって、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成する地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、同表の金額の欄に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

交付金	金額	交付期間
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
十年以上の期間にわたって稼働が停止している原子力発電施設等（原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の許可を受けている場合（当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化するまでの期間が長期に及ぶ等の特別の事情がある場合を除く。）に係る地域振興計画（当該原子力発電施設等が設置された道県の知事を含む複数の地方公共団体の長その他関係者により構成される会議で決定された事業地域の将来の在り方に関する方針と整合的なものに限る。）に基づき交付する交付金	地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、二十五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額（一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、五億円を超えない範囲において経済産業大臣が決定する額）	地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して六会計年度を超えない範囲において経済産業大臣が決定する期間
（略）	（略）	（略）

２・３　（略）

附　則

第一条・第二条　（略）

第三条　令和八年三月三十一日までに、原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した場合は、当該原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額及び交付期間は、第四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、その区域内に設置された当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であって、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成する地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、第一号に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

一・二　（略）

（傍線部分は改正部分）

その他告示

○外務省告示第二百一号

日本国政府は、令和六年六月二十日に東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター理事会において採択された「東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正」の受諾書を令和七年六月二日に日本国政府及び東南アジア諸国連合中央事務局に寄託した。同改正が同協定の第二十一条２の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和七年六月六日

外務大臣　岩屋　毅

官庁報告

国家試験

令和７年度弁理士試験に係る委員等

令和７年度弁理士試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和７年６月６日　　工業所有権審議会会長　時田　**隆**仁

役　職	氏　名	担　当　科　目
本委員	井関　涼子	著作権法・不正競争防止法
本委員	小柳　正之	
本委員	三尾美枝子	工業所有権に関する条約
本委員	和田　雄二	特許・実用新案
臨時委員	阿部　　亨	理工Ⅴ（情報）
臨時委員	今井　弘晃	特許・実用新案
臨時委員	今村　哲也	商標／著作権法・不正競争防止法／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
臨時委員	梅野　宜崇	理工Ⅰ（機械・応用力学）
臨時委員	大江　修子	著作権法・不正競争防止法
臨時委員	大西ひとみ	意匠
臨時委員	清水　三沙	商標
臨時委員	砂田　祐輔	理工Ⅲ（化学）
臨時委員	副田　圭介	意匠
臨時委員	高橋真紀子	特許・実用新案
臨時委員	髙見　　憲	商標
臨時委員	外川　奈美	商標
臨時委員	羽賀由利子	
臨時委員	山口　裕司	工業所有権に関する条約
臨時委員	山本　典弘	意匠
試験委員	青木　大也	意匠／著作権法・不正競争防止法
試験委員	茜ヶ久保　公二	意匠
試験委員	阿部　光知	理工Ⅳ（生物）
試験委員	石井　茂樹	商標
試験委員	石井　隆明	意匠
試験委員	井上　典之	
試験委員	井上　義隆	特許・実用新案
試験委員	今井　優仁	特許・実用新案
試験委員	内田　　剛	意匠
試験委員	内村　太郎	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	江川　隆輔	理工Ⅴ（情報）
試験委員	榎本　忠夫	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	大谷　仁郎	特許・実用新案
試験委員	大月　　穣	理工Ⅲ（化学）
試験委員	大橋　良成	商標
試験委員	大宮　正毅	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	尾曲　幸輔	意匠
試験委員	貝沼　憲司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	梶原　優介	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	柏原　郁昭	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	片木　研司	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	神谷　健一	特許・実用新案
試験委員	河田　卓也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	神田　和輝	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	神田　真司	理工Ⅳ（生物）
試験委員	菊池　智紀	理工Ⅴ（情報）
試験委員	岸　　優介	理工Ⅳ（生物）
試験委員	北形　　元	理工Ⅴ（情報）
試験委員	木村　一弘	商標
試験委員	木村　智加	意匠
試験委員	藏田　真彦	工業所有権に関する条約／理工Ⅰ（機械・応用力学）／理工Ⅱ（数学・物理）／理工Ⅴ（情報）
試験委員	栗河　　剛	特許・実用新案
試験委員	黒磯　裕子	商標
試験委員	小島　　駿	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	古妻　泰一	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	小宮　敦樹	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	道祖土新吾	工業所有権に関する条約／特許・実用新案
試験委員	齋藤美紀雄	商標
試験委員	酒井　啓司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	酒巻　修也	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	相良由里子	意匠
試験委員	佐竹　勝一	特許・実用新案
試験委員	佐藤　省吾	商標
試験委員	下田　正寛	特許・実用新案
試験委員	白川　敬寛	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	末吉　　剛	特許・実用新案
試験委員	杉浦　慎哉	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	杉原　加織	理工Ⅲ（化学）
試験委員	須永　　聡	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	田口　健児	意匠
試験委員	田口　　傑	特許・実用新案
試験委員	田口　良広	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	武田　敦志	理工Ⅴ（情報）

試験委員	竹村壮太郎	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	田中　晃洋	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	田中　秀直	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	塚田　　肇	理工Ⅴ（情報）
試験委員	辻野　彩子	商標
試験委員	徳本　有紀	理工Ⅲ（化学）
試験委員	栃木　栄太	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	富永　　亘	意匠
試験委員	豊瀬京太郎	商標
試験委員	永井　　隆	工業所有権に関する条約
試験委員	中川慎太郎	理工Ⅲ（化学）
試験委員	中屋裕一郎	特許・実用新案
試験委員	萩原　　敦	特許・実用新案
試験委員	筆宝　幹夫	特許・実用新案
試験委員	廣瀬　隆行	特許・実用新案
試験委員	百武　幸子	商標
試験委員	藤田　晶子	商標
試験委員	古川　　亮	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	松井　絢音	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	松田　直也	
試験委員	松田　光代	商標
試験委員	松久　直司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	松本　泰典	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	守　　裕也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	南　　豪	理工Ⅲ（化学）
試験委員	宮澤　　浩	著作権法・不正競争防止法／特許・実用新案
試験委員	宮部　裕一	特許・実用新案
試験委員	宗像　孝志	特許・実用新案
試験委員	森　　寿夫	商標
試験委員	森廣　亮太	意匠
試験委員	八木　俊介	理工Ⅲ（化学）
試験委員	八代田英樹	理工Ⅳ（生物）
試験委員	山内　達人	理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）
試験委員	山内　裕史	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	山口　　剛	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	山村　和人	著作権法・不正競争防止法／理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	吉田佳代子	特許・実用新案
試験委員	吉田　信彦	意匠
試験委員	吉田　　誠	特許・実用新案
試験委員	鷲尾　　透	工業所有権に関する条約

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第10号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年６月６日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

名神集中工事に伴う料金調整の実施について

１．名神集中工事に伴う料金調整①

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制及び通行止め実施中、第一東海自動車道の名古屋インターチェンジ(以下、「ＩＣ」という。)、中央自動車道西宮線の小牧ＩＣ若しくは一宮ＩＣ、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ又は近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣを、迂回を目的として名古屋環状２号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路の方面へ通行するＥＴＣ車。ただし、迂回する起点から終点までの経路を⑷のイからニに掲げるいずれかの経路で連続して走行した場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年６月７日から令和７年６月28日まで。

⑷　対象経路

次表の(A)、(B)及び(C)に掲げる区間を連続して通行する経路

	(A)	(B)	(C)
イ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ又は近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ	名古屋環状２号線	中央自動車道西宮線の一宮ＩＣ及び愛知県道高速清須一宮線若しくは小牧ＩＣ及び愛知県道高速名古屋小牧線又は第一東海自動車道の名古屋ＩＣ
ロ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ又は東海ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路	中央自動車道西宮線の小牧ＩＣ又は一宮ＩＣ
ハ	近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ及び名古屋環状２号線の飛島ジャンクション（以下、「ＪＣＴ」という）から名古屋西ＪＣＴまでの間又は近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路	中央自動車道西宮線の小牧ＩＣ若しくは一宮ＩＣ又は第一東海自動車道の名古屋ＩＣ及び名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから高針ＪＣＴまでの間
ニ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ又は東海ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ及び名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから高針ＪＣＴまでの間

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．名神集中工事に伴う料金調整②

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年６月７日から令和７年６月28日まで。

⑷　対象ＩＣ

・上り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　京都東ＩＣ、大津ＩＣ	北陸自動車道　敦賀ＩＣ、木之本ＩＣ
東海環状自動車道　大安ＩＣ、いなべＩＣ	中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ
近畿自動車道名古屋亀山線　桑名ＩＣ、桑名東ＩＣ	中央自動車道西宮線　大垣ＩＣ
近畿自動車道名古屋亀山線　蟹江ＩＣ	東海北陸自動車道　一宮稲沢北ＩＣ

・下り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　敦賀ＩＣ、木之本ＩＣ	中央自動車道西宮線　京都東ＩＣ、大津ＩＣ
中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ	東海環状自動車道　大安ＩＣ、いなべＩＣ
中央自動車道西宮線　大垣ＩＣ	近畿自動車道名古屋亀山線　桑名ＩＣ、桑名東ＩＣ
東海北陸自動車道　一宮稲沢北ＩＣ	近畿自動車道名古屋亀山線　蟹江ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

札幌市中央区南九条西七丁目二番一二―四〇三号

株式会社ｖｙ　ＴＥＣ

代表清算人　鷲見　拓人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

札幌市清田区清田七条三丁目二七番二四号

トーヨーシステム建材株式会社

代表清算人　佐野　修

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

岩手県滝沢市鵜飼諸葛川一四番地一佐藤貸家二

株式会社Ｙ―ＴＲＵＳＴ

代表清算人　吉田　弘樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

仙台市青葉区一番町一丁目一二番一六号

有限会社谷津建築設計事務所

清算人　谷津　孝則

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

茨城県神栖市息栖一八六三番地の一

有限会社井上建材

清算人　井上ひろみ

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

茨城県つくば市沼崎二四七三番地

旭イーエム株式会社

代表清算人　岡野　佳夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

埼玉県北足立郡伊奈町内宿台四丁目一四九番地

有限会社林構造設計事務所

清算人　林　　茂裕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都文京区向丘一丁目九番一八号平山ビル

株式会社アームインターナショナル

代表清算人　鈴木　隆司

解散公告

当社は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都渋谷区円山町六番七号

徳潤株式会社

代表清算人　張　　曦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都昭島市緑町四丁目三番二一号

有限会社拝島最上食堂

清算人　横山　雅章

解散公告

当社は令和七年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都練馬区中村一丁目一四番二―二〇七号

株式会社美彌樹

代表清算人　毛利眞理子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目三番四号

第一蔵王ビル六階

株式会社ヴィーナスコンセプトジャパン

代表清算人　アンナ・ゲオルギアディス

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

美祢ソーラーホールディングス一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都荒川区東日暮里六丁目三六番一〇―二〇一号

不知火株式会社

代表清算人　何　　維蘭

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年二月二十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

株式会社フォーエバービューティー

代表清算人　尾辻　重信

解散公告

当社は、令和七年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都品川区西五反田八丁目四番一三号

ＢＥＥＮＯＳ　Ｔｒａｖｅｌ株式会社

代表清算人　三浦　敦佑

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都世田谷区代田四丁目一〇番一号

三京建設株式会社

代表清算人　飯田二三子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都江東区亀戸二丁目一番二一号

株式会社フジゴンドラ工業

代表清算人　来嶋　優子

解散公告

当社は、令和七年五月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都千代田区飯田橋一丁目六番九号ＴＨＥＣＩＴＹ九段下一〇階

Ｈｕｂｅｒ　Ｅｎｇｉｎｅｅｒｅｄ　Ｍａｔｅｒｉａｌｓ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　ジェイ・エム・フーバー・ホールディング・ジーエムビーエイチ

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都港区南青山六丁目七番五～八〇七号

有限会社丸栄

清算人　吉村　映美

解散公告

当社は、令和七年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都千代田区神田司町二丁目六番一号

荒木ビル五階　　株式会社新

代表清算人　木田圭大郎

解散公告

当法人は、令和七年五月三十一日付の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｕｍｉ一般社団法人

代表清算人　目黒　正行

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年五月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｎａｍｉ　ＩＢＬＰ合同会社

清算人　滝澤　和政

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都北区神谷二丁目二八番一六号

有限会社丸二酒店

清算人　大橋　貢

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都墨田区文花二丁目一六番五号シーアイマンションあずま百樹園二〇七号室

株式会社ｍｉｍｉｓ

代表清算人　武隈　みな

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都荒川区荒川四丁目三九番地一

株式会社ＴＫＴＳ

代表清算人　飯野　龍介

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

東京都荒川区荒川四丁目三九番地一

株式会社ＴＴＳ

代表清算人　飯野　龍介

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

神奈川県横浜市旭区中沢一丁目五四番二四号―三〇二

株式会社マシソン

代表清算人　小澤　健太

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

神奈川県小田原市成田七一〇番地の一〇

特定非営利活動法人ゆいの会

清算人　山形　貴則

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

石川県小松市材木町八四番地

有限会社山口住設

清算人　山口　敏郎

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

長野県上伊那郡辰野町大字辰野一六七一番地

福住電子工業有限会社

清算人　矢ケ崎清史

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

静岡県富士市蓼原一八番地の二

有限会社フジ物流コンサルタント

清算人　瀧川　正寿

解散公告

当社は、令和七年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

愛知県稲沢市治郎丸細道町三三番地の一

有限会社安田建材

清算人　安田　清一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

愛知県瀬戸市みずの坂三丁目二二五番地

一般社団法人山採りの木普及協会

代表清算人　加藤　滋

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

愛知県春日井市篠木町七丁目一七番地二〇

ソレアード篠木二〇六号

中央理化機株式会社

代表清算人　後藤　隆

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

名古屋市守山区森孝東二丁目八一四番地森孝西住宅一棟一〇〇二号

特定非営利活動法人アイビー

清算人　峯　英彦

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

名古屋市中区栄二丁目一番一二号

株式会社東和建築設備計画

代表清算人　加藤　建

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の臨時株主総会により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

愛知県半田市出口町一丁目二一七番地の二

株式会社アワーズ

代表清算人　鈴木　功雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

京都府京都市山科区竹鼻竹ノ街道町一一番地スタービル五〇一　合同会社ミリテック

清算人　興松　均

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

京都市中京区清水町三五二　佐藤ビル二Ｆ

特定非営利活動法人芸術の街京都創生プロジェクト

清算人　井川　誠治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

京都府亀岡市千代川町小川二丁目一二番二二号

有限会社後藤建設

清算人　後藤　義澄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大阪市西成区花園南一丁目一三番六号メゾンオーク一〇三号　合同会社Ｌａｐｉｓ

清算人　白石　優香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大阪市阿倍野区阿倍野筋五―三―一二アークアベニューアベノ四〇三号室

合同会社ビービーアイランド

清算人　柳　和馬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大阪市北区天神橋二丁目一番二四号スペースフォーリブス三〇一号

合同会社イシュタル

清算人　落合　紀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大阪市東淀川区菅原一丁目一三番一四号

米虫ハイツ四〇五号　合同会社Ａ．Ａ

清算人　淡路あゆみ

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大阪市東住吉区鷹合二丁目八番一二号

三鷹建設株式会社

代表清算人　四方　義治

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大阪府高槻市寺谷町一四番二〇号

ナーガファーマシー株式会社

代表清算人　嶋中　純子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大阪府箕面市百楽荘一丁目一番一二号

有限会社中新

清算人　中井　俊次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大阪府茨木市島一丁目一一番二四号

エンジョイ笑会株式会社

代表清算人　田中三紀男

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大阪市中央区平野町二丁目五―八　平野町センチュリービル三Ｆ

ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ　ＬＡＢＳ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　堀内　聡史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大阪府豊中市服部寿町五丁目五四番地

株式会社テックヨシカワ

代表清算人　吉川　信子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

兵庫県宝塚市中山桜台一丁目三番六号

株式会社安積

代表清算人　後藤　淳子

解散公告

当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

兵庫県美方郡新温泉町浜坂九四一番地の一

有限会社中本電気商会

清算人　中本　勝男

解散公告

当法人は、令和七年五月二十四日開催の社員総会の決議により同年五月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

兵庫県宝塚市光が丘一丁目八の五一

特定非営利活動法人マンション管理パートナーズ

清算人　天羽　望

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

岡山市北区表町一丁目四番五六号

有限会社キング洋服店

清算人　若狭　晃司

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により、同日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

広島県尾道市高須町東新涯四八一〇番地五

有限会社リニューアルストーンモトヒロ

清算人　元廣　千里

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

広島県府中市府川町一〇〇番地の一六

有限会社サンヨー家電

清算人　木下　泰彦

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

広島県三原市大和町大草八一八九番地

有限会社川上シート製作所

清算人　川上　克年

解散公告

当法人は、令和七年二月二十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

香川県高松市紙町新開五〇番地三

特定非営利活動法人障害児者ゴーゴースクラム

代表清算人　香川　司恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

福岡市中央区今泉二丁目五番二八号

株式会社ＴＭＧＩ

代表清算人　吉村貢二郎

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

福岡市南区中尾二丁目一四番六号

理研医療電機株式会社

代表清算人　岡本　徳和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

福岡県大牟田市吉野五七四番一号

合同会社シマンパニー

清算人　島﨑　進

解散公告

当社は、令和七年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

福岡市博多区住吉二丁目一五番一〇―七〇五号

有限会社イ・エム・シー

清算人　日野由紀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

福岡県福岡市東区多の津五丁目一番八号―二〇八

株式会社叶鑑

代表清算人　石岡　豪

解散公告

当会社は、令和七年五月二十六日開催の臨時株主総会の決議により同日をもって解散しましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年六月六日

北九州市小倉北区中井五丁目一〇番一四号

有限会社福栄興産

清算人　福本　州慶

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

北九州市戸畑区三六町二番一四号

有限会社光陽電機工業

清算人　浦野　栄泰

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

長崎市八千代町二番二―二〇一号

ＲＥＤＥＥＭ株式会社

代表清算人　髙田　裕己

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

熊本市中央区新大江二丁目八番二八号

一般財団法人ナベちゃん

代表清算人　松富　智春

解散公告

当社は、令和四年九月三十日開催の株主総会の決議により同日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

大分県大分市王子南町九番五号

光吉クリーン環境株式会社

代表清算人　日名子章治

第23期決算公告　令和７年５月30日

札幌市白石区東札幌１条１丁目１番８号

株式会社じょうてつケアサービス

代表取締役　井戸　重博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	127,825
	固定資産	31,438
	合計	159,263
負債及び純資産の部	流動負債	122,398
	（うち賞与引当金）	(6,526)
	固定負債	13,298
	株主資本	23,567
	資本金	20,000
	利益剰余金	3,566
	その他利益剰余金	3,566
	（うち当期純損失）	(76,706)
	合計	159,263

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

宮崎県宮崎市佐土原町上田島八一九二番地一

特定非営利活動法人おひさまとまんさく

清算人　日髙　淳

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

宮崎県西都市大字右松二三〇六番地

株式会社秋月組

代表清算人　秋月　芳郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

鹿児島市南林寺町五番一号

有限会社松原殖産

清算人　原田　義人

解散公告

当社は、令和七年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

沖縄県那覇市辻一―一六―九サングリーンビル一階

株式会社ＨＡＮＡ

代表清算人　周　卓斌

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

福岡市南区大楠一丁目六番

サンハイツ大楠住宅管理組合法人

清算人　太田　進

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十二月三十一日開催の社員総会の決議、並びに佐賀県知事の認可により、令和七年三月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

佐賀県伊万里市大坪町丙一五五一番地四

医療法人浦上歯科医院

清算人　浦上多果子

解散公告（第二回）

当組合は、令和六年七月十五日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

神戸市東灘区岡本一丁目五番一四号

岡本クレセントハイツマンション建替組合

代表清算人　株式会社ハンドインハンド

代表取締役　橋谷　惟子

解散公告（第二回）

当法人は、令和四年五月十一日開催の責任役員会並びに総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

島根県邑智郡邑南町雪田五〇一番地

宗教法人長源寺

代表清算人　津田　浩子

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年八月二十二日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

兵庫県丹波篠山市上宿三二〇番地一

医療法人社団天野歯科医院

清算人　天野　佳子

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

奈良県生駒市俵口町九五番八

セントポリア生駒団地管理組合法人

清算人　藤本　幸代

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年五月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

広島市西区古田台二丁目一三番一八号

農事組合法人フルエ農場

清算人　西本　幸男

解散公告（第三回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

広島県庄原市東城町加谷六〇一番地一

農事組合法人岩神さん

清算人　古家　初巳

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月十八日福岡地方裁判所行橋支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

福岡県築上郡築上町大字真如寺一一〇六番地

宗教法人真如寺

清算人　弁護士　河合　洋行

連絡先　北九州市小倉北区田町一四番二八号　ロイヤービル六階　ひびき法律事務所

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年四月九日曽於市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月六日

鹿児島県曽於市末吉町二之方一九八〇番地

清算法人末吉町土地改良区

代表清算人　濱田　勲

第63期決算公告

令和７年６月６日　札幌市東区北５条東５丁目１番地11

株式会社北海道日立

代表取締役　田中　一雄

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,037,214	流動負債	2,376,052
固定資産	705,686	（賞与引当金）	(161,600)
		固定負債	86,970
		（退職給付引当金）	(48,381)
		（その他引当金）	(1,945)
		株主資本	2,279,878
		資本金	242,400
		資本剰余金	241,600
		利益剰余金	1,795,878
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,775,878
		（うち当期純利益）	(425,364)
		評価・換算差額等	0
資産合計	4,742,900	負債・純資産合計	4,742,900

第 84 期 決 算 公 告

令和７年６月６日

茨城県結城市若宮７番地
本州製罐株式会社
代表取締役　鈴木　博司

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,239,329	流動負債	5,199,027
固定資産	1,177,478	固定負債	784,944
有形固定資産	659,160	株主資本	2,350,639
無形固定資産	0	資本金	400,000
投資その他の資産	518,318	資本剰余金	77,000
		資本準備金	70,200
		その他資本剰余金	6,800
		利益剰余金	1,873,639
		利益準備金	29,800
		その他利益剰余金	1,843,839
		（うち当期純利益）	(398,800)
		評価・換算差額等	82,195
資産合計	**8,416,807**	**負債・純資産合計**	**8,416,807**

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月４日
福島県本宮市糠沢字東笹田66番地５
株式会社福島芝浦電子
代表取締役　越水　和人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,903
	固定資産	4,381
	資産合計	10,284
負債及び純資産の部	流動負債	2,826
	固定負債	813
	株主資本	6,644
	資本金	980
	利益剰余金	5,664
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	5,646
	（うち当期純利益）	(371)
	負債・純資産合計	10,284

第 10 期 決 算 公 告

2025年６月６日
宮城県仙台市宮城野区仙台港北２丁目４番８
仙台日梱株式会社
代表取締役社長　鵜沼　良一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,977
	固定資産	940
	合計	61,917
負債及び純資産の部	流動負債	43,023
	固定負債	5,401
	株主資本	13,492
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,492
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	3,092
	（うち当期純利益）	(2,819)
	合計	61,917

第 13 期 決 算 公 告

2025年６月６日
宮城県岩沼市空港西二丁目１番地
株式会社ニッコン東北
代表取締役社長　鵜沼　良一

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,268
	固定資産	1,646
	合計	39,915
負債及び純資産の部	流動負債	18,922
	固定負債	210
	株主資本	20,782
	資本金	20,000
	利益剰余金	782
	その他利益剰余金	782
	（うち当期純損失）	(8,858)
	合計	39,915

第 49 期決算公告

令和７年５月28日
群馬県前橋市天川大島町三丁目60番地１
リード株式会社
代表取締役社長　塚越　智和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,006,365
	固定資産	141,902
	資産合計	1,148,267
負債及び純資産の部	流動負債	126,064
	固定負債	0
	株主資本	1,020,378
	資本金	140,000
	資本剰余金	90,000
	利益剰余金	790,378
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	783,378
	（うち当期純利益）	(93,930)
	評価・換算差額等	1,825
	負債・純資産合計	1,148,267

第 36 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
栃木県真岡市鬼怒ケ丘18―３
栃木ハイトラスト株式会社
代表取締役　長野　榮夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,465,981
	固定資産	3,513,031
	合計	4,979,012
負債及び純資産の部	流動負債	1,420,247
	固定負債	48,452
	株主資本	3,510,312
	資本金	80,000
	利益剰余金	3,430,312
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	3,410,312
	（うち当期純利益）	(175,926)
	合計	4,979,012

第 26 期 決 算 公 告

2025年５月21日
茨城県古河市牧野池459番地
古河環境サービス株式会社
代表取締役社長　黒岩　慶太

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	410,193
	固定資産	25,414
	合計	435,607
負債及び純資産の部	流動負債	114,870
	賞与引当金	1,143
	株主資本	320,737
	資本金	20,000
	利益剰余金	300,737
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	295,737
	（うち当期純利益）	(194,180)
	合計	435,607

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年６月６日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社タグ住環境研究所　②北海道知事十勝⑸第616号　③代表取締役　髙橋勇雄　④北海道河東郡音更町木野大通東13丁目３番地26　⑤1000万円　⑥北海道十勝総合振興局　⑦北海道河東郡音更町木野大通東13丁目３番地26　株式会社タグ住環境研究所　代表取締役　髙橋勇雄

①大東建託リーシング株式会社　②国土交通大臣⑵9120　③代表取締役　川原栄司　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区道玄坂２丁目30番４号玉久ビル６階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託リーシング株式会社　代表取締役　川原栄司

①ナイス株式会社　②国土交通大臣⑮1125　③代表取締役　津戸裕徳　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市鶴見区豊岡町21番11号ベイヒルズ鶴見豊岡101号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号　ナイス株式会社　代表取締役　津戸裕徳

①ＥＮＥＯＳ不動産株式会社　②国土交通大臣⑶8090　③代表取締役　丹羽逸夫　④神奈川県横浜市中区桜木町一丁目１番地８　廃止した従たる事務所　広島県広島市南区的場町一丁目２番19号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市中区桜木町一丁目１番地８　ＥＮＥＯＳ不動産株式会社　代表取締役　丹羽逸夫

①スマイルホームズ　②岐阜県知事⑴第5183号　③高橋笑子　④岐阜県本巣市政田2949　⑤1000万円　⑥岐阜県知事　⑦岐阜県本巣市政田2949　スマイルホームズ　高橋笑子

①パナソニックホームズ不動産株式会社　②国土交通大臣⑷7608　③代表取締役　飯代努　④大阪府豊中市新千里西町１－１－４　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市北区大深町４－20　広島県福山市多治米町１－11－５　⑤1000万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府豊中市新千里西町１－１－４　パナソニックホームズ不動産株式会社　代表取締役　飯代努

令和７年度宅地建物取引士資格試験に関する公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の２第１項の規定による47都道府県知事それぞれの委任に係る令和７年度宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施する。

令和７年６月６日

東京都港区虎ノ門３丁目８番21号第33森ビル３階　　一般財団法人不動産適正取引推進機構

理事長　青木　由行

第１　試験の日時　令和７年10月19日（日）午後１時から午後３時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第３項の規定により試験の一部が免除される登録講習修了者については、午後１時10分から午後３時まで

なお、天災その他の事由により試験の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、原則として、当該試験の全部又は一部に係る再試験を令和７年12月21日（日）、令和８年１月25日（日）のいずれかの日に実施する。再試験を実施する場合の情報については、一般財団法人不動産適正取引推進機構（以下「機構」という。）ホームページ（https://www.retio.or.jp）に掲載する。

第２　試験の場所　47都道府県で行う。試験会場は、機構が受験票で指定する。

第３　試験の内容

１　内容　おおむね次の事項について行う。

⑴　土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

⑵　土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

⑶　土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

⑷　宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

⑸　宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

⑹　宅地及び建物の価格の評定に関すること。

⑺　宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記⑴及び⑸に掲げる事項に関する問題を免除する。

２　出題法令　令和７年４月１日現在施行されている法令

第４　試験の方法及び出題数

１　方法　四肢択一式の筆記試験による。

２　出題数　50問。ただし、登録講習修了者については、45問とする。

第５　受験資格　年齢、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

第６　受験申込み　インターネット又は郵送により行う。

１　インターネットによる申込み

⑴　試験案内の掲載

ア　掲載期間　令和７年６月６日（金）から同年７月31日（木）まで

イ　掲載場所　機構ホームページ

⑵　申込期間　令和７年７月１日（火）午前９時30分から同月31日（木）午後11時59分まで

⑶　申込方法　機構ホームページに接続し、マイページを作成後、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録番号、登録講習修了試験に合格した年月日（試験実施日前３年以内のもの）及び修了番号等を含む。）を入力し、顔写真ファイル（機構が指定する形式のもの）とともに送信する。

２　郵送による申込み

⑴　試験案内の配布

ア　配布期間　令和７年７月１日（火）から同月15日（火）まで

イ　配布場所　都道府県ごとに理事長が指定する場所

⑵　申込期間　令和７年７月１日（火）から同月15日（火）まで（同日付までの消印があるものに限り受け付ける。）

⑶　申込方法　試験案内にのっとり次の書類を、簡易書留にて郵送する。

ア　受験申込書（機構が定める様式による。）

イ　顔写真１枚（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの）

⑷　郵送先　受験する都道府県の協力機関宛て

第７　受験手数料及び支払方法

１　受験手数料　8,200円

２　支払方法

⑴　インターネットによる受験申込みの場合は、機構が指定するクレジットカードによる支払、機構が指定する店舗における払込み又はPay-easy（ペイジー）による払込みのいずれかにより払い込む。

⑵　郵送による受験申込みの場合は、受験申込み前に、機構が指定する方法（機構が指定する店舗における払込み又はPay-easy（ペイジー）による払込みのうち、都道府県ごとに定めた方法）により払い込む（払込みの際に受験手数料以外に金融機関から請求される費用は、本人の負担とする。）。

第８　合格発表　令和７年11月26日（水）に、合格者の受験番号を機構ホームページに掲載する。その後、速やかに合格証書を本人に送付する。

第９　協力機関　試験事務の一部は、都道府県ごとの協力機関（名称、連絡先は機構ホームページに掲載）に委託して実施する。

第10　問合せ先　機構試験部（電話（03）3435―8181）

第 11 期 決 算 公 告

2025年６月６日
埼玉県比企郡小川町大字靭負1388番地１
小川日梱株式会社
代表取締役社長　稲垣　啓太

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	237,856
	固定資産	17,895
	合計	255,752
負純債資産及のび部	流動負債	145,153
	固定負債	19,636
	株主資本	90,962
	資本金	10,000
	利益剰余金	80,962
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	78,462
	（うち当期純利益）	(43,196)
	合計	255,752

第 46 期 決 算 公 告

令和７年５月30日
埼玉県川越市問屋町10番３号
東洋流通運輸株式会社
代表取締役　浅野　英逸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	520,624
	固定資産	115,645
	資産合計	636,269
負純債資産及のび部	流動負債	216,373
	固定負債	22,241
	株主資本	397,654
	資本金	14,000
	資本剰余金	140,000
	利益剰余金	243,654
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	243,354
	（うち当期純利益）	(29,755)
	負債・純資産合計	636,269

第 11 期 決 算 公 告

2025年６月６日
群馬県太田市新田大町600番地28
群馬日梱株式会社
代表取締役社長　渡邊　秀仁

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	138,182
	固定資産	10,873
	合計	149,055
負純債資産及のび部	流動負債	81,561
	固定負債	6,601
	株主資本	60,892
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,892
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	48,392
	（うち当期純利益）	(32,251)
	合計	149,055

第 10 期 決 算 公 告

2025年６月６日
千葉県習志野市茜浜一丁目１番１号
千葉日梱株式会社
代表取締役社長　羽根　義典

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	78,274
	固定資産	2,979
	合計	81,253
負純債資産及のび部	流動負債	48,713
	固定負債	7,227
	株主資本	25,312
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,312
	利益準備金	1,960
	その他利益剰余金	13,352
	（うち当期純利益）	(9,594)
	合計	81,253

第 28 期決算公告

令和７年６月６日
千葉県船橋市東船橋四丁目30番９号
グラン・ステージ１階
株式会社アールエイジ・テクニカル・サービス
代表取締役　向井山達也

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100,458
	固定資産	4,680
	合計	105,138
負純債資産及のび部	流動負債	53,317
	株主資本	51,821
	資本金	10,000
	利益剰余金	41,821
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	39,321
	（うち当期純利益）	(25,063)
	合計	105,138

第 11 期 決 算 公 告

2025年６月６日
埼玉県日高市大字高萩995番地１
狭山日梱株式会社
代表取締役社長　稲垣　啓太

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	232,038
	固定資産	7,264
	合計	239,302
負純債資産及のび部	流動負債	119,793
	固定負債	30,062
	株主資本	89,447
	資本金	10,000
	利益剰余金	79,447
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	76,947
	（うち当期純利益）	(36,875)
	合計	239,302

第 9 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
東京都中央区入船三丁目１番13号
ＮＫインターナショナル株式会社
代表取締役社長　山田起王威

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	362,535
	固定資産	5,772
	資産合計	368,307
負純債資産及のび部	流動負債	124,285
	固定負債	44,703
	株主資本	199,319
	資本金	40,000
	利益剰余金	159,319
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	149,319
	（うち当期純利益）	(29,473)
	負債・純資産合計	368,307

第 49 期 決 算 公 告

令和７年６月５日
東京都昭島市つつじが丘一丁目１番109号
フォスター電子株式会社
代表取締役　北村　徹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	313,695
	固定資産	14,890
	資産合計	328,585
負純債資産及のび部	流動負債	137,186
	固定負債	26,373
	株主資本	165,025
	資本金	10,000
	利益剰余金	155,025
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	152,525
	（うち当期純利益）	(45,803)
	負債・純資産合計	328,585

第 11 期決算公告

令和７年６月６日
東京都中央区銀座一丁目11番１号
コナミビジネスエキスパート株式会社
代表取締役社長　米山新一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,550
	固定資産	2,498
	資産合計	6,049
負純債資産及のび部	流動負債	2,684
	（うち賞与引当金）	(198)
	固定負債	197
	株主資本	3,167
	資本金	20
	資本剰余金	1,300
	その他資本剰余金	1,300
	利益剰余金	1,847
	その他利益剰余金	1,847
	（うち当期純利益）	(280)
	負債・純資産合計	6,049

第 9 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
東京都中央区明石町６番地22号
ＧＩＮＺＡコンサルティング株式会社
代表取締役社長　山田起王威

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,589
	固定資産	3,539
	合計	41,129
負純債資産及のび部	流動負債	13,182
	固定負債	6,840
	株主資本	21,106
	資本金	30,000
	利益剰余金	△8,893
	その他利益剰余金	△8,893
	（うち当期純利益）	(972)
	合計	41,129

第 3 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
東京都中央区日本橋室町四丁目３番９号
ＳＢＣ合同会社内
カリス株式会社
代表取締役　デビッド・スペッツラー

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,058
	合計	14,058
負純債資産及のび部	固定負債	299,488
	株主資本	△285,430
	資本金	1
	利益剰余金	△285,431
	その他利益剰余金	△285,431
	（うち当期純損失）	(103,871)
	合計	14,058

決　算　公　告

令和７年６月６日
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
恵比寿ガーデンプレイスタワー８階
Ｂｅｌｌ　Ｔｅｘｔｒｏｎ株式会社
代表取締役
カート・ライアン・ニールセン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,761,401
	固定資産	2,460
	合計	2,763,862
負純債資産及のび部	流動負債	2,099,599
	株主資本	664,262
	資本金	10,000
	利益剰余金	654,262
	その他利益剰余金	654,262
	（うち当期純利益）	(82,607)
	合計	2,763,862

第 44 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
東京都新宿区四谷坂町９番９号三廣ビル
サイレントグリス株式会社
代表取締役　笠井　浩太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	512,369
	固定資産	13,008
	合計	525,377
負純資債及産のび部	流動負債	163,192
	固定負債	16,087
	株主資本	346,097
	資本金	70,000
	利益剰余金	276,097
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	258,597
	（うち当期純利益）	(44,332)
	合計	525,377

第 48 期 決 算 公 告

2025年６月６日
東京都中央区日本橋富沢町12番20号
トーハン株式会社
代表取締役社長　三木　智之

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,560,481
	固定資産	26,304
	合計	1,586,786
負純資債及産のび部	流動負債	857,284
	固定負債	11,741
	株主資本	714,730
	資本金	100,000
	利益剰余金	614,730
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	589,730
	（うち当期純利益）	(55,105)
	評価・換算差額等	3,029
	合計	1,586,786

第 12 期決算公告

令和７年６月６日
東京都江東区新木場一丁目６番23号
トランスポートジャパン株式会社
代表取締役　関　　幸俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	648,508
	固定資産	20,203
	合計	668,712
負純資債及産のび部	流動負債	527,564
	固定負債	17,470
	株主資本	123,677
	資本金	10,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	83,677
	その他利益剰余金	83,677
	（うち当期純利益）	(38,146)
	合計	668,712

第 10 期決算公告

令和７年５月27日
東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
帝都葛飾交通株式会社
代表取締役　鶴岡　良樹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	383,896
	固定資産	810,452
	合計	1,194,349
負純資債及産のび部	流動負債	1,512,132
	固定負債	278,920
	株主資本	△596,703
	資本金	50,000
	利益剰余金	△646,703
	（その他利益剰余金）	(△646,703)
	（うち当期純損失）	(897)
	合計	1,194,349

第 26 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
東京都中央区新川一丁目１番３号
トーソーサービス株式会社
代表取締役　潮見　尚道

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	775,561
	固定資産	47,048
	合計	822,609
負純資債及産のび部	流動負債	462,756
	固定負債	38,395
	株主資本	321,458
	資本金	50,000
	資本剰余金	37,358
	資本準備金	37,358
	利益剰余金	234,100
	その他利益剰余金	234,100
	（うち当期純利益）	(39,743)
	合計	822,609

第 14 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
東京都中央区新川一丁目４番９号
フジホーム株式会社
代表取締役　岡野　　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,299
	固定資産	8,801
	合計	225,100
負純資債及産のび部	流動負債	30,772
	固定負債	13,524
	株主資本	180,803
	資本金	35,000
	資本剰余金	78,145
	資本準備金	78,145
	利益剰余金	67,658
	その他利益剰余金	67,658
	（うち当期純利益）	(20,330)
	合計	225,100

第 6 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Eddingpharm株式会社
代表取締役　ニ・シン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	83,358
	合計	83,358
負純資債及産のび部	流動負債	464
	株主資本	82,894
	資本金	46,145
	資本剰余金	36,145
	資本準備金	36,145
	利益剰余金	604
	その他利益剰余金	604
	（うち当期純利益）	(737)
	合計	83,358

第 6 期決算公告

令和７年５月27日
東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
帝都三信交通株式会社
代表取締役　鶴岡　良樹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	675,356
	固定資産	762,375
	合計	1,437,731
負純資債及産のび部	流動負債	1,028,609
	固定負債	1,268,810
	株主資本	△859,687
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	（その他資本剰余金）	(50,000)
	利益剰余金	△959,687
	（その他利益剰余金）	(△959,687)
	（うち当期純損失）	(37,151)
	合計	1,437,731

第 65 期決算公告

令和７年５月27日
東京都大田区萩中３丁目２番12号
帝都日新交通株式会社
代表取締役　鶴岡　良樹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	219,106
	固定資産	153,199
	合計	372,306
負純資債及産のび部	流動負債	234,563
	固定負債	78,711
	株主資本	59,031
	資本金	13,000
	利益剰余金	46,031
	（利益準備金）	(3,250)
	（その他利益剰余金）	(42,781)
	（うち当期純損失）	(24,879)
	合計	372,306

第 9 期 決 算 公 告

2025年６月６日
石川県白山市福新町68番地１
金沢日梱株式会社
代表取締役社長　町田　宣久

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	128,271
	固定資産	8,256
	合計	136,528
負純資債及産のび部	流動負債	84,178
	固定負債	6,356
	株主資本	45,993
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,993
	利益準備金	1,640
	その他利益剰余金	34,353
	（うち当期純利益）	(28,778)
	合計	136,528

第 11 期 決 算 公 告

2025年６月６日
新潟県新潟市南区北田中780番地11
新潟日梱株式会社
代表取締役社長　町田　宣久

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	124,485
	固定資産	9,268
	合計	133,754
負純資債及産のび部	流動負債	67,540
	固定負債	15,161
	株主資本	51,053
	資本金	10,000
	利益剰余金	41,053
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	38,553
	（うち当期純利益）	(18,091)
	合計	133,754

第 11 期 決 算 公 告

2025年６月６日
神奈川県茅ヶ崎市堤字八王子原565番４
藤沢日梱株式会社
代表取締役社長　羽根　義典

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	176,115
	固定資産	17,762
	合計	193,878
負純資債及産のび部	流動負債	94,501
	固定負債	22,849
	株主資本	76,526
	資本金	10,000
	利益剰余金	66,526
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	64,026
	（うち当期純利益）	(25,938)
	合計	193,878

第 11 期 決 算 公 告

2025年６月６日
長野県松本市大字島内8012番地１
松本日梱株式会社
代表取締役社長　町田　宣久

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,865
	固定資産	5,679
	合計	81,544
負純資債及産のび部	流動負債	43,814
	固定負債	6,381
	株主資本	31,347
	資本金	10,000
	利益剰余金	21,347
	利益準備金	780
	その他利益剰余金	20,567
	（うち当期純利益）	(15,869)
	合計	81,544

第 54 期 決 算 公 告

令和７年５月22日
長野県飯田市鼎名古熊2423番地１
飯田清掃株式会社
代表取締役　佐藤　　健

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	287,389
	固定資産	117,609
	合計	404,998
負純資債及産のび部	流動負債	64,822
	株主資本	340,176
	資本金	22,810
	利益剰余金	317,366
	その他利益剰余金	317,366
	（うち当期純利益）	(9,378)
	合計	404,998

第 53 期決算公告

令和７年６月６日
山梨県富士吉田市向原一丁目27番８号
シチズン電子タイメル株式会社
代表取締役社長　奥脇　友幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	302,298
	固定資産	414,252
	合計	716,551
負純資債及産のび部	流動負債	116,927
	（賞与引当金）	(73,643)
	固定負債	526,553
	（退職給付引当金）	(206,031)
	株主資本	73,071
	資本金	40,000
	利益剰余金	33,071
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	23,071
	（うち当期純損失）	(46,102)
	合計	716,551

第 3 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
愛知県刈谷市朝日町二丁目１番地
株式会社アイシン・アフターサービス
代表取締役　椎屋　正広

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	112,793
	固定資産	33,299
	合計	146,092
負純資債及産のび部	流動負債	79,604
	株主資本	66,487
	資本金	45,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△23,512
	その他利益剰余金	△23,512
	（うち当期純損失）	(4,180)
	合計	146,092

第 45 期決算公告

令和７年６月５日
愛知県大府市共栄町七丁目１番地の１
愛協産業株式会社
取締役社長　鷲見　成起

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,774,979
	固定資産	2,850,928
	合計	5,625,907
負純資債及産のび部	流動負債	1,176,968
	固定負債	174,388
	株主資本	4,272,154
	資本金	30,000
	利益剰余金	4,242,154
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	4,234,654
	（うち当期純利益）	(296,086)
	評価・換算差額等	2,397
	合計	5,625,907

第 84 期決算公告

令和７年６月６日
岐阜県揖斐郡池田町八幡1080番地
株式会社ハラテックス
代表取締役　北村　篤志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	556,895
	固定資産	2,100,800
	資産合計	2,657,695
負純資債及産のび部	流動負債	810,469
	固定負債	777,989
	株主資本	1,065,197
	資本金	23,193
	資本剰余金	83
	（うち資本準備金）	(83)
	利益剰余金	1,041,920
	（うち利益準備金）	(5,798)
	（うち当期純損失）	(12,623)
	評価・換算差額等	4,039
	負債・純資産合計	2,657,695

第 37 期決算公告

令和７年６月６日
愛知県小牧市応時二丁目250番地
ＣＫＤグローバルサービス株式会社
代表取締役　林田　勝憲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,175,898
	固定資産	4,935
	合計	6,180,834
負純資債及産のび部	流動負債	6,068,133
	株主資本	112,701
	資本金	12,500
	利益剰余金	100,201
	（利益準備金）	(3,125)
	（その他利益剰余金）	(97,076)
	（うち当期純利益）	(25,969)
	合計	6,180,834

第 33 期決算公告

令和７年６月５日
名古屋市西区則武新町三丁目１番36号
株式会社ノリタケの森
代表取締役社長　片岡　弘樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	248,355
	固定資産	20,442
	合計	268,798
負純資債及産のび部	流動負債	27,952
	固定負債	6,210
	株主資本	234,635
	資本金	40,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	174,635
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	164,635
	（うち当期純利益）	(5,178)
	合計	268,798

第 45 期決算公告

2025年６月６日
愛知県安城市榎前町井杭山178番地
光徳運輸株式会社
代表取締役　神谷　彦弥

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,525,836
	固定資産	500,298
	合計	2,026,135
負純資債及産のび部	流動負債	246,786
	固定負債	94,255
	株主資本	1,649,055
	資本金	12,000
	利益剰余金	1,637,055
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	1,634,055
	（うち当期純利益）	(58,029)
	評価・換算差額等	36,038
	合計	2,026,135

第 29 期決算公告

令和７年６月６日
名古屋市東区葵一丁目19番30号
トランコムＳＣ株式会社
代表取締役　橋本　眞言

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,306,717
	固定資産	81,141
	合計	1,387,858
負純資債及産のび部	流動負債	518,149
	固定負債	5,394
	株主資本	864,314
	資本金	99,200
	利益剰余金	765,114
	利益準備金	24,800
	その他利益剰余金	740,314
	（うち当期純利益）	(123,870)
	合計	1,387,858

第 19 期決算公告

令和７年６月６日
名古屋市東区葵一丁目19番30号
トランコムＤＳ株式会社
代表取締役　上手　　淳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,594,392
	固定資産	472,224
	合計	2,066,616
負純資債及産のび部	流動負債	599,926
	固定負債	3,328
	株主資本	1,463,362
	資本金	94,000
	資本剰余金	97,000
	利益剰余金	1,272,362
	利益準備金	4,880
	その他利益剰余金	1,267,482
	（うち当期純利益）	(391,762)
	合計	2,066,616

第 13 期決算公告

令和７年６月６日
愛知県小牧市応時二丁目250番地
ＣＫＤフィールドエンジニアリング株式会社
代表取締役　秀　　竜郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,999,302
	固定資産	73,607
	合計	2,072,909
負純資債及産のび部	流動負債	626,489
	固定負債	40,441
	株主資本	1,405,978
	資本金	8,000
	利益剰余金	1,397,978
	（利益準備金）	(2,000)
	（その他利益剰余金）	(1,395,978)
	（うち当期純利益）	(464,649)
	合計	2,072,909

第 20 期決算公告　令和７年６月６日
愛知県東海市名和町奥前後80番地
トランコムＴＳ株式会社
代表取締役　原田　拓也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	426,159
	固定資産	19,088
	合計	445,248
負純資産及のび部	流動負債	340,246
	固定負債	164
	株主資本	104,837
	資本金	20,000
	利益剰余金	84,837
	その他利益剰余金	84,837
	（うち当期純利益）	(67,211)
	合計	445,248

第 42 期決算公告　令和７年６月６日
名古屋市東区葵一丁目19番30号
トランコムＩＴＳ株式会社
代表取締役　國嶋光智男
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	713,956
	固定資産	25,456
	合計	739,412
負純資産及のび部	流動負債	147,424
	固定負債	9,944
	株主資本	582,043
	資本金	90,000
	資本剰余金	102,818
	利益剰余金	389,225
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	366,725
	（うち当期純利益）	(19,684)
	合計	739,412

第 49 期決算公告　令和７年６月６日
名古屋市西区中小田井四丁目276番地
トランコムＭＴＳ株式会社
代表取締役　天野　潤
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	753,275
	固定資産	444,375
	合計	1,197,651
負純資産及のび部	流動負債	431,004
	固定負債	20,026
	株主資本	746,219
	資本金	35,000
	利益剰余金	711,219
	利益準備金	8,750
	その他利益剰余金	702,469
	（うち当期純利益）	(56,030)
	評価・換算差額等	399
	合計	1,197,651

第６期決算公告　令和７年６月６日
愛知県稲沢市西町三丁目15番40号
トランコムＥＸ西日本株式会社
代表取締役　髙橋　智哉
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,391,558
	固定資産	249,077
	合計	2,640,635
負純資産及のび部	流動負債	1,437,225
	固定負債	93,687
	株主資本	1,109,723
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,079,723
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,072,223
	（うち当期純利益）	(402,496)
	合計	2,640,635

第６期決算公告　令和７年６月６日
愛知県稲沢市西町三丁目15番40号
トランコムＥＸ中日本株式会社
代表取締役　白木　芳明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,078,408
	固定資産	337,477
	合計	2,415,886
負純資産及のび部	流動負債	972,972
	固定負債	15,374
	株主資本	1,427,539
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,397,539
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,390,039
	（うち当期純利益）	(719,154)
	合計	2,415,886

第 17 期決算公告　令和７年６月６日
愛知県稲沢市西町三丁目15番40号
トランコムＥＸ東日本株式会社
代表取締役　山本　大輔
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,467,978
	固定資産	337,077
	合計	3,805,056
負純資産及のび部	流動負債	2,022,681
	固定負債	18,488
	株主資本	1,763,885
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,733,885
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,726,385
	（うち当期純利益）	(781,380)
	合計	3,805,056

第 24 期決算公告
2025年６月６日
三重県鈴鹿市国府町7651番地24
株式会社テクニカルニッポン
代表取締役社長　松島　孝之
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	336,883
	固定資産	28,173
	合計	365,057
負純資産及のび部	流動負債	125,429
	固定負債	46,844
	株主資本	192,784
	資本金	10,000
	利益剰余金	182,784
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	180,284
	（うち当期純利益）	(71,663)
	合計	365,057

第 11 期決算公告
2025年６月６日
三重県鈴鹿市御薗町3232番地の１
鈴鹿日梱株式会社
代表取締役社長　赤塚　浩也
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	343,907
	固定資産	29,348
	合計	373,256
負純資産及のび部	流動負債	207,206
	固定負債	34,843
	株主資本	131,206
	資本金	10,000
	利益剰余金	121,206
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	118,706
	（うち当期純利益）	(77,310)
	合計	373,256

第 9 期決算公告
2025年６月６日
愛知県名古屋市南区元塩町六丁目18番地１
名古屋日梱株式会社
代表取締役社長　赤塚　浩也
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	55,218
	固定資産	1,639
	合計	56,857
負純資産及のび部	流動負債	38,237
	固定負債	6,668
	株主資本	11,950
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,950
	利益準備金	1,340
	その他利益剰余金	610
	（うち当期純利益）	(469)
	合計	56,857

第 80 期決算公告
令和７年６月６日
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町46番地の２
パナソニック電材京都株式会社
代表取締役　山田　純
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	776,031
	固定資産	84,708
	合計	860,739
負純資産及のび部	流動負債	533,049
	固定負債	111,009
	株主資本	216,681
	資本金	25,000
	利益剰余金	191,681
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	185,431
	（うち当期純利益）	(7,855)
	合計	860,739

第 47 期決算公告
令和７年６月６日
三重県鈴鹿市平野町7687番地の１
株式会社テクニックサービス
代表取締役社長　西村　敏永
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,331,826
	固定資産	349,433
	合計	1,681,259
負純資産及のび部	流動負債	148,413
	固定負債	242,945
	株主資本	1,289,900
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,269,900
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,264,900
	（うち当期純利益）	(122,340)
	合計	1,681,259

第 72 期決算公告
令和７年６月６日
三重県鈴鹿市国府町字石丸7755番地
株式会社日本陸送
代表取締役社長　西村　敏永
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,395,900
	固定資産	13,857,353
	資産合計	19,253,254
負純資産及のび部	流動負債	4,293,986
	固定負債	903,201
	株主資本	14,049,167
	資本金	90,000
	利益剰余金	13,959,167
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	13,936,667
	（うち当期純利益）	(1,146,165)
	評価・換算差額等	6,899
	負債・純資産合計	19,253,254

第49期決算公告　令和７年６月６日
大阪府大阪市中央区十二軒町５番12号
株式会社エムビーエス
代表取締役社長　大見　明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	220,356
	固定資産	15,815
	合計	236,171
負債及び純資産の部	流動負債	37,733
	（うち引当金）	(14,537)
	株主資本	197,010
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	177,010
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	174,510
	（うち当期純利益）	(1,074)
	評価・換算差額等	1,427
	合計	236,171

第53期決算公告
令和７年６月６日
大阪府大阪市中央区十二軒町５番12号
株式会社ピアセラボ
代表取締役社長　阿波加博之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	325,827
	固定資産	27,905
	合計	353,733
負債及び純資産の部	流動負債	221,685
	（うち賞与引当金）	(15,858)
	固定負債	18,461
	株主資本	113,587
	資本金	100,000
	利益剰余金	13,587
	利益準備金	44,380
	その他利益剰余金	△30,792
	（うち当期純損失）	(18,676)
	合計	353,733

第44期決算公告
2025年６月６日
大阪市中央区本町１丁目７番７号
株式会社ニッコンロジスティクス
代表取締役社長　儀賀　栄司
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	165,685
	固定資産	34,827
	合計	200,512
負債及び純資産の部	流動負債	76,590
	固定負債	6,612
	株主資本	117,309
	資本金	10,000
	利益剰余金	107,309
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	104,809
	（うち当期純利益）	(17,019)
	合計	200,512

第75期決算公告
令和７年６月６日
広島県広島市中区袋町１番13号
株式会社　日専連
代表取締役　柄　正典
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	84,404
	固定資産	17,295
	合計	101,700
負債及び純資産の部	流動負債	2,563
	固定負債	13,843
	株主資本	85,292
	資本金	3,350
	利益剰余金	97,030
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	94,030
	（うち当期純利益）	(4,883)
	自己株式	△ 15,087
	合計	101,700

第30期決算公告　令和７年６月６日
岡山県瀬戸内市邑久町豆田129番地１
株式会社中国物流サービス
代表取締役社長　阿邊　隆司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	506,674
	固定資産	78,811
	資産合計	585,486
負債及び純資産の部	流動負債	212,447
	固定負債	0
	株主資本	373,038
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	333,038
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	328,038
	（うち当期純利益）	(53,405)
	負債・純資産合計	585,486

第７期決算公告
令和７年６月６日
大阪府大阪市中央区十二軒町５番12号
株式会社マンダムウィル
代表取締役社長　大見　明
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,197
	固定資産	255
	合計	25,453
負債及び純資産の部	流動負債	11,371
	（うち賞与引当金）	(3,694)
	固定負債	—
	株主資本	14,081
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,081
	その他利益剰余金	4,081
	（うち当期純利益）	(659)
	合計	25,453

第38期決算公告
令和７年６月６日
香川県丸亀市中府町１丁目２番22号
ミドリ安全丸亀株式会社
代表取締役　桃内　敏彦
貸借対照表の要旨（令和７年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	138,922
	固定資産	1,915
	合計	140,837
負債及び純資産の部	流動負債	121,036
	固定負債	—
	株主資本	19,801
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,801
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	7,301
	（うち当期純利益）	(6,885)
	合計	140,837

第38期決算公告
令和７年６月６日
香川県高松市福岡町２丁目24番31号
ミドリ安全高松株式会社
代表取締役　桃内　敏彦
貸借対照表の要旨（令和７年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,346
	固定資産	304
	合計	103,651
負債及び純資産の部	流動負債	73,617
	固定負債	—
	株主資本	30,033
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,033
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	17,533
	（うち当期純利益）	(17,481)
	合計	103,651

第49期決算公告　2025年５月28日
山口県山陽小野田市大字郡2300番地
厚和産業株式会社
代表取締役　櫻本　卓也
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	298,155
	固定資産	73,120
	合計	371,275
負債及び純資産の部	流動負債	253,631
	固定負債	7,453
	株主資本	110,191
	資本金	10,800
	資本剰余金	1,700
	資本準備金	1,700
	利益剰余金	97,691
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	94,991
	（うち当期純利益）	(6,331)
	合計	371,275

第63期決算公告　令和７年５月31日
鹿児島市東郡元町７番22号
鹿児島ダイハツ販売株式会社
代表取締役　中山　琢滋
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,739,431
	固定資産	4,579,940
	合計	16,319,372
負債及び純資産の部	流動負債	11,221,708
	固定負債	772,506
	株主資本	4,325,157
	資本金	20,000
	資本剰余金	101,534
	資本準備金	101,534
	利益剰余金	4,203,623
	利益準備金	970
	その他利益剰余金	4,202,653
	（うち当期純利益）	(242,021)
	合計	16,319,372

第48期決算公告
令和７年５月23日
宮崎県宮崎市新別府町雀田1185番地
株式会社くみあい青果
代表取締役社長　木村　能久
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	254,927
	固定資産	98,807
	合計	353,734
負債及び純資産の部	流動負債	65,878
	固定負債	9,488
	株主資本	278,369
	資本金	36,010
	資本剰余金	2,000
	利益剰余金	240,359
	その他利益剰余金	240,359
	（うち当期純損失）	(9,765)
	合計	353,734

第26期決算公告
2025年６月６日
愛媛県松山市太山寺町970番地
株式会社ニッコン松山
代表取締役社長　藤本　賢一
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	107,429
	固定資産	29,125
	合計	136,555
負債及び純資産の部	流動負債	17,573
	固定負債	6,990
	株主資本	111,992
	資本金	20,000
	利益剰余金	91,992
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	86,992
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	136,555

第 53 期決算公告　令和７年６月６日
埼玉県越谷市下間久里14番地１
株式会社東京金型
代表取締役　須永　勇治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	491
	固定資産	216
	資産合計	708
負債及び純資産の部	流動負債	157
	賞与引当金	11
	その他	146
	固定負債	11
	株主資本	539
	資本金	10
	利益剰余金	529
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	527
	（うち当期純利益）	(44)
	負債・純資産合計	708

第 22 期決算公告　令和７年５月22日
栃木県宇都宮市問屋町3172－５
上野商事株式会社
代表取締役社長　田中　大典
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	314,403
	固定資産	248,301
	合計	562,705
負債及び純資産の部	流動負債	429,367
	固定負債	10,487
	株主資本	98,936
	資本金	50,000
	利益剰余金	48,936
	その他利益剰余金	48,936
	（うち当期純利益）	(10,508)
	評価・換算差額等	23,913
	その他有価証券評価差額金	23,913
	合計	562,705

第 31 期決算公告　令和７年６月６日
福島県いわき市中部工業団地４番６
株式会社リードテック
代表取締役　杉浦　正幸
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,317,638
	固定資産	84,436
	合計	1,402,075
負債及び純資産の部	流動負債	1,216,640
	固定負債	46,706
	株主資本	138,728
	資本金	20,000
	利益剰余金	122,728
	利益準備金	2,600
	その他利益剰余金	120,128
	（うち当期純損失）	(38,662)
	自己株式	△ 4,000
	合計	1,402,075

第 51 期決算公告　令和７年６月６日
東京都千代田区神田神保町二丁目４番地
株式会社太平ティアンドアイ
代表取締役　藤田　英也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	253,625
	固定資産	14,141
	合計	267,766
負債及び純資産の部	流動負債	27,366
	賞与引当金	1,420
	その他	25,946
	株主資本	240,400
	資本金	50,000
	利益剰余金	190,400
	利益準備金	2,550
	その他利益剰余金	187,850
	（うち当期純利益）	(15,805)
	合計	267,766

第 12 期決算公告
令和７年６月６日
東京都日野市さくら町１番地
コニカミノルタウイズユー株式会社
代表取締役　築澤　孝治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	215,722
	固定資産	44,138
	資産合計	259,860
負債及び純資産の部	流動負債	118,408
	（うち賞与引当金）	(39,112)
	株主資本	141,451
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,500
	利益剰余金	129,951
	その他利益剰余金	129,951
	（うち当期純利益）	(8,339)
	負債・純資産合計	259,860

第 27 期決算公告　令和７年６月６日
千葉県野田市目吹1503番地
株式会社オーウエルカラーセンター
代表取締役　松村　健一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	290,092
	固定資産	83,930
	資産合計	374,023
負債及び純資産の部	流動負債	223,671
	（うち賞与引当金）	(17,319)
	固定負債	38,008
	退職給付引当金	38,008
	株主資本	112,343
	資本金	20,000
	利益剰余金	92,343
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	87,343
	（うち当期純利益）	(3,446)
	負債・純資産合計	374,023

第 39 期決算公告　令和７年６月６日
東京都中央区銀座七丁目２番４号
武蔵興産株式会社
代表取締役　佃　耕太郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	933,725
	固定資産	1,628,901
	資産合計	2,562,626
負債及び純資産の部	流動負債	61,295
	固定負債	478,359
	役員退職慰労引当金	25,309
	その他	453,050
	株主資本	2,022,971
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,972,971
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	1,963,971
	（当期純利益）	(142,129)
	負債・純資産合計	2,562,626

第 15 期決算公告　令和７年６月６日
東京都港区赤坂九丁目７番２号
株式会社エブリスタ
代表取締役社長　山下　正樹
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	233,325
	固定資産	52,847
	資産合計	286,172
負債及び純資産の部	流動負債	106,924
	株主資本	179,248
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	79,248
	その他利益剰余金	79,248
	（うち当期純利益）	(64,676)
	負債・純資産合計	286,172

第 22 期決算公告
令和７年６月６日
東京都千代田区内神田三丁目４番４号
株式会社ソシオ工房
代表取締役社長　北村恵美子
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	478,879
	固定資産	3,986
	資産合計	482,865
負債及び純資産の部	流動負債	135,749
	株主資本	347,116
	資本金	10,000
	利益剰余金	337,116
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	335,866
	（うち当期純利益）	(42,476)
	負債・純資産合計	482,865

第 16 期決算公告　令和７年６月６日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー
クレアブ株式会社
代表取締役　土井　正己
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	454,435
	固定資産	218,210
	資産合計	672,646
負債及び純資産の部	流動負債	105,920
	固定負債	345,627
	株主資本	221,099
	資本金	60,000
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	101,099
	その他利益剰余金	101,099
	（うち当期純利益）	(45,011)
	負債・純資産合計	672,646

第 52 期決算公告　令和７年６月６日
東京都品川区東品川四丁目12番４号
株式会社イタリアントマト
取締役社長　小澤　信宏
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	492,724
	固定資産	1,067,529
	資産合計	1,560,254
負債及び純資産の部	流動負債	2,404,998
	賞与引当金	22,120
	固定負債	404,238
	株主資本	△1,256,791
	資本金	100,000
	利益剰余金	△1,356,791
	その他利益剰余金	△1,356,791
	（うち当期純利益）	(33,057)
	評価・換算差額等	7,808
	有価証券評価差額金	7,808
	負債・純資産合計	1,560,254

第 2 期決算公告
令和７年５月 30 日
東京都台東区浅草一丁目13番５号
株式会社ｃｏｒｔｅ
代表取締役　升澤　裕介
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	149,032
	固定資産	9,386
	資産合計	158,419
負債及び純資産の部	流動負債	52,633
	株主資本	105,785
	資本金	48,750
	資本剰余金	43,750
	資本準備金	43,750
	利益剰余金	13,285
	その他利益剰余金	13,285
	（うち当期純利益）	(22,553)
	負債・純資産合計	158,419

第85期決算公告

令和７年６月６日
東京都新宿区山吹町358番地６
酒井医療株式会社
代表取締役　重見　敏行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,931,133
	固定資産	2,290,888
	資産合計	11,222,021
負純資産及び部	流動負債	1,970,108
	固定負債	666,239
	株主資本	8,585,672
	資本金	90,000
	資本剰余金	718,145
	利益剰余金	7,777,527
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	7,755,027
	（うち当期純利益）	(649,821)
	負債・純資産合計	11,222,021

第３期決算公告

令和７年５月28日
東京都大田区大森西一丁目12番１号
羽田エアポートライン株式会社
取締役社長　玉川　一二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	180,319
	固定資産	2,787
	資産合計	183,106
負純資産及び部	流動負債	17,810
	（賞与引当金）	(2,947)
	株主資本	165,296
	資本金	295,000
	利益剰余金	△129,704
	その他利益剰余金	△129,704
	（うち当期純損失）	(56,777)
	負債・純資産合計	183,106

第37期決算公告

2025年６月５日
東京都江東区木場一丁目５番55号
日興ビジネスシステムズ株式会社
取締役社長　和田　圭治

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,810
	固定資産	1,356
	合計	6,166
負純資産及び部	流動負債	1,268
	固定負債	91
	株主資本	4,806
	資本金	200
	利益剰余金	4,606
	その他利益剰余金	4,606
	（うち当期純利益）	(97)
	合計	6,166

第28期決算公告

令和７年６月６日
東京都千代田区神田司町二丁目２番地７
東亜ビルテック株式会社
代表取締役社長　内山　敏一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	837,210
	固定資産	27,925
	合計	865,135
負純資産及び部	流動負債	315,312
	固定負債	12,079
	株主資本	537,744
	資本金	40,000
	利益剰余金	497,744
	その他利益剰余金	497,744
	（うち当期純利益）	(38,355)
	合計	865,135

第７期決算公告

令和７年６月６日
東京都江東区木場二丁目18番11号
ＪＦＲこどもみらい株式会社
代表取締役社長　松本　健太

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,690
	固定資産	201,210
	資産合計	251,900
負純資産及び部	流動負債	1,065,954
	固定負債	169,528
	株主資本	△983,583
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△1,183,583
	その他利益剰余金	△1,183,583
	（うち当期純損失）	(169,685)
	負債・純資産合計	251,900

第10期決算公告

令和７年６月６日
東京都中央区明石町６番22号
ニッコンムービング株式会社
代表取締役社長　岡村　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,243
	固定資産	4,613
	合計	70,856
負純資産及び部	流動負債	41,563
	固定負債	15,238
	株主資本	14,054
	資本金	85,000
	利益剰余金	△70,945
	その他利益剰余金	△70,945
	（うち当期純損失）	(2,346)
	合計	70,856

第37期決算公告

令和７年６月６日
東京都大田区大森北１丁目23番７号
株式会社システム・サーキット・テック
代表取締役　中村　将寿

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,095,332
	固定資産	97,199
	合計	1,192,532
負純資産及び部	流動負債	100,976
	固定負債	147,655
	株主資本	943,900
	資本金	10,000
	利益剰余金	933,900
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	931,400
	（うち当期純利益）	(6,552)
	合計	1,192,532

第４期決算公告

令和７年６月６日
東京都千代田区神田神保町二丁目４番地63
太平エンジニアリングサービス株式会社
代表取締役社長　岡本　真吾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	67,023
	固定資産	277
	資産合計	67,300
負純資産及び部	流動負債	5,763
	負債合計	5,763
	株主資本	61,537
	資本金	50,000
	利益剰余金	11,537
	その他利益剰余金	11,537
	（うち当期純利益）	(8,381)
	純資産合計	61,537
	負債・純資産合計	67,300

第24期決算公告

令和７年５月28日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
大和シエアド株式会社
代表取締役　栗山　雅之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,151
	固定資産	80,815
	資産合計	132,966
負純資産及び部	流動負債	15,306
	固定負債	0
	株主資本	117,660
	資本金	20,000
	利益剰余金	97,660
	利益準備金	1,600
	その他利益剰余金	96,060
	（うち当期純損失）	(3,047)
	負債・純資産合計	132,966

第５期決算公告

2025年６月６日
東京都千代田区霞が関３丁目２番５号
株式会社データ・ワン
代表取締役社長　国立　冬樹

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,981
	固定資産	236
	合計	3,217
負純資産及び部	流動負債	1,732
	固定負債	16
	株主資本	1,468
	資本金	495
	資本剰余金	495
	資本準備金	495
	利益剰余金	478
	その他利益剰余金	478
	（うち当期純利益）	(478)
	合計	3,217

第13期決算公告

令和７年６月６日
東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
エコーズ株式会社
代表取締役　佐々木　新

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	172
	固定資産	3
	合計	175
負純資産及び部	流動負債	93
	固定負債	50
	株主資本	31
	資本金	90
	資本剰余金	114
	資本準備金	99
	その他資本剰余金	14
	利益剰余金	△ 172
	その他利益剰余金	△ 172
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	175

第17期決算公告

令和７年６月６日
東京都杉並区上荻一丁目16番14号
株式会社エイトビット
代表取締役　須山　博一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,083
	固定資産	145
	合計	1,228
負純資産及び部	流動負債	2,032
	固定負債	5
	株主資本	△ 809
	資本金	20
	利益剰余金	△ 829
	その他利益剰余金	△ 829
	（うち当期純利益）	(146)
	合計	1,228

第 22 期決算公告　2025年６月６日
神奈川県高座郡寒川町宮山4058番地６
寒川ウォーターサービス株式会社
代表取締役　飯島　伸仁
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,089,813
	固定資産	1,408
	資産合計	1,091,221
負債及び純資産の部	流動負債	374,800
	固定負債	136,027
	株主資本	579,470
	資本金	50,000
	利益剰余金	529,470
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	516,970
	（当期純利益）	(45,469)
	評価・換算差額等	923
	繰延ヘッジ損益	923
	負債・純資産合計	1,091,221

第 6 期決算公告
令和７年６月５日
神奈川県横浜市港北区新羽町1756番地
株式会社アルプスロジコム
代表取締役社長　栗田　幸武
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,974
	固定資産	364,099
	合計	385,074
負債及び純資産の部	流動負債	359
	株主資本	384,714
	資本金	400,000
	利益剰余金	△15,285
	その他利益剰余金	△15,285
	（うち当期純損失）	(1,386)
	合計	385,074

第 5 期決算公告
2025年６月６日
東京都港区北青山二丁目５番１号
株式会社アイエフピー
代表取締役　松尾　亮太
貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	63
	固定資産	545
	合計	608
負債及び純資産の部	流動負債	3
	株主資本	605
	資本金	300
	資本剰余金	300
	資本準備金	300
	利益剰余金	5
	その他利益剰余金	5
	（うち当期純利益）	(39)
	合計	608

第 33 期決算公告　令和７年５月９日
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目２番26号
株式会社カインドオル
代表取締役　野坂　英吾
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,713,817
	固定資産	641,893
	合計	3,355,710
負債及び純資産の部	流動負債	970,751
	（うち賞与引当金）	(37,852)
	固定負債	201,306
	株主資本	2,183,652
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,173,652
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,171,152
	（うち当期純利益）	(795,365)
	合計	3,355,710

第 53 期決算公告
2025年５月23日
新潟県妙高市大字田口684番地１
中電産業株式会社
代表取締役　宮下　和彦
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	616,755
	固定資産	111,415
	合計	728,170
負債及び純資産の部	流動負債	105,692
	固定負債	3,000
	株主資本	619,477
	資本金	67,000
	利益剰余金	552,477
	利益準備金	16,750
	その他利益剰余金	535,727
	（うち当期純利益）	(63,530)
	合計	728,170

第 153 期決算公告　令和７年５月20日
神奈川県横須賀市平成町三丁目５番地１
株式会社横須賀魚市場
代表取締役社長　府川　一雄
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	882,356
	固定資産	1,124,576
	繰延資産	520
	合計	2,007,452
負債及び純資産の部	流動負債	1,149,734
	固定負債	101,463
	株主資本	756,255
	資本金	48,000
	資本剰余金	3,701
	利益剰余金	704,554
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	692,554
	（うち当期純利益）	(25,104)
	合計	2,007,452

第 19 期決算公告　令和７年５月14日
大阪市中央区本町一丁目５番６号
大阪山甚ビル４階
共同信託株式会社
代表取締役　大口　保弘
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	119,039
	固定資産	83,423
	資産合計	202,462
負債及び純資産の部	流動負債	6,793
	固定負債	7,443
	負債合計	14,236
	株主資本	188,225
	資本金	55,000
	利益剰余金	133,225
	その他利益剰余金	133,225
	（うち当期純利益）	(29,170)
	純資産合計	188,225
	負債・純資産合計	202,462

第 39 期決算公告
2025年５月28日
大阪府泉佐野市りんくう往来北５番地の６
コウノイケ・スカイサポート株式会社
代表取締役　神田　林
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	407,324
	固定資産	55,634
	合計	462,958
負債及び純資産の部	流動負債	157,570
	固定負債	100,611
	株主資本	204,777
	資本金	30,000
	利益剰余金	174,777
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	167,277
	（うち当期純利益）	(37,950)
	合計	462,958

第２期決算公告　令和７年５月９日
大阪市中央区北浜二丁目６番18号
株式会社稲垣商店
代表取締役　田中　隆文
貸借対照表の要旨（令和７年２月20日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,317
	固定資産	215
	合計	3,532
負債及び純資産の部	流動負債	1,069
	（うち賞与引当金）	(8)
	固定負債	74
	退職給付引当金	74
	株主資本	2,389
	資本金	90
	資本剰余金	1,926
	利益剰余金	373
	その他利益剰余金	373
	（うち当期純利益）	(299)
	合計	3,532

第 50 期決算公告
令和７年６月６日
広島市南区東雲本町一丁目９番２号
友建ホーム株式会社
代表取締役　井戸　道彦
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,451,604
	固定資産	4,977,820
	合計	6,429,424
負債及び純資産の部	流動負債	107,467
	固定負債	3,921,775
	株主資本	2,400,182
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,370,182
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,362,682
	（うち当期純利益）	(128,918)
	合計	6,429,424

決算公告　令和７年６月６日
奈良県生駒市東生駒一丁目136番地
アレンジメンツ株式会社
代表取締役　竹村　秀毅
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,640
	固定資産	122,799
	合計	133,440
負債及び純資産の部	流動負債	48,739
	固定負債	2,462
	株主資本	82,238
	資本金	40,000
	利益剰余金	54,410
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	54,310
	（うち当期純損失）	(2,643)
	自己株式	△ 12,172
	合計	133,440

第 53 期決算公告
令和７年６月６日
神戸市中央区海岸通二丁目２番３号
ダイハツインフィニアース中日本株式会社
代表取締役　古門　純治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,981,560
	固定資産	56,535
	合計	3,038,096
負債及び純資産の部	流動負債	2,419,606
	固定負債	35,243
	株主資本	581,638
	資本金	10,000
	利益剰余金	571,638
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	569,138
	（うち当期純利益）	(208,958)
	評価・換算差額等	1,607
	合計	3,038,096

第10期決算公告　2025年５月20日
福岡市中央区荒津一丁目４番13号
エネクスフリートロジサービス株式会社
代表取締役　甲斐　崇史
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	241,476
	固定資産	36,444
	合計	277,920
負純資債及産のび部	流動負債	184,922
	固定負債	15,179
	株主資本	77,818
	資本金	10,000
	利益剰余金	67,818
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	65,318
	（うち当期純利益）	(30,761)
	合計	277,920

第53期決算公告　令和７年５月21日
福岡県北九州市八幡西区黒崎城石２番１号
株式会社ドーエイ
代表取締役　柴田　悟
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	617,504
	固定資産	1,080,697
	資産合計	1,698,201
負純資債及産のび部	流動負債	445,888
	（うち賞与引当金）	(55,203)
	固定負債	109,939
	株主資本	1,071,565
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,011,565
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	996,565
	（うち当期純利益）	(25,566)
	評価・換算差額等	70,809
	負債・純資産合計	1,698,201

第39期決算公告　令和７年６月５日
北九州市小倉北区西港町120番地２
株式会社サンキュウ・トランスポート・九州
代表取締役社長　上原　賢治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,246,024
	固定資産	460,661
	合計	1,706,685
負純資債及産のび部	流動負債	510,049
	固定負債	191,878
	株主資本	1,004,758
	資本金	40,000
	利益剰余金	964,758
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	954,758
	（うち当期純損失）	(13,923)
	合計	1,706,685

第４期決算公告
令和７年６月５日
東京都千代田区内幸町二丁目２番３号
一般社団法人不動産特定共同事業者協議会
代表理事　蓮見　正純
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,399,332
	合計	26,399,332
負味債財及産びの正部	流動負債	7,176,257
	負債合計	7,176,257
	一般正味財産	19,223,075
	正味財産合計	19,223,075
	合計	26,399,332

第16期決算公告
令和７年６月５日
東京都文京区本郷三丁目15番９号
一般社団法人日本コンタクトレンズ協会
会長　川浦　康嗣
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	297,584,318
	固定資産	17,674,877
	合計	315,259,195
負味債財及産びの正部	流動負債	38,520,878
	固定負債	0
	負債合計	38,520,878
	指定正味財産	0
	一般正味財産	276,738,317
	正味財産合計	276,738,317
	合計	315,259,195

第38期決算公告
令和７年５月14日
沖縄県那覇市港町三丁目４番18号
株式会社沖縄ファミリーマート
代表取締役社長　糸数　剛一
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,980,316
	固定資産	9,893,932
	資産合計	22,874,249
負純資債及産のび部	流動負債	9,426,240
	固定負債	3,268,390
	株主資本	10,165,471
	資本金	49,000
	利益剰余金	10,116,471
	利益準備金	12,250
	その他利益剰余金	10,104,221
	（うち当期純利益）	(1,018,815)
	評価・換算差額等	14,146
	負債・純資産合計	22,874,249

第45期決算公告　令和７年５月22日
山形県米沢市松が岬二丁目１番19号
株式会社ナウエル
代表取締役　酒井　登
貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,508
	固定資産	4,603
	合計	8,111
負純資債及産のび部	流動負債	7,424
	固定負債	164
	株主資本	523
	資本金	20
	資本剰余金	345
	利益剰余金	158
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	158
	（うち当期純利益）	(79)
	合計	8,111

第26期決算公告
令和７年６月５日
山形市鉄砲町二丁目13番18号
山交観光株式会社
代表取締役　寺崎　拓路
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	288,561
	固定資産	148,844
	合計	437,406
負純資債及産のび部	流動負債	250,136
	固定負債	136,393
	株主資本	50,876
	資本金	100,000
	利益剰余金	△49,123
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	△49,923
	（うち当期純利益）	(33,532)
	合計	437,406

第28期決算公告
令和７年６月５日
山形市清住町一丁目１番20号
山交バス株式会社
代表取締役　髙橋　智
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,217,732
	固定資産	2,130,797
	合計	3,348,530
負純資債及産のび部	流動負債	820,408
	固定負債	1,286,387
	株主資本	1,241,734
	資本金	100,000
	資本剰余金	350,000
	利益剰余金	791,734
	利益準備金	350
	その他利益剰余金	791,384
	（うち当期純利益）	(553,528)
	合計	3,348,530

決算公告
令和７年６月６日
東京都中央区銀座一丁目12番４号
N&E・BLD. 7階
株式会社T. F corporation
代表取締役　福迫　武文
貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,283
	固定資産	21,242
	合計	52,525
負純資債及産のび部	流動負債	168
	固定負債	55,535
	株主資本	△3,178
	資本金	2,000
	利益剰余金	△5,178
	その他利益剰余金	△5,178
	（うち当期純損失）	(3,108)
	合計	52,525

第50期決算公告　令和７年６月６日
東京都中央区銀座２丁目６番８号
ウーマンスタッフ株式会社
代表取締役　田内　秀和
貸借対照表の要旨（令和７年３月15日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	388,682
	固定資産	52,270
	資産合計	440,953
負純資債及産のび部	流動負債	108,856
	株主資本	321,318
	資本金	50,000
	利益剰余金	271,318
	利益準備金	5,380
	その他利益剰余金	265,938
	（うち当期純利益）	(33,831)
	評価・換算差額等	10,778
	その他有価証券評価差額金	10,778
	負債・純資産合計	440,953

第21期決算公告
令和７年６月６日
栃木県宇都宮市高松町121番地
みのわ商事株式会社
代表取締役社長　渡邉　亨
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,599,039
	固定資産	267,365
	合計	5,866,405
負純資債及産のび部	流動負債	4,300,736
	固定負債	136,571
	株主資本	1,429,097
	資本金	75,000
	利益剰余金	1,354,097
	利益準備金	23,535
	その他利益剰余金	1,330,562
	（うち当期純利益）	(175,484)
	合計	5,866,405

第56期決算公告　令和７年５月23日
東京都中央区築地二丁目10番６号
株式会社ムサシ・エービーシー
代表取締役　齋藤　道正
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,168,802
	固定資産	172,864
	合計	2,341,666
負債及び純資産の部	流動負債	387,413
	固定負債	77,419
	退職給付引当金	28,974
	役員退職慰労引当金	19,636
	株主資本	1,876,834
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,856,834
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,851,834
	（うち当期純利益）	（166,492）
	合計	2,341,666

第19期決算公告　令和７年６月６日
東京都千代田区飯田橋３丁目９番７号
ダイワロイヤルゴルフ株式会社
代表取締役　原納　浩二
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,445,190
	固定資産	1,296,941
	合計	2,742,131
負債及び純資産の部	流動負債	336,114
	（役員賞与引当金）	（7,500）
	（賞与引当金）	（56,158）
	固定負債	586,942
	株主資本	1,819,075
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,769,075
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,756,575
	（うち当期純利益）	（140,404）
	合計	2,742,131

第１期決算公告
令和７年６月６日
東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目11番８号
ｍｏｒｅパワー株式会社
代表取締役　佐藤　朗南
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	366,831
	固定資産	123,606
	合計	490,438
負債及び純資産の部	流動負債	5,006
	株主資本	485,431
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	△14,568
	その他利益剰余金	△14,568
	（うち当期純損失）	（14,568）
	合計	490,438

第13期決算公告
令和７年６月６日
東京都千代田区内幸町一丁目５番２号
株式会社Ｎｏ．１デジタルソリューション
代表取締役　竹澤　薫
貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	113,542
	固定資産	5,326
	合計	118,868
負債及び純資産の部	流動負債	123,172
	固定負債	121,294
	株主資本	△125,598
	資本金	100,000
	利益剰余金	△225,598
	その他利益剰余金	△225,598
	（うち当期純損失）	（181,130）
	合計	118,868

第６期決算公告
令和７年６月６日
東京都千代田区内幸町一丁目５番２号
株式会社No．１パートナー
代表取締役　柘植　純史
貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	110,410
	固定資産	13,107
	合計	123,518
負債及び純資産の部	流動負債	103,316
	株主資本	20,201
	資本金	20,000
	利益剰余金	201
	その他利益剰余金	201
	（うち当期純利益）	（1,201）
	合計	123,518

第12期決算公告
令和７年６月６日
東京都千代田区内幸町一丁目５番２号
株式会社Club One Systems
代表取締役　桑島　恭規
貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,945
	合計	12,945
負債及び純資産の部	流動負債	81
	株主資本	12,864
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,864
	その他利益剰余金	2,864
	（うち当期純損失）	（345）
	合計	12,945

第４期決算公告
2025年６月６日　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンネクストデリバリー株式会社
代表取締役　野澤　知広
貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,554	流動負債	756
固定資産	546	（賞与引当金）	（106）
		固定負債	21
		株主資本	1,323
		資本金	100
		資本剰余金	1,076
		資本準備金	700
		その他資本剰余金	376
		利益剰余金	147
		その他利益剰余金	147
		（うち当期純利益）	（147）
資産合計	2,101	負債・純資産合計	2,101

第102期決算公告
令和７年５月19日　栃木県宇都宮市横田新町１番45号
栃木日野自動車株式会社
代表取締役　小平　宏和
貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,917,389	流動負債	3,724,481
固定資産	4,307,231	固定負債	1,216,685
		株主資本	3,270,372
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	3,170,372
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,145,372
		（うち当期純利益）	（220,785）
		評価・換算差額等	13,080
		その他有価証券評価差額金	13,080
資産合計	8,224,620	負債・純資産合計	8,224,620

第23期決算公告
令和７年６月６日　東京都渋谷区千駄ヶ谷１丁目14番５号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブ
代表取締役社長　溝渕　敬司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,149	流動負債	2,471
固定資産	2,872	固定負債	1,123
		負債合計	3,595
		株主資本	7,426
		資本金	100
		資本剰余金	298
		（資本準備金）	（298）
		利益剰余金	7,027
		（その他利益剰余金）	（7,027）
		（うち当期純利益）	（1,242）
		純資産合計	7,426
合計	11,021	合計	11,021

第６期決算公告
2025年６月６日　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンネクスト株式会社
代表取締役　バラット・ルパーニ
貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,233	流動負債	2,963
固定資産	31,932	（賞与引当金）	（165）
繰延資産	472	固定負債	5
		株主資本	34,670
		資本金	100
		資本剰余金	49,588
		資本準備金	25,588
		その他資本剰余金	24,000
		利益剰余金	△15,018
		その他利益剰余金	△15,018
		（うち当期純損失）	（15,018）
資産合計	37,639	負債・純資産合計	37,639

第 31 期 決 算 公 告

2025年６月６日　東京都千代田区有楽町一丁目７番１号

株式会社ＯＴトランスポート

代表取締役社長　清水　康司

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	237,126	流動負債	45,650
固定資産	11,315	賞与引当金	3,386
		固定負債	3,272
		役員退職慰労引当金	1,462
		株主資本	199,316
		資本金	60,000
		利益剰余金	139,316
		その他利益剰余金	139,316
		（うち当期純損失）	(14,083)
		評価・換算差額等	203
		その他有価証券評価差額金	203
資産合計	248,442	負債・純資産合計	248,442

第 46 期 決 算 公 告

2025年６月５日　東京都港区東新橋２丁目５番14号

株式会社日テレリアルエステート

代表取締役　牧野　鉄雄

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,270,158	流動負債	2,203,185
固定資産	6,297,390	（賞与引当金）	(80,745)
		固定負債	5,698,492
		（退職給付引当金）	(191,525)
		株主資本	1,665,871
		資本金	20,000
		資本剰余金	53,841
		その他資本剰余金	53,841
		利益剰余金	1,592,030
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,587,030
		（うち当期純利益）	(1,025,403)
資産合計	9,567,548	負債・純資産合計	9,567,548

第 6 期 決 算 公 告

令和７年４月16日

東京都港区港南一丁目２番70号

株式会社ワンズウィル

代表取締役　石井　秀樹

貸借対照表の要旨　（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	56,617	流動負債	15,150
固定資産	8,901	賞与引当金	41
		その他	15,108
		固定負債	8,900
		負債合計	24,050
		株主資本	41,468
		資本金	3,000
		利益剰余金	38,468
		その他利益剰余金	38,468
		（うち当期純利益）	(16,225)
		純資産合計	41,468
資産合計	65,518	負債・純資産合計	65,518

第 3 期 決 算 公 告

2025年６月６日

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号虎ノ門タワーズオフィス17階

サステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社

代表取締役　印東　徹

貸借対照表の要旨　（2024年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	49	流動負債	3
固定資産	20,833	固定負債	100
		株主資本	20,740
		資本金	56
		資本剰余金	20,789
		資本準備金	10,423
		その他資本剰余金	10,366
		利益剰余金	△105
		その他利益剰余金	△105
		（うち当期純損失）	(3)
		新株予約権	38
資産合計	20,882	負債・純資産合計	20,882

第 59 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　神奈川県川崎市宮前区有馬二丁目８番24号

ＣＫＤ日機電装株式会社

代表取締役　西尾　竜也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,782,705	流動負債	2,398,019
固定資産	2,543,913	固定負債	70,200
		株主資本	3,858,399
		資本金	100,000
		資本剰余金	727,223
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	702,223
		利益剰余金	3,145,033
		その他利益剰余金	3,145,033
		（うち当期純利益）	(394,852)
		自己株式	△113,857
資産合計	6,326,618	負債・純資産合計	6,326,618

決 算 公 告

令和７年６月６日

東京都千代田区大手町一丁目９番２号

大手町フィナンシャルシティグランキューブ19階

エンバリオジャパン株式会社

代表取締役　髙雄　良平

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,808,664	流動負債	6,787,776
固定資産	303,723	（賞与引当金）	(62,963)
		（有給休暇引当金）	(30,619)
		固定負債	△491,482
		株主資本	3,816,093
		資本金	100,000
		資本剰余金	30,877
		資本準備金	30,877
		利益剰余金	3,685,216
		その他利益剰余金	3,685,216
		（うち当期純利益）	(1,004,650)
資産合計	10,112,388	負債・純資産合計	10,112,388

第 52 期 決 算 公 告

令和７年６月５日

愛知県豊田市吉原町平子35番６

アラコ株式会社

代表取締役社長　髙橋　英三

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,514,103	流動負債	9,682,298
固定資産	4,002,261	固定負債	1,269,504
有形固定資産	2,874,053	株主資本	6,564,561
無形固定資産	33,731	資本金	92,700
投資その他の資産	1,094,477	資本剰余金	72,150
		利益剰余金	6,399,711
		利益準備金	23,175
		その他利益剰余金	6,376,536
		（うち当期純利益）	(1,021,377)
資産合計	17,516,364	負債・純資産合計	17,516,364

第 63 期 決 算 公 告

令和７年６月５日　岐阜県高山市昭和町一丁目165番地１

奥飛観光開発株式会社

代表取締役社長　川瀬　裕之

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	529,033	流動負債	2,014,728
固定資産	3,389,896	固定負債	243,363
有形固定資産	3,302,287	負債合計	2,258,091
無形固定資産	78,331	株主資本	1,660,838
投資その他の資産	9,278	資本金	100,000
		利益剰余金	1,560,838
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,535,838
		（うち当期純利益）	(66,069)
		純資産合計	1,660,838
資産合計	3,918,929	負債・純資産合計	3,918,929

第 60 期 決 算 公 告

令和７年６月６日

大阪市西区北堀江１―22―10
株式会社菱和
代表取締役　武田　雄司

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,573,392	流動負債	2,640,215
固定資産	280,145	固定負債	217,952
		株主資本	997,297
		資本金	180,000
		資本剰余金	140,000
		利益剰余金	677,297
		利益準備金	12,300
		その他利益剰余金	664,997
		（うち当期純利益）	（21,297）
		評価・換算差額等	△1,927
		その他有価証券評価差額金	△1,927
資産合計	3,853,537	負債・純資産合計	3,853,537

第 51 期 決 算 公 告

令和７年６月５日

愛知県岩倉市川井町萱野南１番地５
株 式 会 社 ユ ニ カ
代表取締役　藤田　良平

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,125,933	流動負債	780,034
固定資産	3,082,179	固定負債	2,179,344
繰延資産	6,051	株主資本	1,254,785
		資本金	274,814
		資本剰余金	224,814
		資本準備金	224,814
		利益剰余金	755,157
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	742,657
		（うち当期純利益）	（52,640）
資産合計	4,214,163	負債・純資産合計	4,214,163

第 37 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　高知県宿毛市平田町大字戸内字扇3661番地53
ＣＫＤシコク精工株式会社
代表取締役　野島　健一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	442,356	流動負債	262,078
固定資産	202,881	（うち賞与引当金）	（27,890）
		固定負債	84,115
		（うち退職給付引当金）	（84,115）
		株主資本	299,043
		資本金	10,000
		利益剰余金	289,043
		（利益準備金）	（37,800）
		その他利益剰余金	251,243
		（うち当期純利益）	（29,779）
資産合計	645,237	負債・純資産合計	645,237

第 46 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　和歌山市神前357番地
株式会社シマファインプレス
代表取締役　浦田　耕志

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,436,466	流動負債	331,305
固定資産	764,480	（うち引当金）	（81,834）
		固定負債	288,165
		（うち引当金）	（76,933）
		株主資本	2,544,423
		資本金	60,000
		利益剰余金	2,484,423
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	2,469,423
		（うち当期純損失）	（370,282）
		評価・換算差額等	37,052
		その他有価証券評価差額金	37,052
資産合計	3,200,946	負債・純資産合計	3,200,946

第 62 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　　東京都練馬区上石神井３丁目28番５号
株式会社ジョッキ
代表取締役　工藤　昭英

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,717,126	流動負債	1,440,691
固定資産	2,618,926	（賞与引当金）	（49,205）
有形固定資産	2,389,973	固定負債	1,006,621
無形固定資産	3,025	（退職給与引当金）	（119,594）
投資その他の資産	225,927	株主資本	2,888,739
		資本金	60,000
		利益剰余金	2,828,739
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	2,813,739
		（うち当期純利益）	（204,192）
資産合計	5,336,052	負債・純資産合計	5,336,052

第 45 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢311番地
株式会社ＤＮＰ生活空間
代表取締役　山下　洋平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,167	流動負債	2,135
固定資産	1,157	（うち賞与引当金）	（288）
		固定負債	607
		退職給付引当金	603
		役員退職慰労引当金	4
		負債合計	**2,742**
		株主資本	6,582
		資本金	200
		利益剰余金	6,382
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	6,332
		（うち当期純損失）	（558）
		純資産合計	**6,582**
資産合計	9,324	負債・純資産合計	9,324

第 44 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　　東京都八王子市石川町2970
コニカミノルタ情報システム株式会社
代表取締役社長　小林　　昇

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,369,826	流動負債	673,676
固定資産	715,012	賞与引当金	185,000
		固定負債	910,525
		退職給付引当金	910,525
		株主資本	1,500,638
		資本金	100,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	1,390,638
		利益準備金	37,259
		その他利益剰余金	1,353,378
		（うち当期純利益）	（138,421）
資産合計	3,084,839	負債・純資産合計	3,084,839

第 10 期 決 算 公 告

令和７年６月６日

東京都中央区入船三丁目１番13号
ニッコン情報システム株式会社
代表取締役社長　杉田　哲男

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	493,047	流動負債	375,264
固定資産	4,797	（賞与引当金）	（4,155）
繰延資産	5,374	固定負債	5,385
		（退職給付引当金）	（5,385）
		株主資本	122,569
		資本金	50,000
		資本剰余金	72,569
		利益準備金	2,640
		その他利益剰余金	69,929
		（うち当期純利益）	（49,157）
資産合計	503,219	負債・純資産合計	503,219

第 7 期 決 算 公 告

令和７年６月６日

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
株式会社Ａｒｉｉ
代表取締役　新井　貴雄

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	60,447	流動負債	32,523
固定資産	13,743	固定負債	61,091
繰延資産	257	株主資本	△29,166
		資本金	201,239
		資本剰余金	201,139
		資本準備金	201,139
		利益剰余金	△431,544
		その他利益剰余金	△431,544
		（うち当期純損失）	（7,377）
		新株予約権	10,000
資産合計	74,447	負債・純資産合計	74,447

第 68 期 決 算 公 告

令和７年５月23日

東京都中央区日本橋箱崎町17番８号７山京ビル
かちどき薬品株式会社
代表取締役　小林　正佳

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,113,544	流動負債	597,277
固定資産	621,762	（賞与引当金）	（35,997）
		（役員賞与引当金）	（3,066）
		固定負債	327,734
		（退職給付引当金）	（268,985）
		株主資本	1,810,295
		資本金	99,000
		利益剰余金	1,711,295
		利益準備金	26,060
		その他利益剰余金	1,685,235
		（うち当期純損失）	（8,526）
資産合計	2,735,306	負債・純資産合計	2,735,306

第 29 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　東京都品川区北品川三丁目６番17号
オー・エー・シー株式会社
代表取締役　田中　秀和

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	727,232	流動負債	157,705
固定資産	51,443	（うち賞与引当金）	（47,000）
		固定負債	58,660
		退職給付引当金	57,847
		役員退職慰労引当金	812
		株主資本	562,310
		資本金	20,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	512,310
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	507,310
		（うち当期純利益）	（125,917）
資産合計	778,676	負債・純資産合計	778,676

第 61 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　東京都品川区北品川三丁目６番17号
ユニ電子株式会社
代表取締役　須山　晃夫

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,613,373	流動負債	991,917
固定資産	417,783	（内役員賞与引当金）	（23,540）
		（内賞与引当金）	（24,000）
		（内受注損失引当金）	（3,928）
		固定負債	66,110
		役員退職慰労引当金	33,790
		退職給付引当金	32,320
		株主資本	973,129
		資本金	310,000
		利益剰余金	663,129
		利益準備金	77,500
		その他利益剰余金	585,629
		（内当期純利益）	（70,899）
資産合計	2,031,157	負債・純資産合計	2,031,157

第 24 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　東京都港区浜松町二丁目６番２号
浜松町262ビル８階
TOMRA Sorting株式会社
代表取締役　高橋　圭祐

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,034,952	流動負債	1,735,069
固定資産	96,962	（製品保証引当金）	（25,572）
		（賞与引当金）	（14,842）
		固定負債	6,712
		株主資本	390,132
		資本金	10,000
		資本剰余金	307,447
		資本準備金	307,447
		利益剰余金	72,685
		その他利益剰余金	72,685
		（うち当期純利益）	（67,555）
資産合計	2,131,914	負債・純資産合計	2,131,914

第 15 期 決 算 公 告

令和７年６月５日　東京都江東区亀戸一丁目42番20号
ダイキン・コンシューマ・マーケティング株式会社
取締役社長　破戸　克典

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,104,813	流動負債	13,984,318
固定資産	1,043,500	固定負債	190,873
有形固定資産	271,085	負債合計	14,175,192
投資その他の資産	772,415	株主資本	10,958,783
		資本金	350,000
		利益剰余金	10,608,783
		利益準備金	87,500
		その他利益剰余金	10,521,283
		（うち当期純利益）	（1,590,448）
		評価・換算差額等	14,338
		その他有価証券評価差額金	14,338
		純資産合計	10,973,121
資産合計	25,148,314	負債・純資産合計	25,148,314

第 49 期 決 算 公 告

令和７年５月23日　大阪市西区阿波座一丁目５番16号
株式会社伸和エージェンシー
代表取締役社長　大仁　公一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,044,075	流動負債	2,654,251
固定資産	1,126,251	固定負債	397,114
有形固定資産	70,398	株主資本	4,000,604
無形固定資産	44,512	資本金	62,800
投資その他の資産	1,011,340	資本剰余金	1,570
		資本準備金	1,570
		利益剰余金	3,936,233
		利益準備金	23,000
		その他利益剰余金	3,913,233
		（うち当期純利益）	（495,146）
		評価・換算差額等	118,356
		その他有価証券評価差額金	118,356
資産合計	7,170,326	負債・純資産合計	7,170,326

第 24 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　新潟県新潟市東区平和町３番地11
株式会社ＩＰＭ
代表取締役　清水　康弘

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	641	流動負債	89
固定資産	292	賞与引当金	15
		その他	73
		固定負債	164
		株主資本	680
		資本金	10
		資本剰余金	118
		その他資本剰余金	118
		利益剰余金	552
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	549
		（うち当期純利益）	（6）
資産合計	933	負債・純資産合計	933

第 30 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　岡山県岡山市南区新保1107番２号
オーウエルスーパービルド株式会社
代表取締役　野邉　和明

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	286,279	流動負債	76,377
固定資産	18,997	（うち賞与引当金）	(10,000)
		（うち役員賞与引当金）	(7,000)
		固定負債	45,536
		退職給付引当金	17,556
		役員退職慰労引当金	27,980
		株主資本	183,363
		資本金	20,000
		利益剰余金	163,363
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	158,363
		（うち当期純利益）	(46,822)
資産合計	305,276	負債・純資産合計	305,276

第 28 期 決 算 公 告

2025年６月５日
岡山県赤磐市多賀2056
大和コアファクトリー株式会社
代表取締役　二階堂和紀

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	896,918	流動負債	289,086
固定資産	97,466	（うち引当金）	(175,472)
有形固定資産	25,053	固定負債	362,010
無形固定資産	186	（うち引当金）	(343,147)
投資その他の資産	72,227	株主資本	343,289
		資本金	10,000
		利益剰余金	333,289
		利益準備金	4,300
		その他利益剰余金	328,989
		（うち当期純損失）	(137,752)
資産合計	994,385	負債・純資産合計	994,385

第 12 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
宮城県宮城郡利府町花園一丁目210―２
株式会社春幸会
代表取締役　髙橋　長啓

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	93,116
	固定資産	26,399
	合計	119,515
負債及び純資産の部	流動負債	15,310
	固定負債	90,742
	株主資本	13,463
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,463
	その他利益剰余金	1,463
	（うち当期純利益）	(1,830)
	自己株式	△3,000
	合計	119,515

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月六日
宮城県宮城郡利府町花園一丁目二一
〇―二　株式会社春幸会
代表取締役　髙橋　長啓

第 20 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
東京都渋谷区恵比寿２丁目25―12
ＯＺ　ＭＯＤＥ株式会社
代表取締役　押部　忠宏

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	234,978
	固定資産	15,164
	合計	250,142
負債及び純資産の部	流動負債	63,904
	株主資本	186,237
	資本金	35,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	126,237
	その他利益剰余金	126,237
	（うち当期純損失）	(5,269)
	合計	250,142

第 11 期決算公告　令和７年６月６日

埼玉県久喜市菖蒲町柴山枝郷1571番地
株式会社ダイシン
代表取締役　進藤　大輔

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	12,207,619
	固定資産	4,631,152
	資産合計	16,838,771
負債及び純資産の部	流動負債	1,995,553
	固定負債	19,534,300
	負債合計	21,529,853
	株主資本	△4,691,082
	資本金	4,500,000
	利益剰余金	△9,191,082
	その他利益剰余金	△9,191,082
	（うち当期純利益）	(7,234,922)
	純資産合計	△4,691,082
	負債・純資産合計	16,838,771

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年三月一日を効力発生日とする株式会社進栄電気との株式交換により増加した資本準備金の額について、増加額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月六日
埼玉県久喜市菖蒲町柴山枝郷一五七一
番地　株式会社ダイシン
代表取締役　進藤　大輔

第 1 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
東京都杉並区西荻北３丁目42番２号
三晃証券ウェルスマネジメント株式会社
代表取締役　渡邉　義文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	79,420
	固定資産	513
	資産合計	79,933
負債及び純資産の部	流動負債	810
	株主資本	79,122
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	△877
	（うち当期純損失）	(877)
	負債・純資産合計	79,933

第 2 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
東京都杉並区下井草三丁目６番19号
株式会社アンダーパレス
代表取締役　宮下　朗

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	350,680
	固定資産	2,723
	資産合計	353,403
負債及び純資産の部	流動負債	3,003
	株主資本	350,400
	資本金	201,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△50,599
	その他利益剰余金	△50,599
	（うち当期純損失）	(21,379)
	負債・純資産合計	353,403

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千百万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年六月六日
東京都杉並区下井草三丁目六番一九号
株式会社アンダーパレス
代表取締役　宮下　朗

第 53 期決算公告　令和７年６月６日

長野県下伊那郡松川町元大島2953
ＮＳＫマイクロプレシジョン株式会社
代表取締役　石井　俊和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,281
	固定資産	1,420
	合計	3,701
負債及び純資産の部	流動負債	1,066
	（役員賞与引当金）	(1)
	固定負債	242
	（退職給付引当金）	(240)
	株主資本	2,393
	資本金	30
	利益剰余金	2,363
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	2,356
	（うち当期純損失）	(428)
	合計	3,701

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億一千百四十万円、資本準備金の額を四億八千百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月六日

東京都目黒区自由が丘一丁目四番八号
ツナガルデザイン株式会社
代表取締役　大塚五郎右エ門

第９期決算公告

令和７年６月６日
東京都目黒区自由が丘一丁目４番８号
ツナガルデザイン株式会社
代表取締役　大塚五郎右エ門

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,061,370
	固定資産	15,150
	合計	2,076,520
負純資産債及のび部	流動負債	571,452
	固定負債	1,019,736
	株主資本	485,332
	資本金	30,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	455,332
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	455,332
	（うち当期純利益）	(91,961)
	合計	2,076,520

第 23 期決算公告

令和７年６月５日
静岡県静岡市駿河区南町14番25号
静岡駅南口都市開発株式会社
代表取締役社長　榊原　民雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,069
	固定資産	977,632
	合計	994,701
負純資産債及のび部	流動負債	25,607
	固定負債	451,349
	株主資本	517,746
	資本金	50,000
	利益剰余金	467,745
	（うち当期純利益）	(31,051)
	合計	994,701

第 47 期決算公告

令和７年６月６日
名古屋市中区栄３－15－27
株式会社ジェイエスティ
代表取締役　後藤　寛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	731,647
	固定資産	243,713
	合計	975,360
負純資産債及のび部	流動負債	289,710
	（賞与引当金）	(3,982)
	固定負債	127,100
	（退職給付引当金）	(51,100)
	株主資本	558,550
	資本金	45,000
	利益剰余金	513,550
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	502,300
	（うち当期純損失）	(135,815)
	合計	975,360

第 39 期決算公告

令和７年６月６日
東京都中央区銀座一丁目11番１号
コナミリアルエステート株式会社
代表取締役社長　東尾　公彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,992	流動負債	2,279
固定資産	137,374	固定負債	114,875
		負債合計	117,155
		株主資本	22,212
		資本金	20
		資本剰余金	16,846
		その他資本剰余金	16,846
		利益剰余金	5,345
		利益準備金	9
		その他利益剰余金	5,335
		純資産合計	22,212
資産合計	139,367	負債・純資産合計	139,367

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,553
売上原価	2,784
売上総利益	2,769
販売費及び一般管理費	7
営業利益	2,761
営業外損益	△1,265
経常利益	1,496
特別損益	△1,436
税引前当期純利益	59
法人税、住民税及び事業税	△40
法人税等調整額	48
当期純利益	51

第 51 期決算公告

令和７年６月６日
愛知県豊田市大林町８丁目54番地
株式会社ＴＢテクノグリーン
代表取締役　平　傑

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,405
	固定資産	161
	合計	1,566
負純資産債及のび部	流動負債	606
	固定負債	214
	株主資本	745
	資本金	50
	利益剰余金	695
	利益準備金	12
	別途積立金	120
	その他利益剰余金	562
	（うち当期純利益）	(49)
	合計	1,566

第 73 期決算公告

令和７年６月６日
東京都港区六本木一丁目４番５号
日本グッドイヤー株式会社
代表取締役　ラミー・エルサビー

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,778	流動負債	13,666
固定資産	1,241	固定負債	1,505
		負債合計	15,171
		株主資本	9,848
		資本金	2,336
		利益剰余金	7,512
		利益準備金	584
		その他利益剰余金	6,928
		純資産合計	9,848
資産合計	25,019	負債・純資産合計	25,019

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	27,175
売上原価	19,391
売上総利益	7,783
販売費及び一般管理費	6,791
営業利益	991
営業外損益	△115
経常利益	875
特別損益	47
税引前当期純利益	922
法人税、住民税及び事業税	277
法人税等調整額	42
当期純利益	603

第 66 期決算公告

令和７年６月６日
大阪市西区阿波座１丁目４番４号
郵船港運株式会社
代表取締役　阿部　且

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,242,936
	固定資産	994,163
	合計	3,237,099
負純資産債及のび部	流動負債	1,521,424
	固定負債	448,676
	株主資本	1,227,309
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,127,309
	利益準備金	30,600
	その他利益剰余金	1,096,709
	（うち当期純利益）	(222,015)
	評価・換算差額等	39,688
	合計	3,237,099

第 40 期決算公告

2025年６月６日
東京都渋谷区宇田川町16番４号
株式会社ティップネス
代表取締役社長　清水　明浩

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,447	流動負債	6,599
固定資産	14,838	固定負債	28,543
		負債合計	35,143
		株主資本	△15,857
		資本金	90
		利益剰余金	△15,947
		利益準備金	35
		その他利益剰余金	△15,982
		純資産合計	△15,857
資産合計	19,285	負債・純資産合計	19,285

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	26,755
売上原価	23,247
売上総利益	3,508
販売費及び一般管理費	3,364
営業利益	143
営業外損益	△58
経常利益	84
特別損益	△193
税引前当期純損失	108
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	△211
当期純利益	92

第 69 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　東京都台東区西浅草三丁目24番６号
株 式 会 社 髙 山
代表取締役社長　髙山　時光

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	48,195	流動負債	34,170
固定資産	28,922	固定負債	5,672
有形固定資産	15,467	**負債合計**	**39,842**
無形固定資産	520	株主資本	30,671
投資その他の資産	12,935	資本金	310
		利益剰余金	30,361
		（利益準備金）	（78）
		（その他利益剰余金）	（30,284）
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	6,605
		その他有価証券評価差額金	6,605
		純資産合計	**37,275**
資産合計	**77,117**	**負債・純資産合計**	**77,117**

損益計算書の要旨
（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）
（単位：百万円）

売上高	231,057
売上原価	206,779
売上総利益	24,278
その他の営業収入	9,144
販売費及び一般管理費	32,750
営業利益	672
営業外収益	447
営業外費用	98
経常利益	1,022
特別利益	2
特別損失	12
税引前当期純利益	1,012
法人税、住民税及び事業税	400
法人税等調整額	10
当期純利益	602

第 27 期決算公告　令和７年６月６日

大阪市西区阿波座１丁目４番４号
郵船港運北海道株式会社
代表取締役　峯　　智明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	113,238
	固定資産	6,725
	合計	**119,964**
負債及び純資産の部	流動負債	19,471
	固定負債	14,050
	株主資本	86,442
	資本金	20,000
	利益剰余金	66,442
	その他利益剰余金	66,442
	（うち当期純利益）	（12,076）
	合計	**119,964**

第 43 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　東京都中央区月島二丁目15番１号
ダイハツ東京販売株式会社
代表取締役　武田　裕介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,869	流動負債	24,656
固定資産	14,114	（賞与引当金）	（456）
		固定負債	3,388
		（退職給付引当金）	（2,876）
		負債合計	**28,045**
		株主資本	8,938
		資本金	490
		資本剰余金	443
		資本準備金	443
		利益剰余金	8,005
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	8,000
		純資産合計	**8,938**
資産合計	**36,984**	**負債・純資産合計**	**36,984**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	29,564
売上原価	20,772
売上総利益	8,791
販売費及び一般管理費	8,341
営業利益	450
営業外収益	294
営業外費用	294
経常利益	449
特別利益	55
特別損失	0
税引前当期純利益	504
法人税、住民税及び事業税	219
法人税等調整額	△31
当期純利益	316

第 40 期決算公告　令和７年５月22日

兵庫県明石市二見町南二見20番地１
エーテック株式会社
代表取締役　中牟田正彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,861,549
	固定資産	1,894,830
	合計	**6,756,379**
負債及び純資産の部	流動負債	2,895,017
	固定負債	360,268
	株主資本	3,501,093
	資本金	40,000
	資本剰余金	1,762,800
	利益剰余金	1,698,293
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,690,793
	（うち当期純利益）	（427,117）
	評価・換算差額等	0
	合計	**6,756,379**

第 14 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
愛知県名古屋市緑区鶴が沢一丁目601番地
株式会社ＳＯＬ
代表取締役　深川真理子

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,889
	固定資産	77,264
	合計	**126,153**
負債及び純資産の部	流動負債	427
	株主資本	125,726
	資本金	10,000
	利益剰余金	115,726
	利益準備金	368
	その他利益剰余金	115,358
	（うち当期純損失）	（14,686）
	合計	**126,153**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月六日
愛知県名古屋市緑区鶴が沢一丁目六〇一番地
株式会社ＳＯＬ
代表取締役　深川真理子

第 83 期決算公告　2025年６月６日

神戸市中央区多聞通３丁目３番９号
神戸高速鉄道株式会社
代表取締役社長　原田　　大

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,156
	固定資産	16,838
	合計	**17,995**
負債及び純資産の部	流動負債	2,977
	賞与引当金	2
	その他	2,975
	固定負債	13,552
	株主資本	1,466
	資本金	100
	利益剰余金	1,366
	その他利益剰余金	1,366
	（うち当期純利益）	（109）
	合計	**17,995**

第 73 期決算公告　令和７年６月６日

大阪市浪速区桜川２丁目13番６号
株式会社田中商店
代表取締役　田中　洋行

貸借対照表の要旨（令和７年１月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	16,223
	固定資産	2,162
	資産合計	**18,385**
負債及び純資産の部	流動負債	8,815
	固定負債	33,585
	株主資本	△ 24,015
	資本金	16,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	△ 43,015
	利益準備金	930
	その他利益剰余金	△ 43,945
	（うち当期純損失）	（4,463）
	負債・純資産合計	**18,385**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月九日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月六日
大阪市浪速区桜川二丁目一三番六号
株式会社田中商店
代表取締役　田中　洋行

第 61 期決算公告　令和７年６月６日

広島市安佐南区相田一丁目１番33号
株式会社プローバ
代表取締役　平本　直樹

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,039
	固定資産	6,473
	合計	**7,513**
負債及び純資産の部	流動負債	1,497
	固定負債	1,032
	株主資本	4,983
	資本金	30
	資本剰余金	10
	その他資本剰余金	10
	利益剰余金	4,943
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	4,936
	（うち当期純利益）	（137）
	合計	**7,513**

第 48 期 決 算 公 告

令和７年６月６日

千葉市中央区中央二丁目５番１号

東日本エンジニアリング株式会社

代表取締役　久保田忠義

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	781,650
	固定資産	439,015
	資産合計	**1,220,666**
負債及び純資産の部	流動負債	239,513
	（賞与引当金）	(14,925)
	固定負債	258,255
	（退職給付引当金）	(84,423)
	（役員退職慰労引当金）	(136,550)
	負債合計	**497,769**
	株主資本	510,779
	資本金	40,000
	利益剰余金	470,779
	その他利益剰余金	470,779
	（うち当期純損失）	(80,825)
	評価・換算差額等	212,117
	その他有価証券評価差額金	212,117
	純資産合計	**722,896**
	負債・純資産合計	**1,220,666**

第 122 期 決 算 公 告

令和７年５月 12 日

東京都中央区日本橋箱崎町41番12号

帝都自動車交通株式会社

代表取締役　山田　耕司

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	6,318
	固定資産	6,319
	合計	**12,637**
負債及び純資産の部	流動負債	3,471
	固定負債	2,904
	株主資本	5,945
	資本金	100
	資本剰余金	415
	（資本準備金）	(15)
	（その他資本剰余金）	(400)
	利益剰余金	5,430
	（利益準備金）	(125)
	（その他利益剰余金）	(5,305)
	（うち当期純利益）	(2,444)
	評価・換算差額等	315
	（その他有価証券評価差額金）	(315)
	合計	**12,637**

Public Notice of Financial Statements

6 June 2025

Ao Building 15F, 3—11—7,
Kita Aoyama, Minato-ku, Tokyo

PayPal Pte. Ltd.

Miki Kuzuha,
Representative in Japan

Summary of Balance Sheet

(as of 31 December 2024)

(Unit : USD in thousands)

Accounts Title	Amount
Assets	
Current Assets	11,358,361
Non-Current Assets	4,942,343
Total Assets	**16,300,704**
Liabilities and Shareholders'Equity	
Current Liabilities	8,118,263
Non-Current Liabilities	70,887
Total Liabilities	**8,189,150**
Share Capital	3,109,082
Share-based Compensation Reserve	50,497
Currency Translation and Fair Value Reserve	95,147
Retained Profits	4,856,828
Total Equity	**8,111,554**
Total Liabilities and Shareholders'Equity	**16,300,704**

第 53 期 決 算 公 告

2025 年５月 26 日

千葉県千葉市若葉区加曽利町63

千葉県ヤクルト販売株式会社

代表取締役　赤田　玄朗

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,207,248
	固定資産	4,528,413
	資産合計	**10,735,661**
負債及び純資産の部	流動負債	3,645,121
	賞与引当金	271,564
	その他	3,373,557
	固定負債	611,298
	退職給付引当金	88,695
	その他	522,603
	負債合計	**4,256,419**
	株主資本	6,405,510
	資本金	200,000
	資本剰余金	47,200
	資本準備金	27,200
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	6,158,310
	利益準備金	190,630
	その他利益剰余金	5,967,680
	（うち当期純利益）	(361,188)
	評価・換算差額等	73,732
	その他有価証券評価差額金	73,732
	純資産合計	**6,479,242**
	負債・純資産合計	**10,735,661**

第67期決算公告

令和７年６月６日

香川県高松市国分寺町国分156番地２

株式会社朝日段ボール

代表取締役　白井　大介

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,076
	固定資産	1,833
	資産合計	**4,909**
負債及び純資産の部	流動負債	3,217
	（うち引当金）	(7)
	固定負債	392
	（うち引当金）	(253)
	負債合計	**3,609**
	株主資本	1,214
	資本金	324
	資本剰余金	12
	資本準備金	12
	利益剰余金	878
	利益準備金	69
	その他利益剰余金	809
	（うち当期純利益）	(72)
	評価・換算差額等	86
	その他有価証券評価差額金	86
	純資産合計	**1,300**
	負債・純資産合計	**4,909**

第 84 期 決 算 公 告

令和７年６月６日

名古屋市南区豊田５丁目15番15号

東海紙器株式会社

代表取締役　山川　治人

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,713
	固定資産	8,690
	資産合計	**12,403**
負債及び純資産の部	流動負債	5,071
	固定負債	1,140
	（内退職給付引当金）	(381)
	（内役員退職慰労引当金）	(21)
	負債合計	**6,211**
	株主資本	5,760
	資本金	450
	資本剰余金	39
	資本準備金	39
	利益剰余金	5,270
	その他利益剰余金	5,270
	（内当期純利益）	(582)
	評価・換算差額等	432
	その他有価証券評価差額金	432
	純資産合計	**6,192**
	負債・純資産合計	**12,403**

第 94 期 決 算 公 告

2025 年６月５日

東京都板橋区板橋１丁目42番18号

板 橋 運 送 株 式 会 社

代表取締役社長　斉藤　康浩

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,245,540
	固定資産	2,119,017
	資産合計	**3,364,557**
負債及び純資産の部	流動負債	221,491
	賞与引当金	8,148
	その他	213,343
	固定負債	590,764
	修繕引当金	150,800
	退職給付引当金	43,242
	その他	396,722
	負債合計	**812,255**
	株主資本	2,529,633
	資本金	80,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	2,419,633
	利益準備金	14,800
	その他利益剰余金	2,404,833
	（うち当期純利益）	（170,444）
	評価・換算差額等	22,669
	その他有価証券評価差額金	22,669
	純資産合計	**2,552,302**
	負債・純資産合計	**3,364,557**

第 52 期 決 算 公 告

令和７年３月 21 日

東京都世田谷区用賀四丁目10番５号

株式会社ｂ－ｅｘ

代表取締役　結城　　俊

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,428,285
	固定資産	4,160,113
	資産合計	**8,588,399**
負債及び純資産の部	流動負債	2,849,824
	賞与引当金	96,459
	その他	2,753,365
	固定負債	763,511
	役員退職慰労引当金	63,000
	その他	700,511
	負債合計	**3,613,335**
	株主資本	4,975,063
	資本金	100,000
	資本剰余金	327,821
	資本準備金	203,181
	その他資本剰余金	124,639
	利益剰余金	4,547,242
	利益準備金	294,000
	その他利益剰余金	4,253,242
	（うち当期純利益）	（406,918）
	純資産合計	**4,975,063**
	負債・純資産合計	**8,588,399**

第 47 期 決 算 公 告

令和７年６月６日

千葉県千葉市花見川区犢橋町1614番27号

北川グレステック株式会社

代表取締役　北川　慶祐

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,028,708
	固定資産	576,641
	資産合計	**2,605,350**
負債及び純資産の部	流動負債	520,514
	賞与引当金	18,780
	製品保証引当金	34,032
	固定負債	244,919
	退職給付引当金	70,527
	役員退職慰労引当金	35,180
	負債合計	**765,433**
	株主資本	1,839,916
	資本金	90,000
	資本剰余金	114,131
	資本準備金	37,679
	その他資本剰余金	76,452
	利益剰余金	1,635,784
	利益準備金	11,900
	その他利益剰余金	1,623,884
	（うち当期純利益）	（450,109）
	純資産合計	**1,839,916**
	負債・純資産合計	**2,605,350**

第 11 期 決 算 公 告

令和７年３月 31 日

東京都品川区大崎一丁目11番２号

オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス株式会社

代表取締役社長　川名　範明

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,586,436
	固定資産	7,113,153
	資産合計	**11,699,590**
負債及び純資産の部	流動負債	2,092,108
	（賞与引当金）	（269,302）
	固定負債	2,994,750
	（役員退職慰労引当金）	（3,126）
	株主資本	6,612,731
	資本金	100,000
	資本剰余金	7,746,242
	資本準備金	700,000
	その他資本剰余金	7,046,242
	利益剰余金	△1,233,511
	その他利益剰余金	△1,233,511
	（うち当期純損失）	（91,252）
	負債・純資産合計	**11,699,590**

第63期決算公告

令和７年６月６日

神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目４番30号

サンマルコ株式会社

代表取締役　金子　真一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	594,678
	固定資産	29,949
	資産合計	**624,627**
負債及び純資産の部	流動負債	416,972
	（うち賞与引当金）	（15,402）
	固定負債	45,401
	（うち退職給付引当金）	（27,003）
	（うち役員退職慰労引当金）	（10,333）
	（うち在庫損失引当金）	（1,181）
	（うち完成工事保証引当金）	（4,877）
	株主資本	162,253
	資本金	65,000
	資本剰余金	25,786
	資本準備金	25,786
	利益剰余金	71,467
	利益準備金	1,591
	その他利益剰余金	69,876
	（うち当期純損失）	（62,861）
	負債・純資産合計	**624,627**

第 30 期 決 算 公 告

2025 年６月６日

東京都墨田区押上一丁目１番２号

グローリーナスカ株式会社

代表取締役社長　中岡　伸夫

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,612
	固定資産	2,616
	資産合計	**17,228**
負債及び純資産の部	流動負債	5,062
	賞与引当金	456
	役員賞与引当金	10
	株式付与引当金	1
	その他引当金	293
	その他	4,300
	固定負債	1,321
	退職給付引当金	91
	長期株式付与引当金	7
	その他	1,222
	負債合計	**6,383**
	株主資本	10,761
	資本金	100
	資本剰余金	299
	その他資本剰余金	299
	利益剰余金	10,361
	利益準備金	419
	その他利益剰余金	9,942
	（うち当期純利益）	（3,507）
	評価・換算差額等	83
	その他有価証券評価差額金	83
	純資産合計	**10,844**
	負債・純資産合計	**17,228**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月六日

東京都千代田区内神田二丁目三番九号

株式会社藪下研究室

代表取締役　藪下万紀子

第59期決算公告

令和７年６月６日

東京都千代田区内神田二丁目３番９号

株式会社藪下研究室

代表取締役　藪下万紀子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	16,214,556
	固定資産	1,892,160
	合計	18,106,716
負債及び純資産の部	流動負債	2,325,074
	固定負債	11,000,000
	株主資本	4,781,642
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△15,218,358
	利益準備金	1,600,000
	その他利益剰余金	△16,818,358
	（うち当期純利益）	(1,154,474)
	合計	18,106,716

第23期決算公告

令和７年５月22日

北海道函館市鈴蘭丘町３番地63

函館エヌ・デー・ケー株式会社

代表取締役　小浦　一也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,067,319
	固定資産	2,566,466
	合計	5,633,785
負債及び純資産の部	流動負債	1,393,613
	固定負債	263,918
	（退職給付引当金）	(229,530)
	株主資本	3,976,254
	資本金	50,000
	資本剰余金	843,535
	利益剰余金	3,082,718
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,070,218
	（うち当期純利益）	(646,652)
	合計	5,633,785

第59期決算公告

令和７年６月５日

山形市桧町二丁目６番１号

山交ハイヤー株式会社

代表取締役　結城　敦

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	82,063
	固定資産	357,115
	合計	439,178
負債及び純資産の部	流動負債	296,091
	固定負債	241,540
	株主資本	△98,453
	資本金	40,000
	利益剰余金	△138,453
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△138,653
	（うち当期純損失）	(151,086)
	合計	439,178

第35期決算公告

令和７年６月６日

福岡県宮若市上有木１番地

トヨタ自動車九州株式会社

取締役社長　長木　哲朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	215,601	流動負債	260,971
固定資産	160,466	固定負債	18,770
有形固定資産	135,095	（退職給付引当金）	(13,114)
投資その他の資産	25,371	株主資本	96,282
		資本金	7,750
		資本剰余金	7,750
		資本準備金	7,750
		利益剰余金	80,782
		利益準備金	1,937
		その他利益剰余金	78,844
		評価・換算差額等	43
		その他有価証券評価差額金	43
資産合計	376,067	負債・純資産合計	376,067

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,353,396
売上原価	1,310,430
売上総利益	42,966
販売費及び一般管理費	13,953
営業利益	29,012
営業外収益	787
営業外費用	974
経常利益	28,825
税引前当期純利益	28,825
法人税、住民税及び事業税	6,148
法人税等調整額	1,151
当期純利益	21,526

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月六日

東京都江戸川区南葛西五丁目一六番一号

株式会社オーティーエス

代表取締役　田中優一郎

第38期決算公告

令和７年６月６日　東京都江戸川区南葛西五丁目16番１号

株式会社オーティーエス

代表取締役　田中優一郎

貸借対照表の要旨　（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	918,107	流動負債	578,285
固定資産	1,038,723	固定負債	1,091,290
		退職給与引当金	4,293
		株主資本	287,253
		資本金	60,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	211,253
		利益準備金	2,800
		その他利益剰余金	208,453
		（うち当期純利益）	(10,349)
		自己株式	△4,000
資産合計	1,956,830	負債・純資産合計	1,956,830

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十八日

掲載頁　七十二頁（号外第四十一号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年六月六日

東京都港区港南一丁目二番七〇号品川シーズンテラス

（甲）株式会社日本ＨＰ

代表取締役　岡戸　伸樹

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

新宿イーストサイドスクエア

（乙）ポリコムジャパン株式会社

代表取締役

ラモーナ・エス・ニール

決算公告

令和７年６月６日

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

新宿イーストサイドスクエア

ポリコムジャパン株式会社

代表取締役　ラモーナ・エス・ニール

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	682,524
	固定資産	527,464
	資産合計	1,209,988
負債及び純資産の部	流動負債	43,426
	固定負債	321,566
	株主資本	844,995
	資本金	121,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	713,995
	その他利益剰余金	713,995
	（うち当期純利益）	(26,181)
	負債・純資産合計	1,209,988

第 25 期 決 算 公 告

2025年６月６日
東京都港区東新橋１－６－１日テレタワー22階
株式会社ＣＳ日本
代表取締役社長　髙橋　知也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,497	流動負債	1,271
固定資産	64	固定負債	0
		負債合計	1,271
		純資産の部	
		株主資本	4,289
		資本金	300
		利益剰余金	3,989
		利益準備金	268
		その他利益剰余金	3,721
		純資産合計	4,289
資産合計	5,561	負債・純資産合計	5,561

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,740
売上原価	5,890
売上総利益	**2,849**
販売費及び一般管理費	2,464
営業利益	**384**
営業外収益	26
営業外費用	0
経常利益	**411**
税引前当期純利益	**411**
法人税・住民税及び事業税	126
法人税等調整額	△2
当期純利益	**287**

第 17 期決算公告

令和７年５月23日
長野県長野市松代町東寺尾1236番地１
株式会社ＴＭＣ
代表取締役　降簱　悟

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	224,936
	固定資産	248,145
	合計	473,081
負債及び純資産の部	流動負債	109,826
	（賞与引当金）	(4,604)
	固定負債	46,351
	（退職給付引当金）	(32,486)
	株主資本	316,904
	資本金	20,000
	利益剰余金	296,904
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	296,304
	（うち当期純利益）	(25,342)
	合計	473,081

第 67 期決算公告

令和７年６月６日
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布元町41番地
渡瀬木材株式会社
代表取締役　齊藤　　昌

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,916
	固定資産	18,903
	資産合計	24,819
負債及び純資産の部	流動負債	12,407
	株主資本	12,411
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,411
	その他利益剰余金	2,411
	負債・純資産合計	24,819

(注)　当期純利益　777千円

第 83 期決算公告

令和７年６月６日
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布元町41番地
株式会社ヤマハミュージック クラフト北海道
代表取締役　齊藤　　昌

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,696,044
	固定資産	230,024
	資産合計	1,926,069
負債及び純資産の部	流動負債	1,512,660
	固定負債	9,597
	株主資本	403,810
	資本金	50,000
	利益剰余金	353,810
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	341,310
	負債・純資産合計	1,926,069

(注)　当期純利益　106,967千円

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月六日

北海道紋別郡遠軽町丸瀬布元町四一番地
（甲）株式会社ヤマハミュージック クラフト北海道
代表取締役　齊藤　昌

北海道紋別郡遠軽町丸瀬布元町四一番地
（乙）渡瀬木材株式会社
代表取締役　齊藤　昌

第 32 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
大阪市中央区南久宝寺町二丁目４番５号
株式会社エム・アイ・シー
代表取締役　樋口依理子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,715
	固定資産	181,948
	合計	226,663
負債及び純資産の部	流動負債	1,902
	固定負債	139,387
	株主資本	85,373
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,373
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	72,873
	（うち当期純利益）	(1,163)
	合計	226,663

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
大阪市中央区南久宝寺町二丁目４番５号
株式会社シー・ビー・エィ
代表取締役　樋口依理子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	160,663
	固定資産	169,202
	合計	329,865
負債及び純資産の部	流動負債	95,601
	固定負債	123,007
	株主資本	111,256
	資本金	10,000
	利益剰余金	101,256
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	98,756
	（うち当期純利益）	(22,900)
	合計	329,865

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月六日

大阪市中央区南久宝寺町二丁目四番五号
（甲）株式会社シー・ビー・エィ
代表取締役　樋口依理子

大阪市中央区南久宝寺町二丁目四番五号
（乙）株式会社エム・アイ・シー
代表取締役　樋口依理子

第 28 期決算公告

令和７年６月６日
東京都港区六本木七丁目15番13―502号
株式会社松堀ホールディングス
代表取締役　堀越　宏一

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,856
	固定資産	400,287
	合計	449,144
負債及び純資産の部	流動負債	296
	固定負債	123,250
	株主資本	325,597
	資本金	6,000
	資本剰余金	225,658
	その他資本剰余金	225,658
	利益剰余金	93,939
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	92,739
	（うち当期純利益）	(86,711)
	合計	449,144

第 13 期決算公告

令和７年６月６日
東京都港区六本木七丁目18番15号
株式会社松堀トラスト
代表取締役　堀越　宏一

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	399,485
	固定資産	422,598
	繰延資産	2,662
	合計	824,746
負債及び純資産の部	流動負債	10,701
	固定負債	749,323
	株主資本	64,721
	資本金	20,000
	資本剰余金	41,756
	資本準備金	41,756
	利益剰余金	2,965
	その他利益剰余金	2,965
	（うち当期純利益）	(10,849)
	合計	824,746

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年七月十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月六日

東京都港区六本木七丁目一八番一五号
（甲）株式会社松堀トラスト
代表取締役　堀越　宏一

東京都港区六本木七丁目一五番一三―五〇二号
（乙）株式会社松堀ホールディングス
代表取締役　堀越　宏一

第 67 期 決 算 公 告

令和７年６月５日　名古屋市港区船見町１番地の39

名古屋食肉市場株式会社

代表取締役社長　成田　英樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,063	流動負債	3,400
固定資産	512	賞与引当金	12
		固定負債	368
		退職給付引当金	22
		役員退職慰労引当金	5
		株主資本	△194
		資本金	480
		利益剰余金	△674
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	△677
		（うち当期純利益）	（176）
資産合計	3,575	負債・純資産合計	3,575

第 25 期 決 算 公 告

2025年６月６日

長崎県西彼杵郡長与町高田郷3737－１

四季工房株式会社

代表取締役社長　松浦　文彦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	355	流動負債	159
固定資産	99	（賞与引当金）	（0）
		固定負債	94
		（退職給付引当金）	（45）
		株主資本	200
		資本金	10
		利益剰余金	191
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	186
		（うち当期純損失）	（36）
		自己株式	△1
資産合計	454	負債・純資産合計	454

第 105 期 決 算 公 告

令和７年６月５日

横浜市神奈川区東神奈川２－43－１

楠原輸送株式会社

取締役社長　花島　孝明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,048	流動負債	7,298
固定資産	12,543	固定負債	11,533
繰延資産	0	株主資本	6,760
		資本金	320
		資本剰余金	150
		資本準備金	70
		その他資本剰余金	80
		利益剰余金	6,290
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	6,210
		（うち当期純利益）	（482）
資産合計	25,591	負債・純資産合計	25,591

第 50 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　兵庫県神戸市東灘区深江浜町48番地

スプーンシュガー株式会社

代表取締役社長　花岡　伸年

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,229,503	流動負債	484,005
固定資産	418,332	（うち引当金）	（133,331）
		固定負債	171,377
		（うち引当金）	（171,377）
		株主資本	992,453
		資本金	50,000
		資本剰余金	132,504
		資本準備金	70,000
		その他資本剰余金	62,504
		利益剰余金	809,949
		利益準備金	26,106
		その他利益剰余金	783,843
		（うち当期純利益）	（28,749）
資産合計	1,647,835	負債・純資産合計	1,647,835

第 78 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　神戸市灘区大石東町２丁目１番10号

兵庫ダイハツ販売株式会社

代表取締役　和田　良平

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	15,418	流動負債	16,628
固定資産	10,064	賞与引当金	403
		その他	16,225
		固定負債	1,662
		退職給付引当金	1,461
		役員退職慰労引当金	26
		その他	175
		負債合計	18,291
		株主資本	7,180
		資本金	100
		資本剰余金	100
		その他資本剰余金	100
		利益剰余金	6,980
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	6,955
		評価・換算差額等	10
		その他有価証券評価差額金	10
		純資産合計	7,191
資産合計	25,482	負債・純資産合計	25,482

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	29,320	経常利益	590
売上原価	21,931	特別利益	31
売上総利益	7,389	特別損失	178
販売費及び一般管理費	6,760	税引前当期純利益	443
営業利益	629	法人税、住民税及び事業税	290
営業外収益	483	法人税等調整額	△134
営業外費用	522	当期純利益	286

第 79 期 決 算 公 告

2025年６月５日　愛知県豊田市高丘新町天王１番地

アイシン高丘株式会社

代表取締役社長　奥田　誠

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**43,790**	**流動負債**	**35,706**
固定資産	**113,555**	環境対策引当金	8
有形固定資産	43,748	**固定負債**	**22,541**
無形固定資産	191	退職給付引当金	11,537
投資その他の資産	69,615	役員退職慰労引当金	474
		子会社損失引当金	4,806
		負債合計	**58,248**
		株主資本	**94,817**
		資本金	**5,396**
		資本剰余金	**4,372**
		資本準備金	4,372
		利益剰余金	**85,049**
		利益準備金	1,349
		その他利益剰余金	83,700
		評価・換算差額等	**4,280**
		その他有価証券評価差額金	4,280
		純資産合計	**99,097**
資産合計	**157,345**	**負債・純資産合計**	**157,345**

損益計算書の要旨
（2024年４月１日から　2025年３月31日まで）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	167,112	**経常利益**	**4,173**
売上原価	158,935	特別利益	19,814
売上総利益	**8,177**	特別損失	4,054
販売費及び一般管理費	8,295	**税引前当期純利益**	**19,933**
営業損失	**118**	法人税、住民税及び事業税	2,240
営業外収益	12,626	法人税等調整額	117
営業外費用	8,335	**当期純利益**	**17,574**

第 34 期 決 算 公 告

令和７年６月６日

東京都新宿区西新宿三丁目19番２号
東京オペラシティ熱供給株式会社
代表取締役　出口　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,699	流動負債	250
固定資産	1,781	固定負債	17
		退職給付引当金	8
		役員退職慰労引当金	9
		負債合計	**267**
		株主資本	4,213
		資本金	980
		利益剰余金	3,233
		利益準備金	155
		その他利益剰余金	3,077
		純資産合計	**4,213**
資産合計	**4,480**	**負債・純資産合計**	**4,480**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,597
営業費用	1,303
営業利益	293
営業外損益	1
経常利益	295
特別損益	—
税引前当期純利益	295
法人税、住民税及び事業税	91
法人税等調整額	△0
当期純利益	204

第２期決算公告

令和７年６月６日

沖縄県那覇市久米１―14―５
沖縄セルラーみらいクリエイト株式会社
代表取締役　宮平　守正

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	49,488
	固定資産	10,000
	資産合計	**59,488**
負債及び純資産の部	流動負債	18,780
	負債合計	**18,780**
	株主資本	40,708
	資本金	30,000
	利益剰余金	10,708
	その他利益剰余金	10,708
	（うち当期純利益）	（4,913）
	純資産合計	**40,708**
	負債・純資産合計	**59,488**

第 4 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　東京都港区六本木一丁目６番１号
ダイムラー・トラック・ファイナンシャルサービス・アジア株式会社
代表取締役社長　ハンスーゲオルク・フォン・グンペンベーアグ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	185,826	流動負債	79,725
固定資産	26,713	固定負債	114,520
有形固定資産	22,934	株主資本	18,293
無形固定資産	433	資本金	1,700
投資その他の資産	3,344	資本剰余金	150
		資本準備金	150
		利益剰余金	16,443
		利益準備金	255
		その他利益剰余金	16,187
資産合計	**212,539**	**負債・純資産合計**	**212,539**

損益計算書の要旨
（令和６年１月１日から令和６年12月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	15,458
売上原価	9,863
売上総利益	5,595
販売費及び一般管理費	3,332
営業利益	2,263
営業外収益	34
経常利益	2,297
税引前当期純利益	2,297
法人税、住民税及び事業税	2,080
法人税等調整額	△1,386
当期純利益	1,603

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸及び左記会社管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）下記のとおりです。
（乙）http://www.chunichi-unso.jp/kabumushi/index.html

令和７年六月六日

愛知県清須市須ケ口一九〇〇番地一
（甲）代表取締役　豊和工業株式会社
愛知県清須市須ケ口一九〇〇番地一
（乙）代表取締役　塚本　高広
中日運送株式会社
代表取締役　野寄　憲道

第 187 期 決 算 公 告

令和７年６月６日

愛知県清須市須ケ口1900番地１
豊和工業株式会社
代表取締役　塚本　高広

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,774
	固定資産	12,435
	有形固定資産	4,869
	無形固定資産	286
	投資その他の資産	7,279
	資産合計	**32,209**
負債及び純資産の部	流動負債	9,044
	（賞与引当金）	（261）
	（工事損失引当金）	（39）
	（製品保証引当金）	（72）
	固定負債	6,765
	（株式給付引当金）	（4）
	（退職給付引当金）	（727）
	負債合計	**15,809**
	株主資本	13,347
	資本金	9,019
	利益剰余金	4,728
	利益準備金	309
	その他利益剰余金	4,419
	（うち当期純利益）	（652）
	自己株式	△400
	評価・換算差額等	3,052
	その他有価証券評価差額金	3,052
	純資産合計	**16,399**
	負債・純資産合計	**32,209**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の運営する静岡県賀茂郡東伊豆町所在の大林伊豆熱川別荘地の管理事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和七年十月一日であり、乙は会社法第七八四条第二項の規定により株主総会の承認決議を経ないでこの会社分割を行います。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.angelforest-resorts.com/
（乙）左記のとおりです。

令和七年六月六日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号
（甲）株式会社エンゼルフォレストリゾート
代表取締役　田中　耕介
東京都港区港南二丁目一五番二号
（乙）株式会社大林組
代表取締役社長兼ＣＥＯ　佐藤　俊美

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,265,541
	固定資産	869,735
	有形固定資産	284,812
	無形固定資産	7,902
	投資その他の資産	577,019
	資産合計	**2,135,276**
負債及び純資産の部	流動負債	1,126,442
	完成工事補償引当金	2,734
	工事損失引当金	15,061
	その他	1,108,647
	固定負債	186,189
	退職給付引当金	43,614
	役員株式給付引当金	686
	関係会社事業損失引当金	3,312
	その他	138,577
	負債合計	**1,312,632**
	株主資本	679,857
	資本金	57,752
	資本剰余金	41,694
	資本準備金	41,694
	利益剰余金	595,239
	利益準備金	14,438
	その他利益剰余金	580,801
	（うち当期純利益）	（115,721）
	自己株式	△14,828
	評価・換算差額等	142,786
	その他有価証券評価差額金	126,467
	土地再評価差額金	16,318
	純資産合計	**822,644**
	負債・純資産合計	**2,135,276**